
宇治公共施設運営検討事業 報 告 書

宇治市公共施設運営検討委員会

宇治公共施設運営検討事業報告書

目 次

I. はじめに

1. 検討の背景

- (1) 指定管理者制度とは…………… 1
- (2) 宇治市における指定管理者制度導入の経過…………… 2

2. 既存計画等での位置づけ

- (1) 宇治市第4次行政改革大綱…………… 3
- (2) 宇治市第4次行政改革実施計画…………… 3
- (3) 指定管理者制度導入の指針…………… 3

3. 検討の進め方

- (1) 検討対象の施設…………… 5
- (2) 検討の視点…………… 6
- (3) 検討の体制…………… 7
- (4) 検討の経過…………… 8

4. 検討結果の概要…………… 9

II. 宇治市公共施設の現状把握及び課題整理

1. 公共施設の概要

- (1) 施設の概要…………… 11
- (2) 管理運営の状況…………… 13

2. 公共施設利用者の意向把握

- (1) 利用者アンケート調査の概要…………… 17
- (2) 調査結果の概要…………… 18

3. 公共施設の類型化と課題検討

- (1) 公共施設の類型化の考え方…………… 36
- (2) 宇治市公共施設の類型化…………… 37
- (3) 宇治市公共施設の課題整理…………… 38

III. 民間事業者参入の可能性検討

1. 他都市における指定管理者制度導入と民間事業者参入状況

- (1) 他団体アンケート調査の概要…………… 39
- (2) 調査結果の概要…………… 39

2. 周辺地域における民間事業者参入状況

- (1) 調査の概要…………… 51
- (2) 調査結果の概要…………… 51

(3) 主要施設の参入事例	54
3. 主要施設の民間事業者参入意向	
(1) 調査の概要	57
(2) 調査結果の概要	58
IV. 最適管理運営体制の検討	
1. 検討すべき課題及び改善点	60
2. 施設別最適管理運営体制検討結果	
(1) 管理運営形態を変更する施設	69
(2) 現在他の方策を検討している施設	70
(3) 引き続き検討を要する施設	72
(4) 検討結果のまとめ	73
V. 市出資公社の方向性検討	
1. 市出資公社の現況把握	
(1) 市出資公社の現況	81
(2) 市出資公社の経営指標分析	83
(3) 市出資公社の自己点検評価	88
2. 市出資公社の検討課題	92
参考資料：市出資公社の解散時の手続きについて	94

I. はじめに

1. 検討の背景

(1) 指定管理者制度とは

公の施設については、これまでは公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等（以下、「公社等」という。）に管理運営を委託する方式に限られていた。しかしながら、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が創設された。

指定管理者制度とは

① これまでの制度：管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行する。

- ・地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2以上出資等）
- ・公共団体（土地改良区等）
- ・公共的団体（農協、自治会等）

② 改正後：指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた指定管理者が、管理を代行する。

- ・指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定
- ・指定管理者も使用の許可を行うことが可能
例示)

地方公共団体が設置する文化センターを株式会社等の民間事業者が行うことが可能に。

PFI事業で建設した施設について、PFI事業者による利用料金制も含めた管理代行が可能に。

③ 改正地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作

成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(2) 宇治市における指定管理者制度導入の経過

本市では、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正による指定管理者制度の創設をうけ、平成 17 年 2 月に「指定管理者制度導入のための指針」(以下「指針」という)を策定し、以降、現在管理委託を行っている施設について導入手続を進め、平成 18 年 4 月 1 日からこれまで管理委託を行っていた施設について、指定期間を 4 年間として指定管理者による管理を開始した。

本市の設置する公の施設全 699 施設中、指定管理者制度を導入したのは 42 施設であり、残る 657 施設については直営としているところである。

これら指定管理者制度を導入した施設においては、一部を除き、「指針」に基づきこれまで管理委託を行っていた外郭団体(市出資公社¹)・社会福祉法人等を指名により指定管理者とし、民間事業者等の参入による競合については次期指定期間(平成 22 年度～)に見送った。

また、直営施設の指定管理者制度導入については、環境を整備のうえ平成 19 年度以降、順次実施することとしたところである。

¹ 宇治市が主たる出資者で、宇治市の公共施設の管理にあたっている財団法人。

2. 既存計画等での位置づけ

(1) 宇治市第4次行政改革大綱

宇治市第4次行政改革大綱では、現在指定管理者として指定されている外郭団体の取扱いについて、「4. 改革の実施項目 3. 外郭団体の見直しと運営改善」において、「外郭団体については、設立の目的、業務内容、機能等について検討を行い、統廃合も含めた見直しを行う。行政への財政依存が高い団体について、自立経営に向け、業務執行の効率化や財政状況の向上対策を推進する。また団体職員の意欲や資質の向上を図るための方策を検討し団体の活性化を図る。」としている。

(2) 宇治市第4次行政改革実施計画

また、宇治市第4次行政改革実施計画では「3. 外郭団体の見直しと運営改善」の NO36 の実施事項として「公社等の見直し：公社等について、設立の目的、業務内容等について検討し、統廃合も含めた見直しを図る。」としている。

(3) 指定管理者制度導入の指針

平成17年2月に策定された「指定管理者制度導入のための指針」では、次頁のような基本的な考え方が示されている。

この中では、従来の管理委託制度により宇治市が出資している公社等へ管理運営を委託している公の施設（以下「既委託施設」という。）については、平成18年4月から原則的に指定管理者制度に移行することとしており、このうち、現段階で公募が困難と認められる施設については、第1回目は従来の受託者（＝公社等）を選定し、次回の選定から原則公募制とすることとしている。

さらに、公社等については、「効率的に運営されているのか、公社等に委託するメリットが十分に発揮され、かつ必要な事業が行われているのか、などについて再点検を行う。検証の結果、民間事業者等より優れた特質をアピールできない公社、設立目的に照らして存在意義の薄れた公社、再委託する割合が高い公社については、廃止や統合等の検討を行う。」と、次期指定期間に向けての検討作業を行うことを明言している。

一方、直営施設についても、「市民ニーズに適合した質の高いサービスの提供とともにコストの削減について再点検を行い、公の施設の設置目的をより効果的に実現し、かつ効率的な管理運営をめざすとともに、市民との協働のあり方について検討のうえ、管理代行が可能な施設については、指定管理者制度を導入する。」と明言しており、市民サービスの向上や施設の効果的、効率的な運営が期待できるものは、指定管理者制度の導入や全面委託化、嘱託職員化、統廃合など個別に検討を行うこととしている。

指定管理者制度導入の指針（平成 17 年 2 月）の概要

区分	項目	内容
基本的な考え方	導入の時期	・従来の管理委託制度により公社等へ管理運営を委託している公の施設（以下「既委託施設」という。）については、平成 18 年 4 月から原則的に指定管理者制度に移行する。 ・市が直接管理運営している公の施設（以下「直営施設」という。）についても、再点検を行い、管理代行が可能な施設については、平成 19 年度以降、順次指定管理者制度を導入する。
	公の施設の管理運営の留意点	・再点検にあたっては、市民との協働を踏まえつつ、個人や地域、あるいは民間部門ではできないもの、もしくは非効率なもののみを行政が行うという補完性の原理に基づいて行う。 ・宇治市が出資している公社等については、効率的に運営されているのか、公社等に委託するメリットが十分に発揮され、かつ必要な事業が行われているのか、などについて再点検を行う。検証の結果、民間事業者等より優れた特質をアピールできない公社、設立目的に照らして存在意義の薄れた公社、再委託する割合が高い公社については、廃止や統合等の検討を行う。
指定管理者の選定等の基準	選定と公募の基準	・管理を代行する者を特定することが必要な施設については、公募せずに選定する。 ・施設管理と、事業の推進をあわせて代行させることが望ましい施設については、資格等に特別の条件を付け、公募する。 ・民間企業がすでに事業展開している分野の施設については、広く公募する。
	指定期間	・新規 4 年間、継続指定 5 年間
	利用料金制度	・自立的経営が図られる施設、あるいは自立的経営が見込まれる施設については、利用料金制度及び承認料金制度の積極的な導入を図る。
	条例の制定方式	・総則的な条例は制定せず、個別条例ごとに制定する。
	個人情報の保護	・指定管理者が取り扱う個人情報について、個人情報保護条例に位置づける。
施設類型別による選定方向	公募する施設	・既委託施設のうち、民間企業のノウハウ等が導入できる施設については原則公募。
	公社等を当面選定する施設	・既委託施設のうち、現段階で公募が困難と認められる施設については、第 1 回目は従来の受託者を選定し、次回の選定から原則公募制とする。
	市民に身近な施設	・原則地域関係団体等を選定する。
	直営施設および新規開設施設	・全市を対象とした直営施設については、指定管理者制度の導入や全面委託化、嘱託職員化、統廃合など個別に検討する。 ・新規開設施設については、検討段階から指定管理者制度について検討し、開設にあわせて導入する。

3. 検討の進め方

(1) 検討対象の施設

指定管理者制度対象の宇治市の公の施設は、全体で 699 施設（平成 18 年 4 月 1 日現在）あり、うち指定管理者が指定されている施設が 42 施設、直営施設が 657 施設となっている。

対象となる公の施設

部	現在の管理区分	施設名	施設数
市民環境部	指定管理者	文化会館	1
		コミュニティセンター	4
		産業会館	1
		市営茶室	1
		観光センター	1
		天ヶ瀬墓地公園	1
		斎場	1
	直営	ふれあいセンター	3
		集会所	124
		天ヶ瀬森林公園	1
		善法農業共同作業所	1
		隣保館	2
		男女共同参画支援センター	1
		産業振興センター	1
		ベンチャー企業育成工場	1
		笠取簡易水道	1
		池尾飲料水供給施設	1
健康福祉部	指定管理者	総合福祉会館	1
		地域福祉センター	4
		デイホーム	2
	直営	保育所	8
		健やかセンター	1
		休日急病診療所	1
		地域福祉センター	2
建設部	直営	市営住宅	12
		特定公共賃貸住宅	1
都市整備部	指定管理者	植物公園	1
		黄檗公園	1
		西宇治公園	1
		東山公園	1
		自動車駐車場	2
		自転車等駐車場	17
	直営	児童公園等（有料公園・有料施設を含む公園以外）	472
浄化センター	2		
教育部 教育委員会	指定管理者	総合野外活動センター	1
		巨椋ふれあい運動ひろば	1
	直営	生涯学習センター	1
		青少年指導センター	1
		青少年センター	3
		源氏物語ミュージアム	1
		市民会館	1
		公民館	5
		図書館	3
		歴史資料館	1
水道部	直営	浄水場	6
総数			699
うち指定管理者			42
うち直営			657

（２）検討の視点

①適切な管理形態の検討

「指針」では、直営施設についても、再点検を行い、公の施設の設置目的をより効果的に実現し、かつ効率的な管理運営をめざすとともに、市民との協働のあり方について検討のうえ、管理代行が可能な施設については、指定管理者制度を導入するとしている。

そこで、指定管理者制度導入施設（外郭団体分・その他法人等分）・直営施設の、全ての公の施設（699 施設）について、効率性・市民サービス向上の観点から「そもそものような管理形態が最も望ましいか」という検討を行い、指定管理者制度導入施設（外郭団体分・その他法人等分）については「現在の指定管理者でよいのか」、「市出資公社の存廃は」、「存続の場合改善策はあるか」といった点について、直営施設については、「指定管理者制度導入か」、「直営継続でも改善策はあるか」といった点について検討することとする。

施設の方向性を判断するうえで、以下のような視点に基づき、まず現況を明らかにする。

- ① 施設の設置目的が時代のニーズに適合しているか。
- ② 施設が十分に利用されているか（開設日・時間、利用者数等）。
- ③ 施設の管理運営主体が施設の利用目的から判断して適切であるか。
- ④ 使用料、支出額、市負担額が適正か。

次に、以下のような視点に基づき、管理運営の方向性を明らかにする。

- ① 民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などが期待できるか。
- ② 民間事業者等に任すことで、コスト削減が図れる可能性があるか。
- ③ 利用の平等性や公平性などについて、行政でなければ確保できない明確な理由があるか。
- ④ 同様・類似のサービスを提供できる民間事業者等が存在しているか。
- ⑤ 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能か。
- ⑥ 税負担でなく、使用料や利用料金によって運営を行う収益施設か。

②指定管理者の選定方法の検討

最も適切な管理形態の検討の結果、指定管理者制度の導入が最も適切であるとなった施設については、指定管理者の公募の実施について、検討を行う。

公募の実施については、以下のような視点に基づき、判断を行う。

- ① 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行する者を特定することが必要かどうか。
- ② 施設管理と密接に関連する事業の推進をあわせて代行する必要がある場合、公募を行うことが事業の推進に障害とならないかどうか。
- ③ 民間企業がすでに事業展開している等、公募に応じる民間事業者が存在するかどうか。

なお、「指針」では、現在公社等が指定管理者として選定されている施設については、次回の指定管理者の選定以降は原則公募制に移行することが明言されているが、この点についても、公募制に移行して支障がないかを検討する。

③公社等の自立的経営に向けた検討

公社等については、効率的に運営されているのか、公社等に委託するメリットが十分に発揮され、かつ必要な事業が行われているのか、などについて再点検を行う。

「指針」により、現在公社等が指定管理者として選定されている施設については、次回以降は、原則公募制に移行することになることから、民間事業者等より優れた特質をアピールできない公社、設立目的に照らして存在意義の薄れた公社、再委託する割合が高い公社については、廃止や統合等も視野に入れておく必要があり、その方法論についても検討を行っておく必要がある。

(3) 検討の体制

本件の検討にあたっては、学識経験者等により構成される「宇治市公共施設運営検討委員会」を設置し、この委員会で議論を行い結論を得るという形態で進める。

委員のメンバーは以下の通りである。

宇治市公共施設運営検討委員会

区分	役職	委員
学識経験のある者	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	川浦 昭彦 ＊
	立命館大学法学部法学科・法学研究科准教授	正木 宏長
公の施設の管理運営について専門的知識を有する者	税理士	赤井 裕和
	京都銀行宇治支店長	西森 均
	社会保険労務士	安光 好宏
市職員	市長公室長	塚原 理俊
	政策経営監	糸 要治
	財務室長	坪倉 貢
	総務部長	梅垣 誠
	市民環境部長	仲野 正之
	市民環境部理事	堀井 健一
	市民環境部理事	稲石 義一
	健康福祉部長	田中 秀人
	健康福祉部理事	岡本 恵司
	建設部長	三枝 政勝
	都市整備部長	石井 章一
	教育部長	五艘 雅孝
	水道部長	小西 吉治
事務局	政策室	

＊委員長

※平成 19 年 12 月末現在

（４）検討の経過

宇治市公共施設運営検討委員会の開催状況は下記の通りである。

回数	開催日	議題等
第１回	平成 18 年 10 月 17 日	公共施設運営検討事業趣旨説明 検討スケジュール確認 当面の作業について
第２回	平成 19 年 4 月 19 日	各種調査分析結果報告 分析結果による公の施設の類型化と今後の方向性
第３回	平成 19 年 6 月 14 日	公共施設の施設別管理運営方向性（素案）について （中間まとめ）
第４回	平成 19 年 9 月 10 日	公共施設の施設別管理運営方向性の判定と改善検討 項目等について （管理運営区分変更等のある施設における課題）
第５回	平成 19 年 11 月 19 日	個別施設における課題 財団法人解散時の手続について 最終報告書の構成について（案）
第６回	平成 20 年 2 月 14 日	最終報告書について

4. 検討結果の概要

今回の検討結果をまとめると以下の通りとなる。

検討結果のまとめ

		現在			合計
		直 営	指定管理者 (公募外)	指定管理者 (公募)	
将来	直 営	○ふれあいセンター (3) ○天ヶ瀬森林公園 ○農業共同作業所 ○男女共同参画支援センター ○笠取簡易水道 ○池尾飲料水供給施設 ○健やかセンター ○地域福祉センター (2) ○市営住宅等 (13) ○生涯学習センター ○青少年指導センター ○青少年センター (3) ○歴史資料館 ○浄水場 (6)	—	—	
		(36)			
	直 営※	○集会所 (124) ○保育所 (8) ○志津川浄化センター ○東宇治浄化センター ○市民会館 ○公民館 (5) ○図書館 (3)	—	—	
		(143)			
	直 営*	○産業振興センター ○ベンチャー企業育成工場 ○隣保館 (2) ○休日急病診療所 ○児童公園等 (472)	—	—	
		(477)			
		656	—	—	656
	指定管理者 (公募外)	—	○コミュニティセンター (4) ○墓地公園 ○斎場 ○産業会館 ○市営茶室 ○観光センター ○総合福祉会館 ○地域福祉センター (4) ○デイホーム (2) ○自転車等駐車場 (2)	—	
		—	18	—	18
	指定管理者 (公募)	●源氏物語ミュージアム	●有料公園 (4) ●巨椋ふれあい運動ひろば ●自転車等駐車場 (15) ●文化会館 ●総合野外活動センター	●自動車駐車場 (2)	
		1	22	2	25
合計		657	40	2	699

※当面直営であるが現在他の方策を検討しているもの

*当面直営であるが引き続き検討を要するもの

現在直営で管理を行っている 657 施設のうち、今後、指定管理者制度に移行することが望ましい施設として 1 施設（源氏物語ミュージアム）、直営施設のうち当面直営であるが現在他の方策を検討しているものが 7 種 143 施設、当面直営であるが引き続き検討を要するもの 5 種 477 施設、今後も直営を継続する施設が 14 種 36 施設となっている。

現在既に指定管理者制度を導入している 42 施設のうち、次期以降公募とする施設が 5 種 22 施設、引き続き公募とする施設が 1 種 2 施設、非公募とする施設が 10 種 18 施設となった。なお、新たに指定管理者制度に移行する源氏物語ミュージアムは公募により指定管理者を選定するものとした。

II. 宇治市公共施設の現況把握及び課題整理

1. 公の施設の概要

(1) 施設の概要

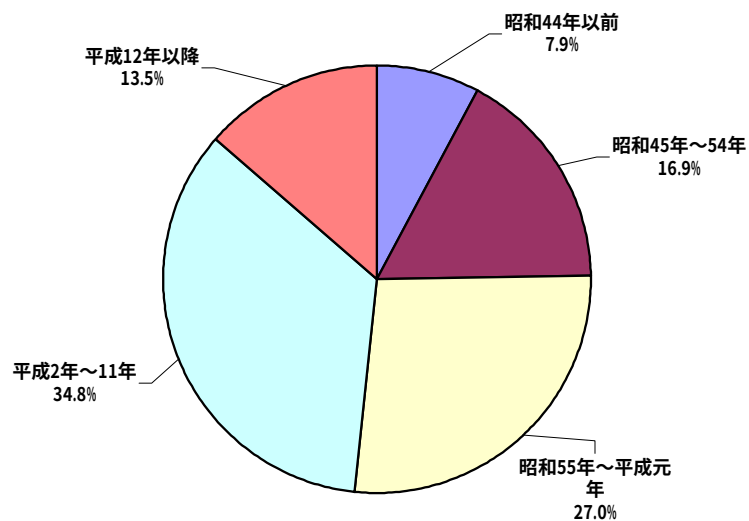
検討対象となる公共施設のうち、施設建築物が主体となっている 89 施設（併設のものは建物単位で算定、集会所を除く）の施設概要は以下の通りである。

1) 建設年度

- ・施設建築物の建設年度をみると、平成 2 年～11 年に建設されたものが 34.8%と最も多く、全体の約 1/3 近くを占めており、次いで昭和 55 年～平成元年が 27.0%、昭和 45 年～54 年が 16.9%、平成 12 年以降が 13.5%、昭和 44 年以前が 7.9%と続いている。
- ・建設以降約 30 年以上を経た昭和 54 年以前の建物が全体の 1/4 を占めている。

■建設年度

N=89

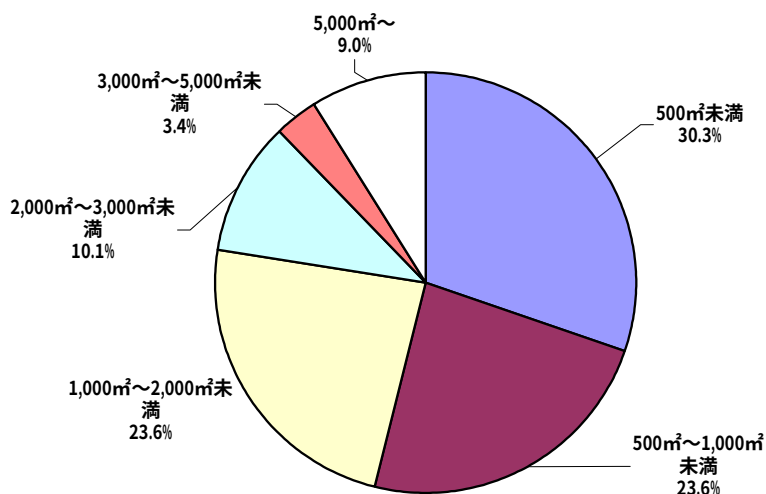


2) 延床面積

- ・施設建築物の延床面積をみると、500 m²未満のものが 30.3%と最も多く、次いで 1,000～2,000 m²未満と 500～1,000 m²未満が共に 23.6%で続いている。
- ・2,000 m²未満の施設が全体の約 1/4 を占めている。

■床面積

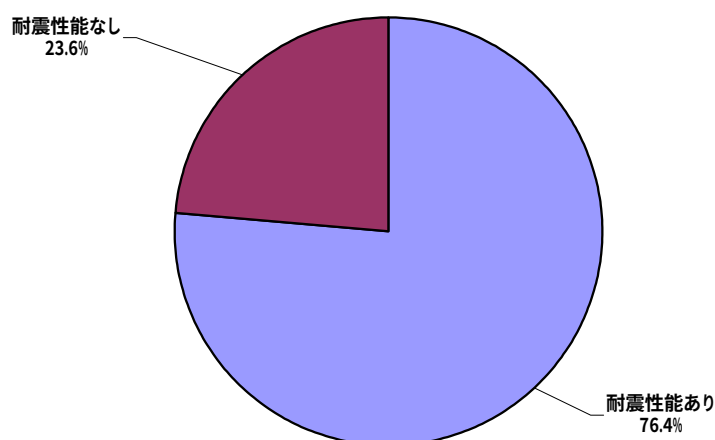
N=89



3) 耐震化の状況

- ・施設建築物のうち、昭和 56 年以降に着工した新耐震基準に基づく建築物と、昭和 55 年以前でも耐震改修工事を実施した建築物は、耐震性能があると推定できる。
- ・これによると、施設建築物主体の 89 施設のうち 76.4%が耐震性能ありと推定できる。
- ・実際には昭和 55 年以前の建築物でも、耐震性能を有する施設はあることから、実際の耐震化率はさらに高くなると考えられる。

■ 耐震化の状況
N=89

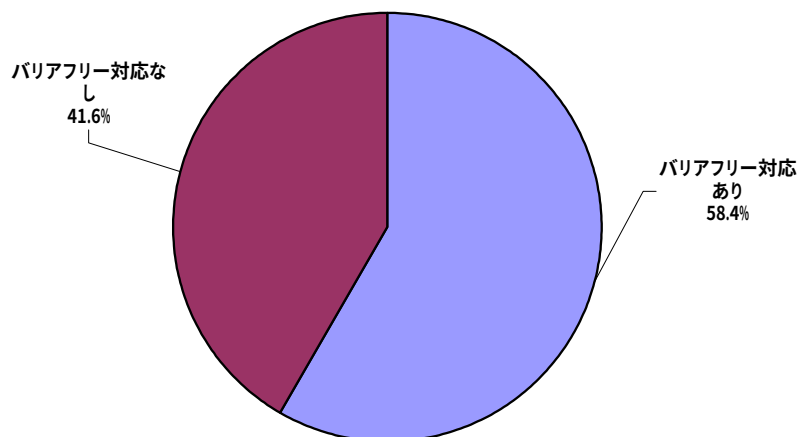


4) バリアフリー化の状況

- ・施設建築物のうち、ハートビル法が施行された平成 6 年以降に着工した建築物と、エレベーターの設置などのバリアフリー化工事を実施した建築物は、バリアフリー化に対応していると推定できる。
- ・これによると、施設建築物主体の 89 施設のうち 58.4%がバリアフリー化に対応していると推定できる。
- ・実際には平成 5 年以前の建築物でも、バリアフリー化に対応している施設はあることから、実際のバリアフリー化率はさらに高くなると考えられる。

■ バリアフリー化の状況

N=89



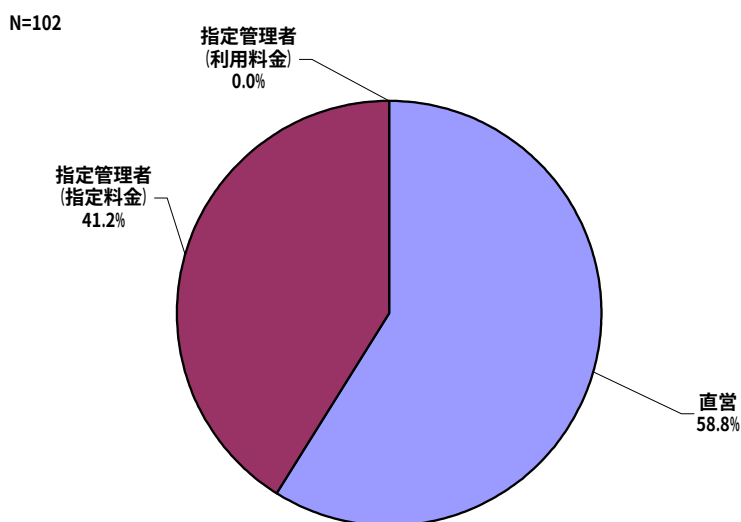
(2) 管理運営の状況

1) 管理運営形態

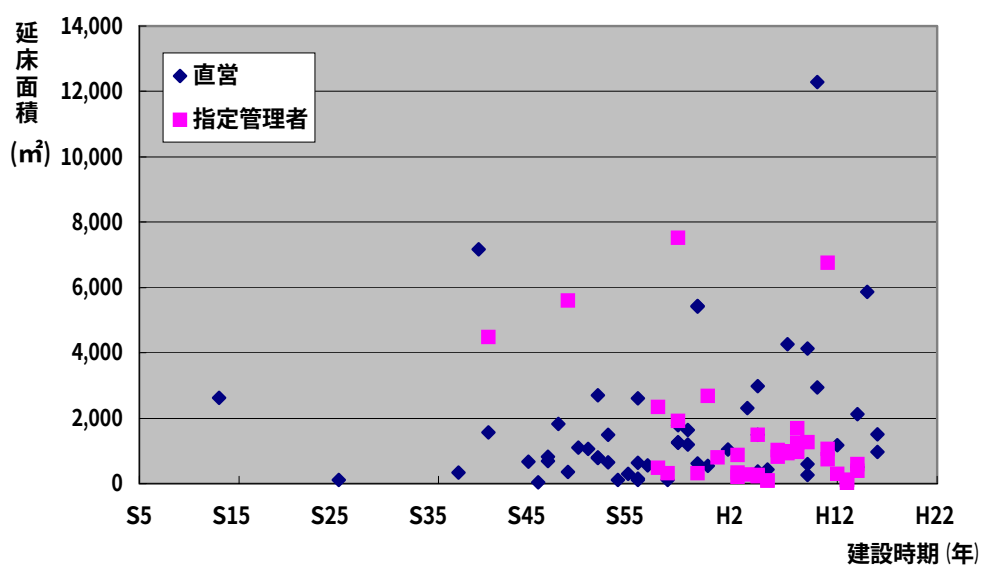
①運営形態

- ・ 児童公園、集会所等を除く 102 施設の運営形態をみると、直営が 58.8%、指定管理者が 41.2% となっており、4 割を超える公共施設で指定管理者制度が導入済となっている。
- ・ なお、指定管理者において利用料金制度の導入実績はまだない。
- ・ 施設建築物主体の施設について、運営形態別に建設時期と延床面積の分布状況をみてみると、指定管理者制度を導入している施設は、昭和 55 年以降に建設された延床面積 2,000 m²未満の施設により集中している状況がうかがえる。

■運営形態



■運営形態別の建設時期と延床面積

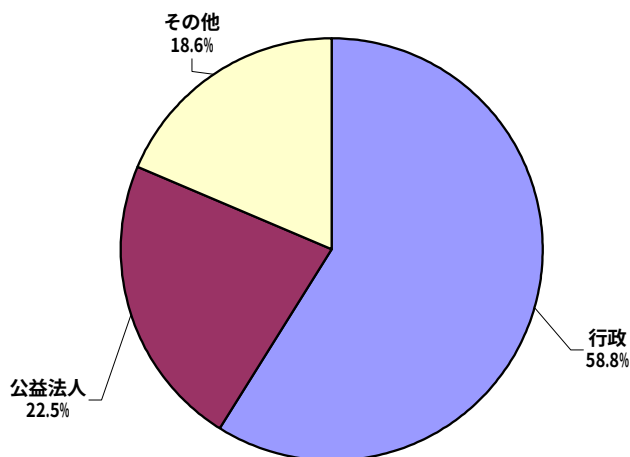


②組織形態

- ・運営組織としては、58.8%の直営の施設は全て行政であるが、41.2%の指定管理者については公益法人が 22.5%、その他が 18.6%となっており、指定管理者の過半数が公益法人となっている。
- ・公益法人以外の指定管理者の組織形態としては、社会福祉法人、民間事業者などがある。

■組織形態

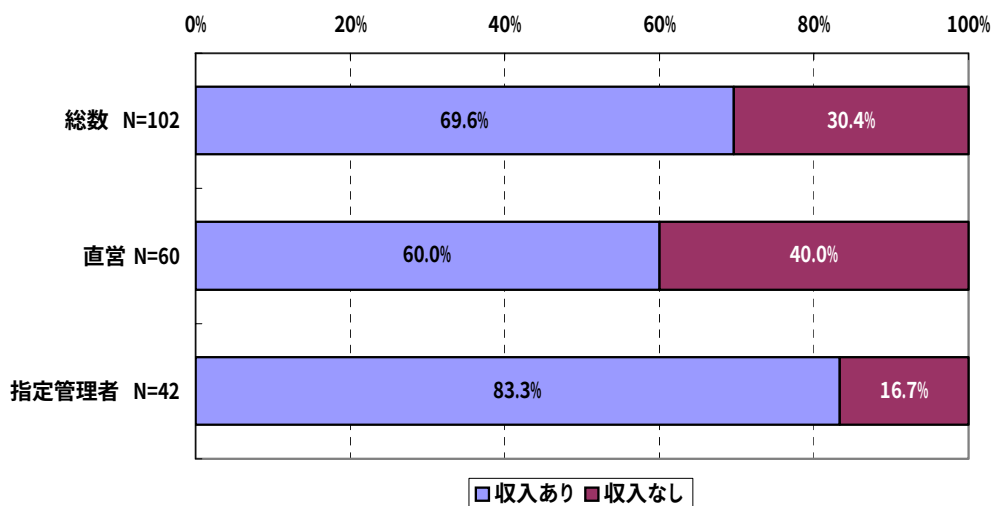
N=102



③料金収入の有無

- ・料金収入の状況を見てみると、全体の 69.6%が料金収入のある施設となっている。
- ・これを運営形態別にみると、料金収入がある比率は直営で 60.0%、指定管理者で 83.3%と、指定管理者の方が高くなっている。

■運営形態別料金収入の有無

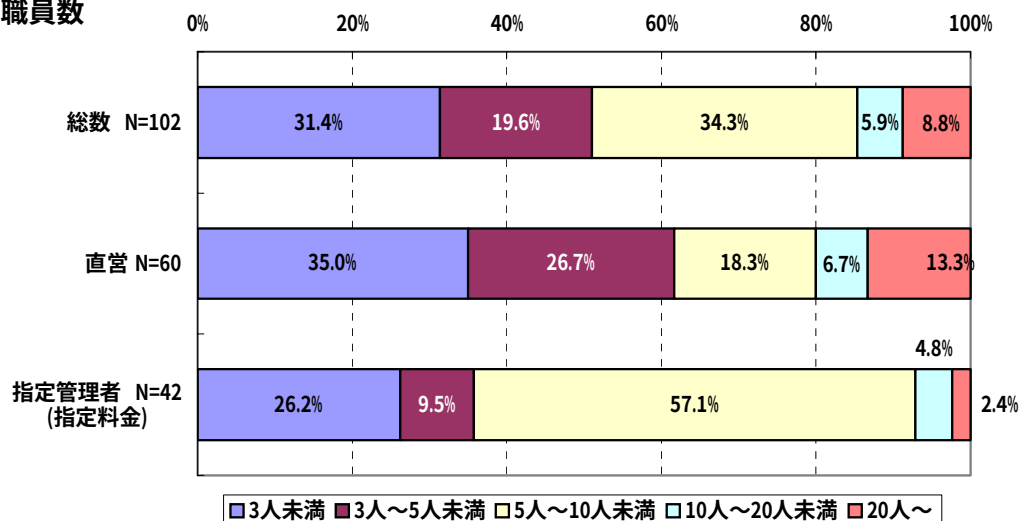


2) 管理運営コスト

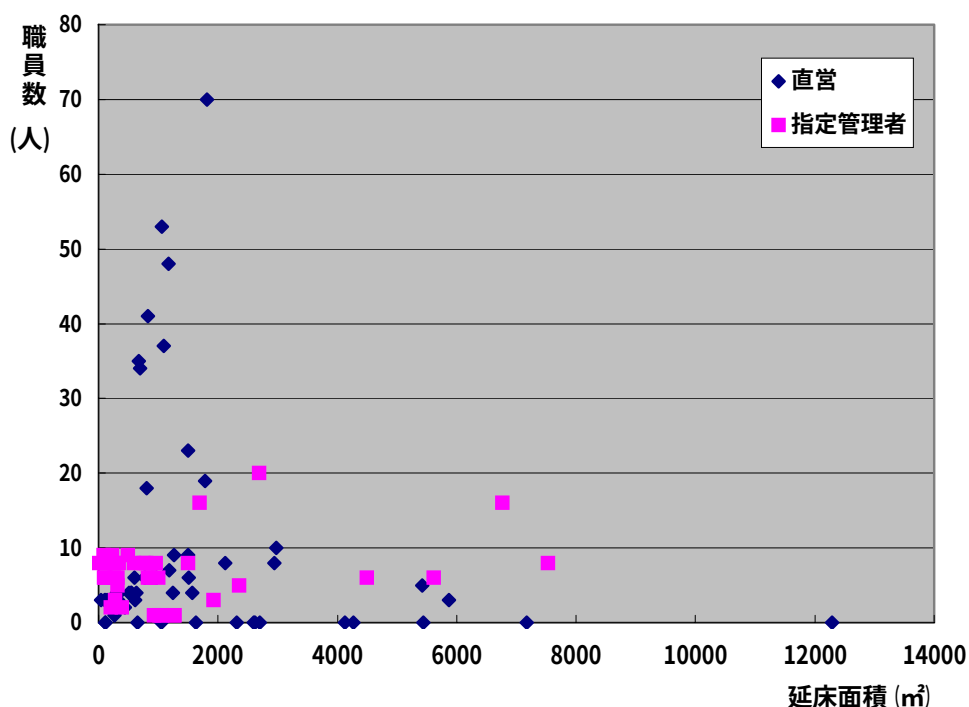
①職員数

- ・指定管理者も含めた職員数別の構成をみると、全体では「5人～10人未満」が34.3%と最も多く、次いで「3人未満」が31.4%、「3人～5人未満」が19.6%と続いている。約半数の施設が職員5人未満であり、職員が10人以上いる施設は全体の約15%ということになる。
- ・運営形態別にみると、直営施設では10人未満が61.7%を占め、指定管理者施設より高い比率となっている。また、20人以上の施設も、保育所等を中心に13.3%と高い比率を占めている。
- ・指定管理者では、5人～10人未満の施設が57.1%と、比率が高くなっている。施設内容としては自転車駐車場やコミュニティセンターとなっている。
- ・施設建築物の延床面積と職員数の分布をみると、延べ床面積3,000㎡未満の直営施設では、職員数と施設規模に一定の相関性がみられるが、施設規模が大きくなると相関性は小さくなっている。また、指定管理者施設の施設規模と職員数の相関性は直営施設よりさらに小さい。

■運営形態別職員数



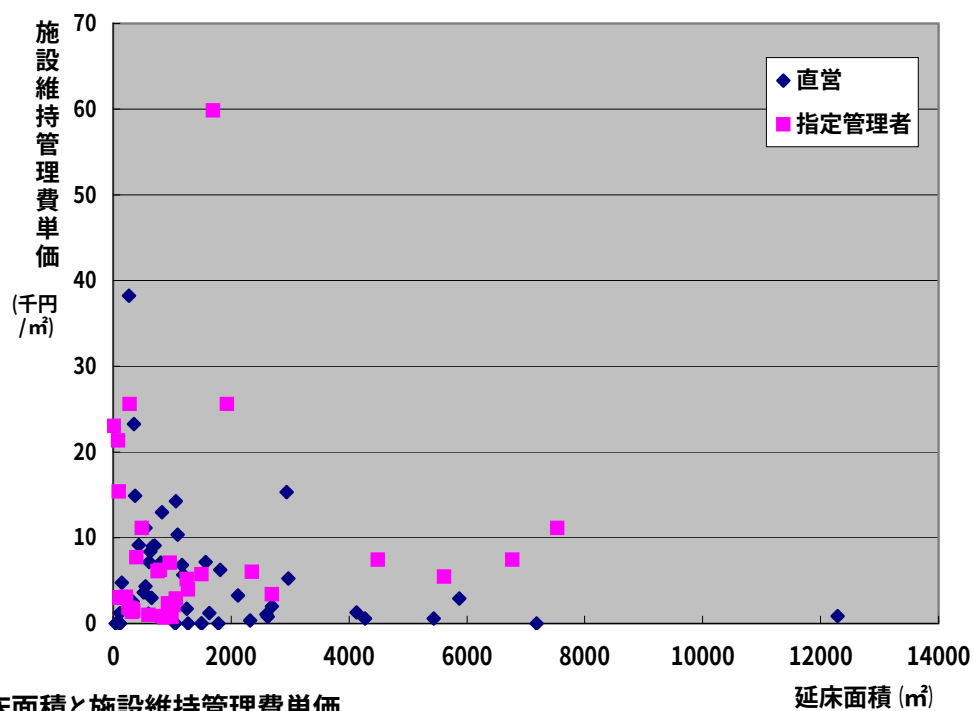
■運営形態別延床面積と職員数



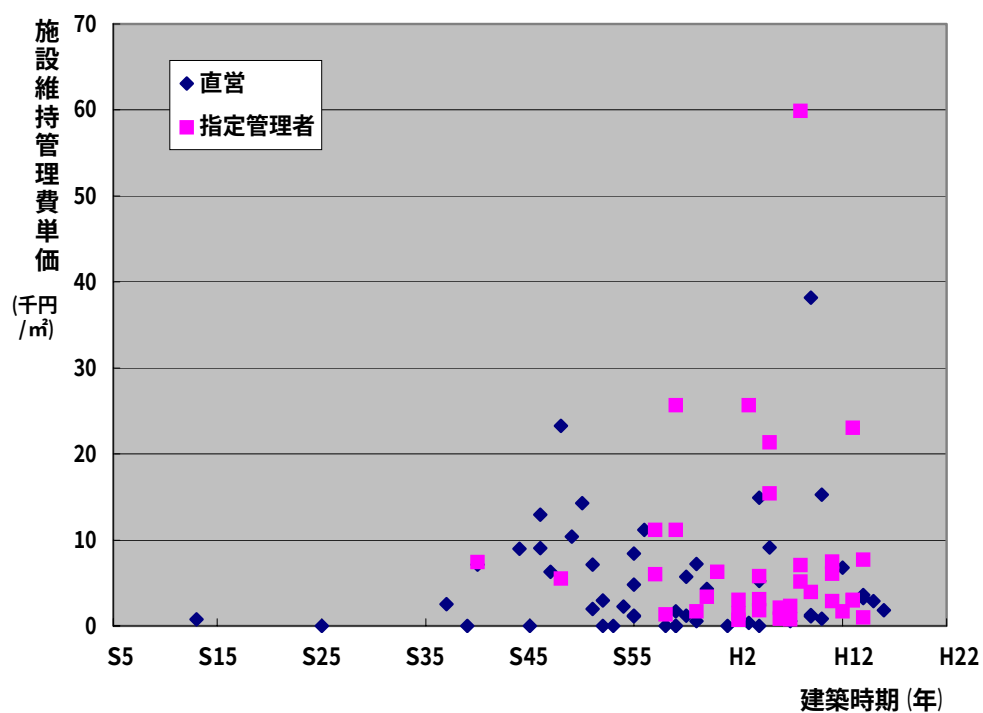
②施設維持管理費

- ・施設維持管理費単価の分布状況をみると施設規模が小さいほど、また、建築時期が古いほど維持管理単価が大きくなる相関関係が若干ではあるがうかがえる。

■運営形態別延床面積と施設維持管理費単価



■運営形態別延床面積と施設維持管理費単価



2. 公共施設利用者の意向把握

(1) 利用者アンケート調査の概要

1) 調査の目的

- ・「公の施設」の対象となる各施設の利用者に対して、アンケート調査を実施し、利用状況や満足度、利用意向等を把握することで、各施設の現在の評価と課題を明らかにすることを目的とする。

2) 調査の方法

- ・各施設の利用者に対して、共通フォーマットによる利用者アンケート調査を実施した。
- ・対象となる施設に、専用のアンケート・コーナーを設け、アンケート用紙とアンケート回収箱を設置して、その場でアンケートを投函できるようにした。
- ・また、宛名を記入した専用封筒を用意し、アンケート用紙を持ち帰って自宅等から郵送で投函したり、FAXで投函ができるようにした。
- ・宇治市のホームページからアンケート用紙をダウンロードできるようにして、EメールやFAX、郵送で投函できるようにした。
- ・なお、集会所（124 施設）及び児童公園（472 施設）については、該当する町内会・自治会等の代表者にアンケート用紙を配布した。

3) 調査期間

- ・平成 18 年 11 月 17 日～12 月 15 日

4) 回収状況

- ・回収票数 1,117 票

(2) 調査結果の概要

1) 施設別回収数

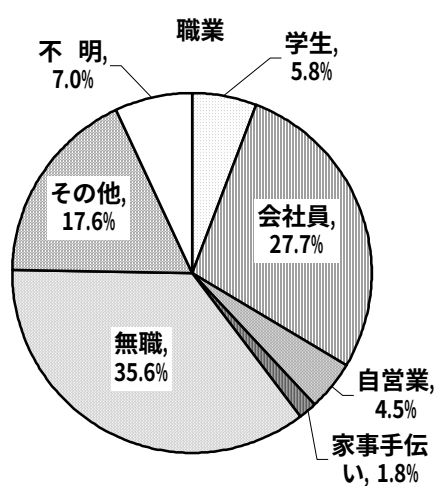
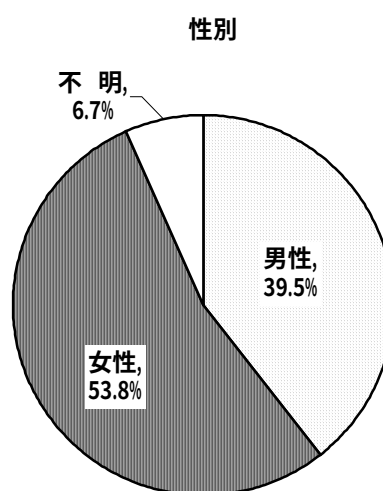
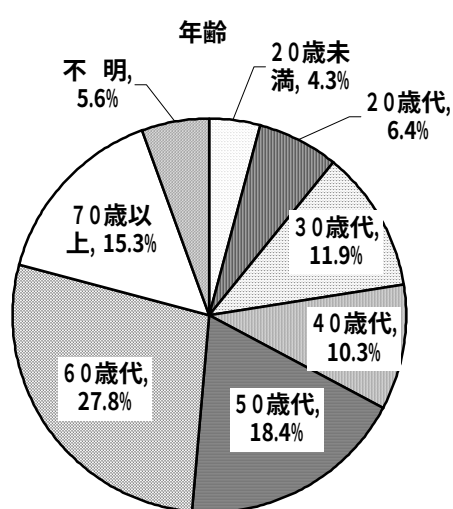
- ・回収総数 1,117 票の施設別内訳は、右表の通りであり、集会所と児童公園を除くと 59 施設についての回答があった。
- ・このうち 11 施設については、回答数が 5 票未満と少なく、正確な評価が困難であることから、この 11 施設を除く 48 施設を対象に分析を行うこととする。

施設番号	施設名称	回収数
1	宇治市文化会館	15
2	宇治市西小倉コミュニティセンター	9
3	宇治市東宇治コミュニティセンター	16
4	宇治市南宇治コミュニティセンター	7
5	宇治市槇島コミュニティセンター	2
6	宇治市菟道ふれあいセンター	17
7	宇治市伊勢田ふれあいセンター	136
8	宇治市平盛ふれあいセンター	31
9	集会所	136
11	宇治市善法農業共同作業所	10
12	宇治市善法隣保館	12
14	宇治市男女共同参画支援センター	8
15	宇治市産業会館	1
17	宇治市観光センター	8
20	宇治市天ヶ瀬墓地公園	1
21	宇治市斎場	10
24	宇治市総合福祉会館	13
35	宇治市西小倉地域福祉センター	1
36	宇治市東宇治地域福祉センター	2
37	宇治市広野地域福祉センター	5
38	宇治市槇島地域福祉センター	3
39	宇治市木幡地域福祉センター	9
40	宇治市開地域福祉センター	7
41	宇治市小倉デイホーム	3
42	宇治市平盛デイホーム	21
56	宇治市植物公園	12
57	宇治市黄檗公園	33
58	宇治市西宇治公園	4
60	児童公園等	41
63	近鉄小倉駅東自転車等駐車場	27
64	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	35
65	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	33
66	京阪木幡駅前自転車等駐車場	38
67	J R 木幡駅前自転車等駐車場	35
68	J R 六地蔵駅前自転車等駐車場	31
69	J R 六地蔵駅前第2自転車等駐車場	31
70	J R 宇治駅南自転車等駐車場	26
71	J R 宇治駅北自転車等駐車場	25
72	京阪三室戸駅前自転車等駐車場	33
73	J R 新田駅前自転車等駐車場	20
74	近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場	20
76	J R 黄檗駅前自転車等駐車場	17
78	J R 小倉駅南自転車等駐車場	16
79	J R 小倉駅北自転車等駐車場	13
82	宇治市総合野外活動センター	6
83	宇治市生涯学習センター	8
84	宇治市巨椋ふれあい運動ひろば	1
86	宇治市河原青少年センター	6
87	宇治市善法青少年センター	6
89	宇治市源氏物語ミュージアム	5
91	宇治市宇治公民館	10
92	宇治市広野公民館	4
93	宇治市小倉公民館	25
94	宇治市中央公民館	10
95	宇治市木幡公民館	29
96	宇治市中央図書館	18
97	宇治市西宇治図書館	6
98	宇治市東宇治図書館	2
99	宇治市歴史資料館	8
	合 計	1,117

2) 回答者の属性

- ・回答者の属性をみると、60歳代が約28%と最も多数を占め、次いで50歳代、70歳以上と続き、50歳代以上で過半を占めている。
- ・性別をみると女性が約54%と過半を占めている。
- ・職業をみると、高齢者の比率が高かったことから無職が約36%と最も多く、次いで会社員、その他と続いている。

回答者の属性

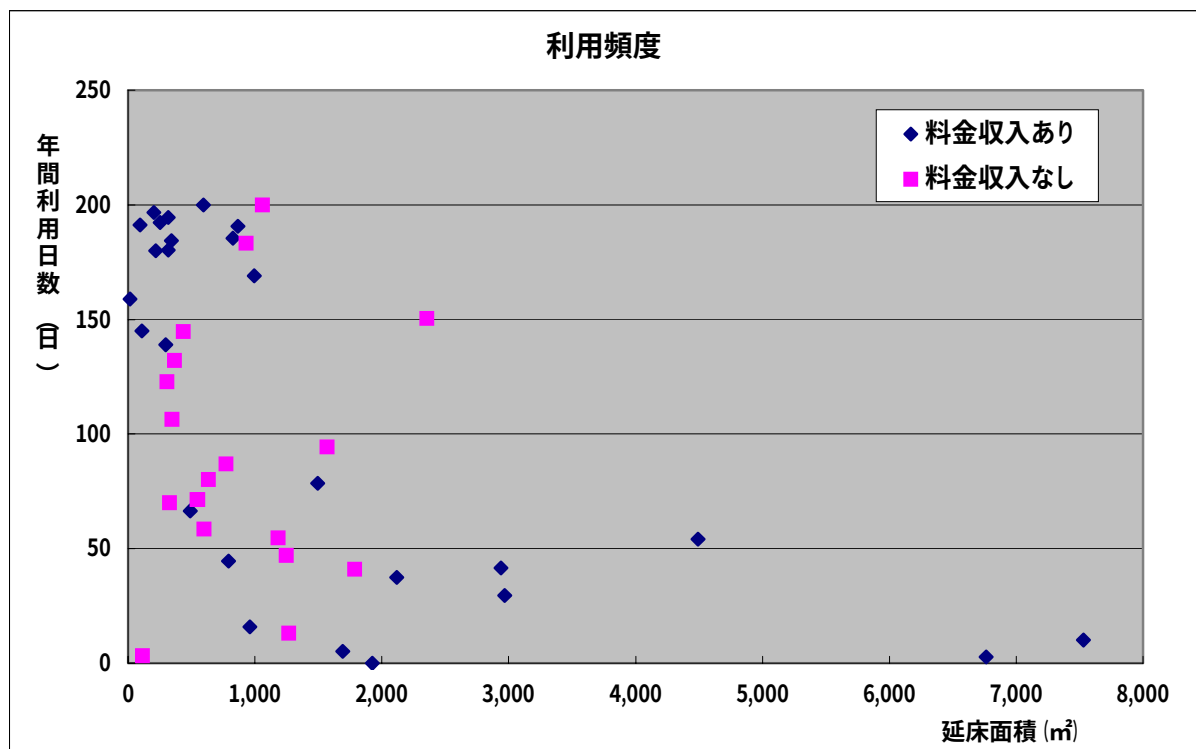


3) 利用頻度

- アンケートの回答より、回答者1人当たりの平均年間利用回数を算定すると右表のようになる。
- 毎日の通勤通学等に利用する自転車駐車場や、福祉センター等の高齢者福祉施設の利用頻度が特に高くなっており、次いで公民館、ふれあいセンター、コミュニティセンター等のコミュニティ施設の利用頻度が高くなっている。
- 施設規模との関係を見ると、延床面積が小さい身近な施設の利用頻度が高くなっているといえる。
- また、自転車等駐車場を除くと、利用料金が不要な無料の施設の利用頻度が高い傾向があるといえる。

利用頻度

順位	番号	施設名	回答数	Q1 年間平均利用 頻度
1	70	JR宇治駅南自転車等駐車場	26	200.0
2	37	宇治市広野地域福祉センター	5	200.0
3	65	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	33	196.8
4	74	近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場	20	194.4
5	73	JR新田駅前自転車等駐車場	20	192.3
6	76	JR黄檗駅前自転車等駐車場	17	191.7
7	69	JR六地藏駅前第2自転車等駐車場	31	191.3
8	64	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	35	190.7
9	66	京阪木幡駅前自転車等駐車場	38	185.4
10	67	JR木幡駅前自転車等駐車場	35	184.4
11	42	宇治市平盛デイホーム	21	183.3
12	72	京阪三室戸駅前自転車等駐車場	33	180.1
13	68	JR六地藏駅前自転車等駐車場	31	180.1
14	63	近鉄小倉駅東自転車等駐車場	27	169.0
15	78	JR小倉駅北自転車等駐車場	13	158.9
16	24	宇治市総合福祉会館	13	150.3
17	71	JR宇治駅北自転車等駐車場	25	144.8
18	40	宇治市開地域福祉センター	7	144.8
19	77	JR小倉駅南自転車等駐車場	16	138.9
20	39	宇治市木幡地域福祉センター	9	132.0
21	8	宇治市平盛ふれあいセンター	31	122.7
22	7	宇治市伊勢田ふれあいセンター	136	106.5
23	91	宇治市宇治公民館	10	94.4
24	12	宇治市善法隣保館	12	86.9
25	95	宇治市木幡公民館	29	80.1
26	3	宇治市東宇治コミュニティセンター	16	78.5
27	9	集会所	136	77.7
28	86	宇治市河原青少年センター	6	71.3
29	93	宇治市小倉公民館	25	71.3
30	6	宇治市菟道ふれあいセンター	17	70.0
31	17	宇治市観光センター	8	66.5
32	60	児童公園等	41	65.7
33	97	宇治市西宇治図書館	6	58.7
34	87	宇治市善法青少年センター	6	54.7
35	57	宇治市黄檗公園	33	54.2
36	94	宇治市中央公民館	10	47.0
37	2	宇治市西小倉コミュニティセンター	9	44.5
38	89	宇治市源氏物語ミュージアム	5	41.6
39	96	宇治市中央図書館	18	41.0
40	14	宇治市男女共同参画支援センター	8	37.5
41	83	宇治市生涯学習センター	8	29.7
42	4	宇治市南宇治コミュニティセンター	7	16.0
43	99	宇治市歴史資料館	8	13.3
44	1	宇治市文化会館	15	10.0
45	56	宇治市植物公園	12	5.1
46	11	宇治市善法農業共同作業所	10	3.2
47	82	宇治市総合野外活動センター	6	2.8
48	21	宇治市斎場	10	-



4) 満足度

- ・アンケート問2の回答より、「なんともいえない」を除いて施設の満足度に対して以下のようなポイントをつけ、平均点を算定した。

平均点の算定

回答	ポイント
大変満足している	+2
まあ満足している	+1
ふつうである	0
あまり満足していない	-1
満足していない	-2

- ・アンケート問2の各設問の平均点について、以下のような大項目に集約して平均を算出したものと、全体を集約した全体平均を算定した。

集計項目の集約

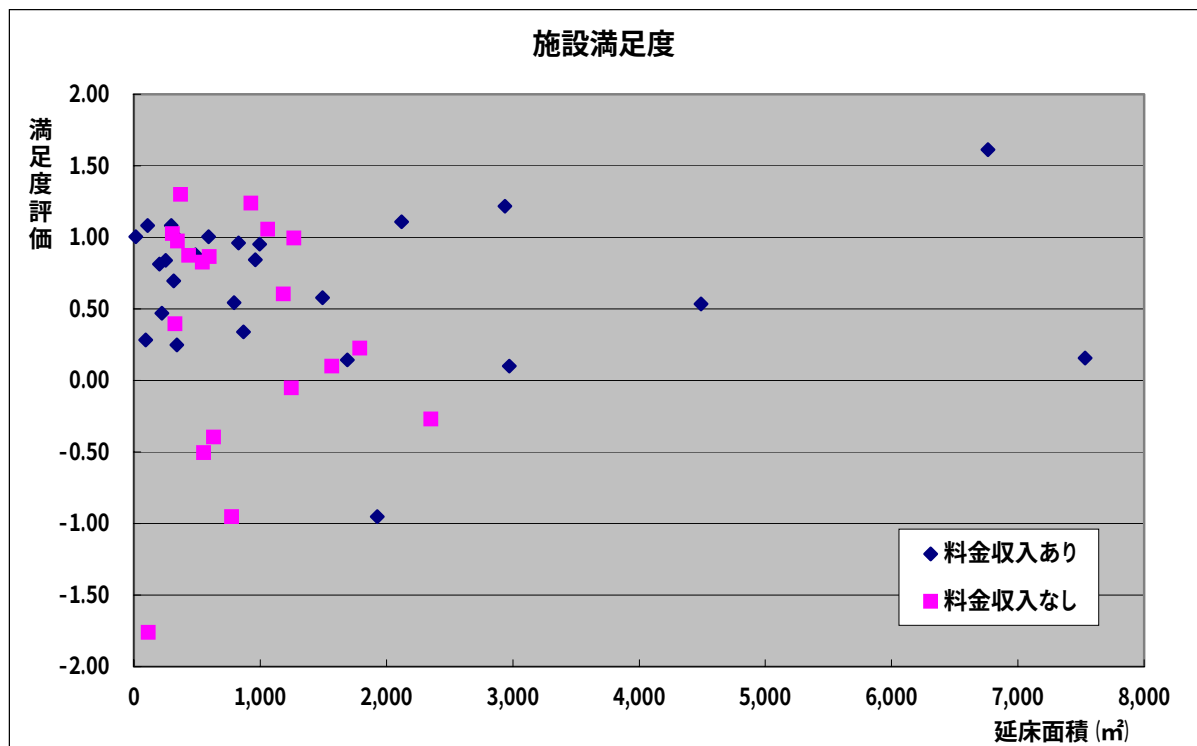
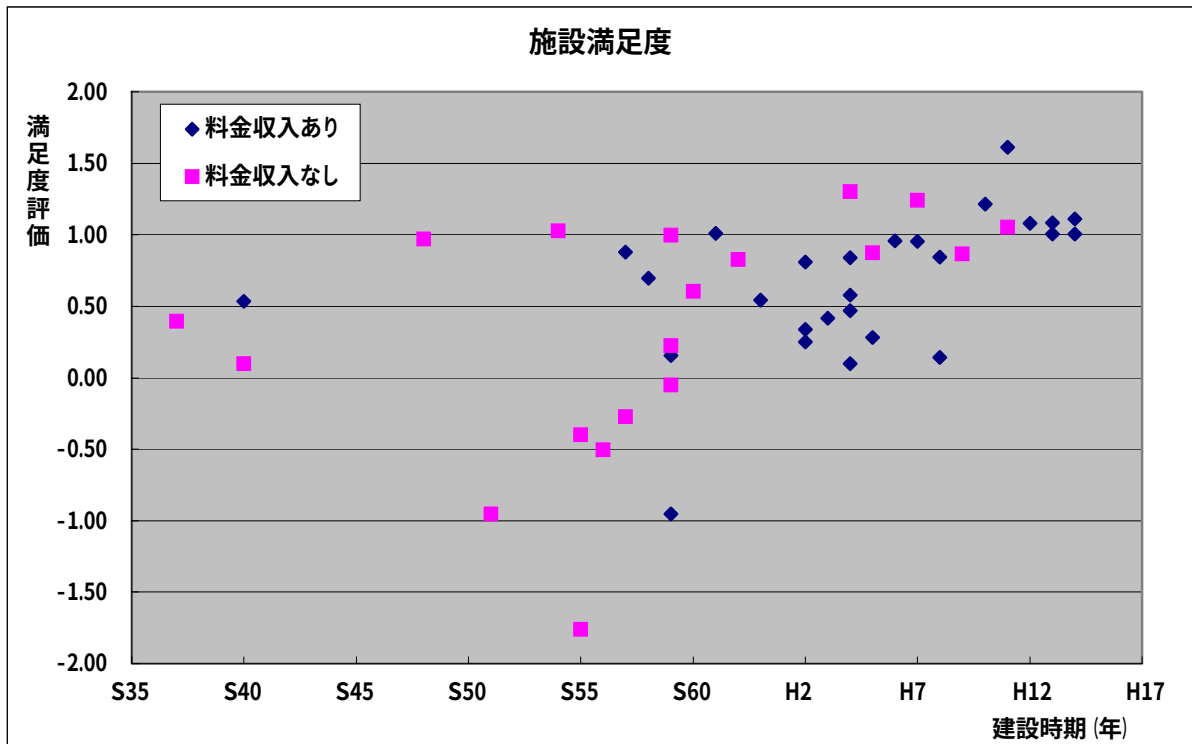
設問	大項目	全体
1. 建物の新しさ	施設満足度	全体満足度
2. 建物の使いやすさ		
3. 建物の安全性		
4. 施設の立地		
5. 施設の規模		
6. バリアフリー対応		
7. サービス内容	サービス満足度	
8. 利用時間		
9. 利用料金		
10. 混雑度		
11. 付帯施設や設備		
12. スタッフの対応		
13. 清掃等の状況	管理運営満足度	
14. 修理等の状況		

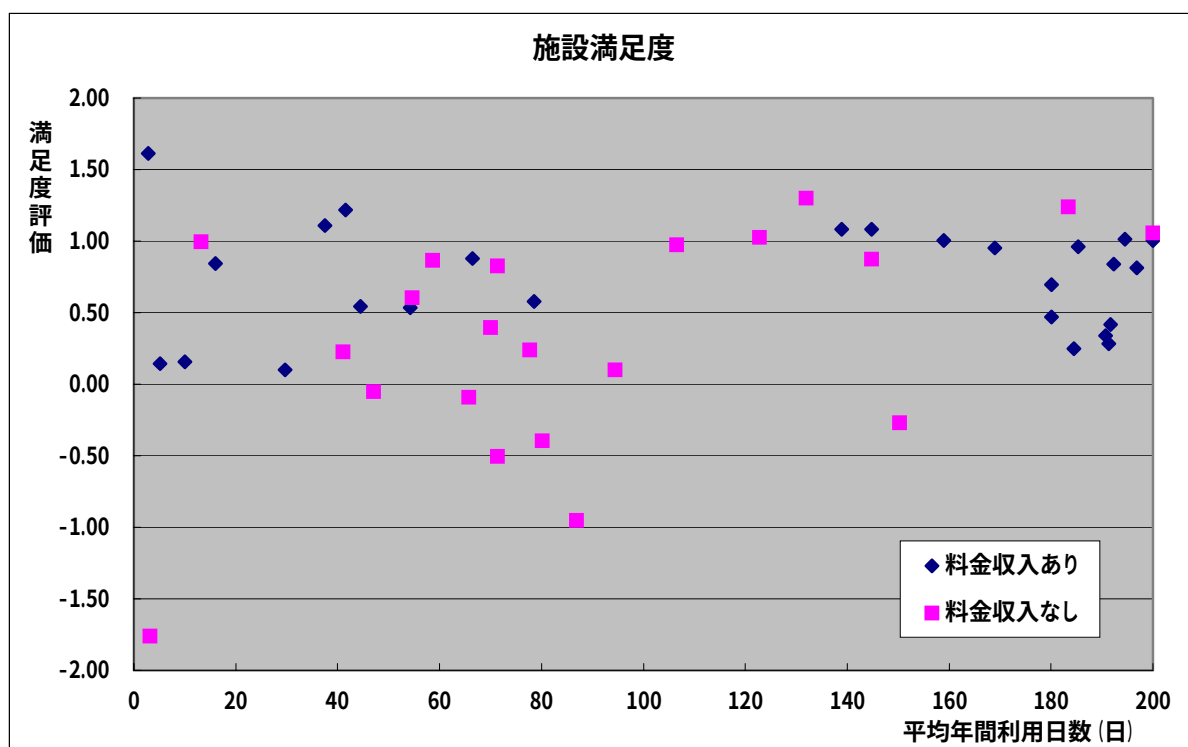
①施設満足度

- ・施設満足度を高い順に並べると次頁の表のようになり、回答数は少ないものの「宇治市総合野外活動センター」が第1位となった。
- ・満足度と他の指標の関係をみてみると、建設時期が新しい施設の方が満足度が高い傾向が読み取れた。
- ・また、施設規模については、小規模で身近な施設の方が、僅かではあるが相対的に満足度が高い傾向が読み取れた。
- ・利用頻度については、利用頻度が高い施設の方が、不満が少ない傾向が読み取れた。
- ・また、利用料金をとっていない無料の施設に、満足度が低い施設が多かった。

施設満足度

順位	番号	施設名	回答数	1. 建物の 新しさ	2. 建物の 使いやすさ	3. 建物の 安全性	4. 施設の 立地	5. 施設の 規模	6. バリア フリー 対応	Q2-1 施設 満足度 平均
1	82	宇治市総合野外活動センター	6	1.67	1.60	1.50	1.50	1.75	1.67	1.61
2	39	宇治市木幡地域福祉センター	9	1.50	1.40	1.60	1.00	0.80	1.50	1.30
3	42	宇治市平盛デイホーム	21	1.00	1.33	1.30	1.36	1.00	1.45	1.24
4	89	宇治市源氏物語ミュージアム	5	1.40	0.80	1.40	1.00	1.50	1.20	1.22
5	14	宇治市男女共同参画支援センター	8	1.33	1.17	1.33	1.57	0.00	1.25	1.11
6	71	JR宇治駅北自転車等駐車場	25	1.29	0.91	1.39	1.48	0.60	0.85	1.08
7	77	JR小倉駅南自転車等駐車場	16	1.67	0.17	1.40	1.50	0.25	1.50	1.08
8	37	宇治市広野地域福祉センター	5	1.33	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.06
9	8	宇治市平盛ふれあいセンター	31	0.57	1.24	1.45	1.47	1.30	0.13	1.03
10	74	近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場	20	0.18	1.27	1.20	1.18	1.13	1.11	1.01
11	70	JR宇治駅南自転車等駐車場	26	1.14	0.93	1.21	1.50	0.50	0.75	1.01
12	78	JR小倉駅北自転車等駐車場	13	1.56	1.00	1.67	0.50	0.50	0.80	1.00
13	99	宇治市歴史資料館	8	1.00	1.40	1.75	0.33	1.50	0.00	1.00
14	7	宇治市伊勢田ふれあいセンター	136	0.75	1.00	0.96	1.29	1.14	0.69	0.97
15	66	京阪木幡駅前自転車等駐車場	38	1.08	1.00	1.04	1.38	1.10	0.15	0.96
16	63	近鉄小倉駅東自転車等駐車場	27	0.78	0.82	1.27	1.27	0.77	0.80	0.95
17	17	宇治市観光センター	8	1.00	1.00	0.67	1.60	1.00	0.00	0.88
18	40	宇治市開地域福祉センター	7	1.67	1.33	1.00	1.25	0.00	0.00	0.88
19	97	宇治市西宇治図書館	6	0.60	1.33	1.00	0.75	1.00	0.50	0.86
20	4	宇治市南宇治コミュニティセンター	7	1.00	1.00	1.17	1.40	0.00	0.50	0.84
21	73	JR新田駅前自転車等駐車場	20	0.83	0.80	1.10	1.13	0.85	0.33	0.84
22	86	宇治市河原青少年センター	6	1.00	0.80	0.75	1.33	0.67	0.40	0.83
23	65	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	33	0.82	0.80	0.72	1.08	1.10	0.35	0.81
24	72	京阪三室戸駅前自転車等駐車場	33	0.00	0.79	0.65	1.48	1.09	0.18	0.70
25	87	宇治市善法青少年センター	6	0.20	1.67	0.00	1.60	0.33	-0.17	0.61
26	3	宇治市東宇治コミュニティセンター	16	1.10	0.78	0.75	0.09	0.17	0.57	0.58
27	2	宇治市西小倉コミュニティセンター	9	1.00	-0.25	0.75	1.17	-0.40	1.00	0.54
28	57	宇治市黄檗公園	33	0.50	0.55	0.95	0.30	0.82	0.08	0.53
29	68	JR六地藏駅前自転車等駐車場	31	0.50	0.21	0.32	1.29	0.13	0.38	0.47
30	76	JR黄檗駅前自転車等駐車場	17	0.55	-0.08	0.36	1.46	0.40	-0.18	0.42
31	6	宇治市菟道ふれあいセンター	17	-0.60	0.17	0.50	1.00	1.00	0.30	0.39
32	64	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	35	0.36	0.12	0.17	1.05	0.94	-0.61	0.34
33	69	JR六地藏駅前第2自転車等駐車場	31	0.11	-0.25	0.18	1.45	0.42	-0.21	0.28
34	67	JR木幡駅前自転車等駐車場	35	0.11	0.07	0.06	1.35	0.67	-0.75	0.25
35	9	集会所	136	0.23	0.59	0.48	0.91	0.01	-0.78	0.24
36	96	宇治市中央図書館	18	0.82	0.54	0.60	0.45	-0.27	-0.79	0.23
37	1	宇治市文化会館	15	0.29	-0.56	1.00	-0.13	1.00	-0.67	0.16
38	56	宇治市植物公園	12	0.75	0.22	0.50	-0.57	-0.38	0.33	0.14
39	83	宇治市生涯学習センター	8	0.33	0.00	0.60	0.67	-0.50	-0.50	0.10
40	91	宇治市宇治公民館	10	-0.86	0.29	-0.75	1.38	1.43	-0.89	0.10
41	94	宇治市中央公民館	10	0.00	-0.56	-0.50	0.00	1.50	-0.75	-0.05
42	60	児童公園等	41	0.29	-0.40	-0.18	0.42	-0.40	-0.29	-0.09
43	24	宇治市総合福祉会館	13	-0.50	-0.50	0.00	-0.43	0.00	-0.20	-0.27
44	95	宇治市木幡公民館	29	-1.09	-0.38	-0.45	1.11	-0.57	-1.00	-0.40
45	93	宇治市小倉公民館	25	-0.69	-0.23	-0.56	-0.15	-0.40	-1.00	-0.50
46	12	宇治市善法隣保館	12	-1.25	-1.00	-0.50	-0.50	-0.80	-1.67	-0.95
47	21	宇治市斎場	10	-1.40	-1.00	-0.67	-0.40	-1.00	-1.25	-0.95
48	11	宇治市善法農業共同作業所	10	-2.00	-1.60	-1.60	-1.80	-1.56	-2.00	-1.76



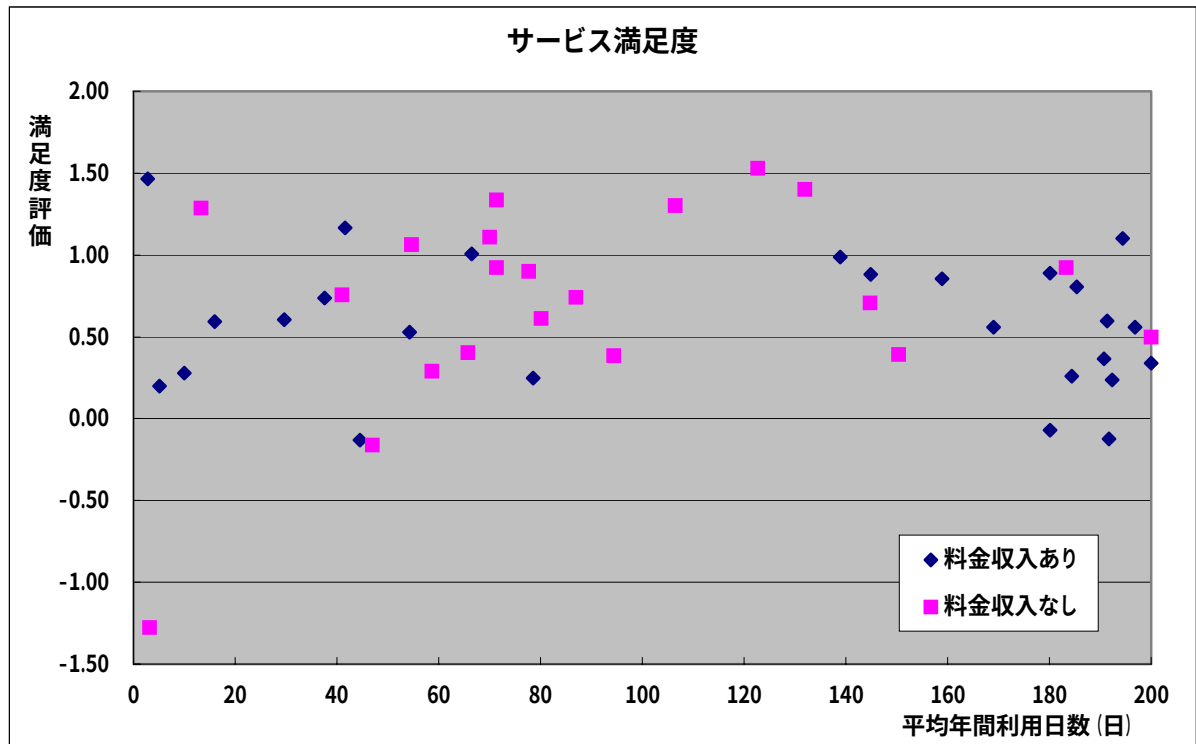


②サービス満足度

- ・サービス満足度を高い順に並べると次頁の表のようになり、「宇治市平盛ふれあいセンター」が第1位となった。
- ・満足度と利用頻度の関係をみてみると、特に利用頻度が高い施設について、相対的に満足度が低い傾向にあった。
- ・また、利用料金がない無料の施設の方が相対的に満足度が高い傾向にあった。

サービス満足度

順位	番号	施設名	回答数	7. サービス 内容	8. 利用時 間	9. 利用料 金	10. 混雑度	11. 付帯施 設や設 備	12. スタッ フの対 応	Q2-2 サービス 満足度 平均
1	8	宇治市平盛ふれあいセンター	31	1.52	1.30	1.88	1.26	1.57	1.64	1.53
2	82	宇治市総合野外活動センター	6	1.00	1.67	2.00	1.40	1.33	1.40	1.47
3	39	宇治市木幡地域福祉センター	9	1.80	1.67	1.75	0.75	1.00	1.43	1.40
4	86	宇治市河原青少年センター	6	1.60	0.80	1.50	1.25	1.20	1.67	1.34
5	7	宇治市伊勢田ふれあいセンター	136	1.24	1.41	1.77	1.36	0.85	1.18	1.30
6	99	宇治市歴史資料館	8	1.67	1.50	1.40	1.17	0.83	1.17	1.29
7	89	宇治市源氏物語ミュージアム	5	1.80	0.60	0.25	1.60	1.75	1.00	1.17
8	6	宇治市菟道ふれあいセンター	17	1.43	1.00	1.30	1.11	0.22	1.60	1.11
9	74	近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場	20	1.22	0.81	0.58	1.50	1.11	1.39	1.10
10	87	宇治市善法青少年センター	6	0.00	0.17	1.67	1.80	0.75	2.00	1.06
11	17	宇治市観光センター	8	1.00	0.20	1.00	1.50	1.00	1.33	1.01
12	77	JR小倉駅南自転車等駐車場	16	1.25	0.56	1.25	1.67	-0.20	1.40	0.99
13	93	宇治市小倉公民館	25	1.24	1.20	1.77	0.00	-0.18	1.53	0.92
14	42	宇治市平盛デイホーム	21	1.00	0.92	1.75	0.33	0.10	1.44	0.92
15	9	集会所	136	0.56	1.33	1.42	0.96	-0.05	1.19	0.90
16	72	京阪三室戸駅前自転車等駐車場	33	1.25	0.64	0.43	0.94	0.64	1.43	0.89
17	71	JR宇治駅北自転車等駐車場	25	1.37	0.45	0.46	0.50	1.10	1.40	0.88
18	78	JR小倉駅北自転車等駐車場	13	1.29	0.80	0.67	-0.17	1.33	1.20	0.85
19	66	京阪木幡駅前自転車等駐車場	38	1.52	0.45	0.48	0.58	0.48	1.33	0.81
20	96	宇治市中央図書館	18	0.60	0.40	1.70	0.80	0.13	0.91	0.76
21	12	宇治市善法隣保館	12	1.50	1.00	1.33	0.33	-1.00	1.29	0.74
22	14	宇治市男女共同参画支援センター	8	0.71	0.50	0.25	1.33	0.75	0.88	0.74
23	40	宇治市開地域福祉センター	7	1.00	0.50	2.00	0.00	0.00	0.75	0.71
24	95	宇治市木幡公民館	29	0.70	1.17	1.09	0.73	-0.70	0.69	0.61
25	83	宇治市生涯学習センター	8	0.20	0.50	1.33	1.00	-0.20	0.80	0.61
26	69	JR六地藏駅前第2自転車等駐車場	31	0.94	1.09	1.12	-0.40	-0.38	1.22	0.60
27	4	宇治市南宇治コミュニティセンター	7	1.40	1.00	0.00	0.00	0.00	1.17	0.59
28	65	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	33	1.04	-0.46	-0.46	1.44	0.50	1.30	0.56
29	63	近鉄小倉駅東自転車等駐車場	27	0.74	0.94	-0.44	0.58	0.40	1.13	0.56
30	57	宇治市黄檗公園	33	1.05	0.91	0.50	-0.47	0.00	1.18	0.53
31	37	宇治市広野地域福祉センター	5	1.00	0.33	1.00	-1.00	1.00	0.67	0.50
32	60	児童公園等	41	1.25	0.75	0.00	-0.25	-0.67	1.33	0.40
33	24	宇治市総合福祉会館	13	0.00	0.29	1.88	0.20	-0.67	0.67	0.39
34	91	宇治市宇治公民館	10	0.57	1.57	-0.14	0.25	-0.80	0.86	0.38
35	64	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	35	0.88	-0.82	-0.50	1.00	0.36	1.27	0.36
36	70	JR宇治駅南自転車等駐車場	26	1.18	-0.71	-0.40	-0.29	0.88	1.37	0.34
37	97	宇治市西宇治図書館	6	0.00	-0.50	1.50	1.00	0.00	-0.25	0.29
38	1	宇治市文化会館	15	0.00	0.67	0.50	0.29	-0.13	0.33	0.28
39	67	JR木幡駅前自転車等駐車場	35	0.52	0.17	-0.25	0.08	-0.23	1.28	0.26
40	3	宇治市東宇治コミュニティセンター	16	0.89	0.75	0.00	-0.71	-0.43	1.00	0.25
41	73	JR新田駅前自転車等駐車場	20	0.50	-0.19	-0.83	0.00	1.00	0.93	0.24
42	56	宇治市植物公園	12	0.40	0.13	-1.00	1.80	-0.78	0.64	0.20
43	68	JR六地藏駅前自転車等駐車場	31	0.94	-0.84	-0.73	-0.95	0.08	1.08	-0.07
44	76	JR黄檗駅前自転車等駐車場	17	0.00	-0.79	0.30	-0.27	-0.44	0.46	-0.12
45	2	宇治市西小倉コミュニティセンター	9	0.67	0.14	-0.60	-0.33	-1.33	0.67	-0.13
46	94	宇治市中央公民館	10	-0.50	0.20	1.00	-0.67	-1.00	0.00	-0.16
47	21	宇治市斎場	10	-1.00	-0.50	-1.00	-2.00	-1.33	0.25	-0.93
48	11	宇治市善法農業共同作業所	10	-2.00	-1.00	-0.33	-1.00	-1.33	-2.00	-1.28

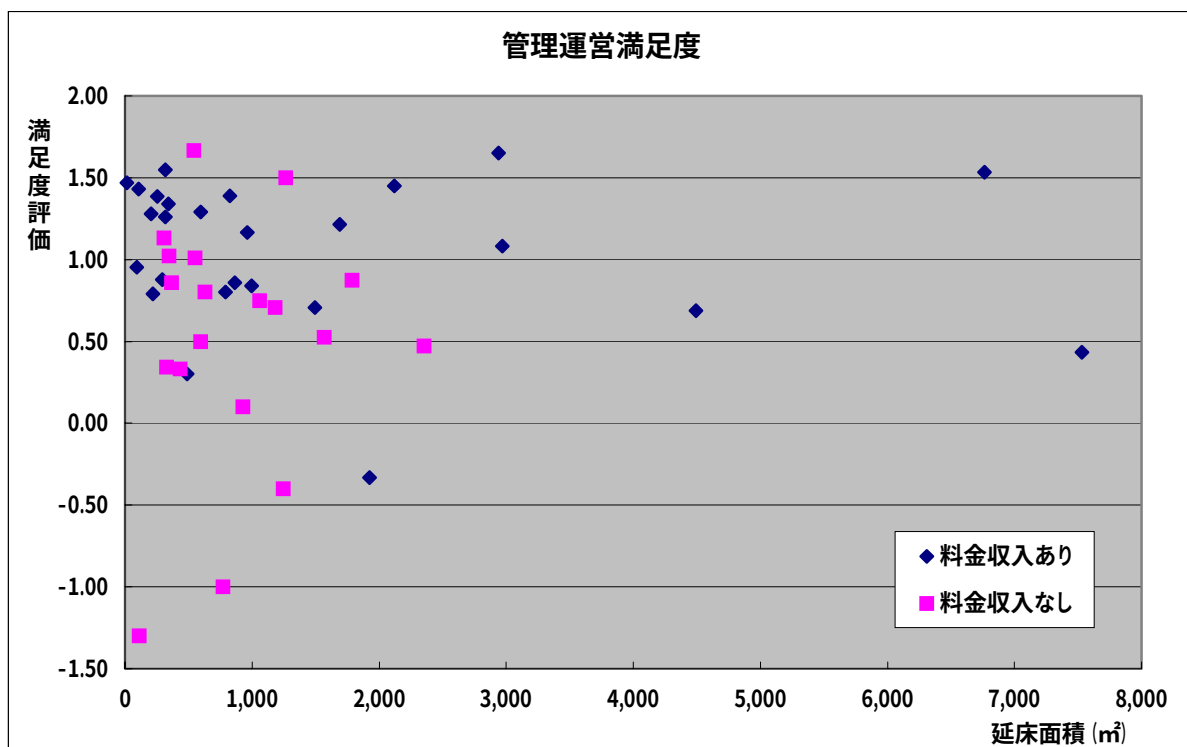
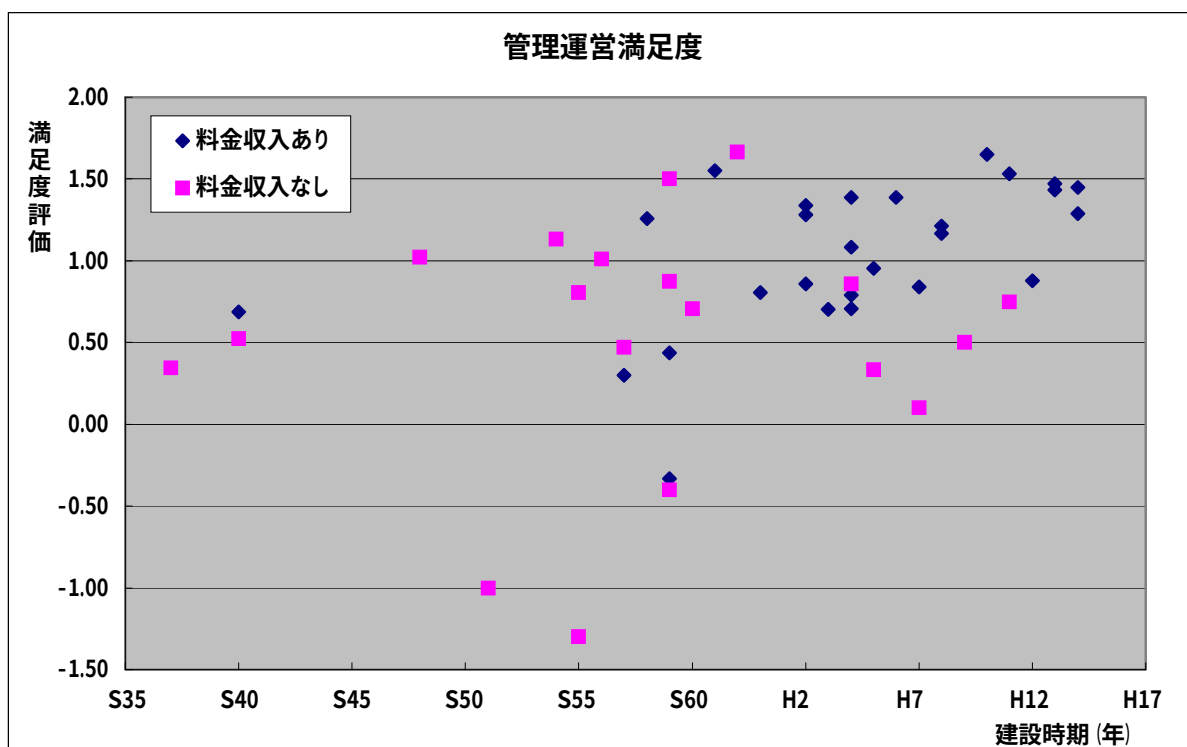


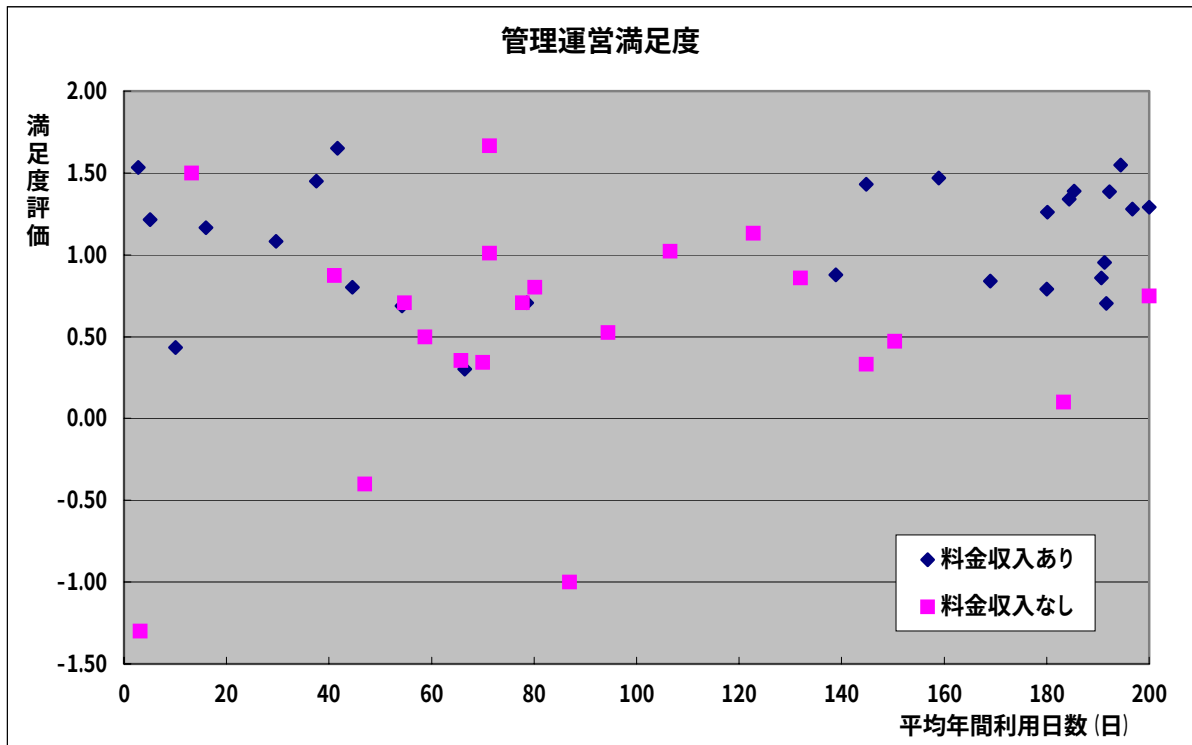
③管理運営満足度

- ・管理運営満足度を高い順に並べると次頁の表のようになり、回答数は少ないものの「宇治市河原青少年センター」が第1位となった。
- ・満足度と建設時期の関係をみてみると、建設時期が新しい施設の方が満足度が高い傾向にあった。
- ・また、施設規模については、小規模で身近な施設の方が、相対的に満足度が高い傾向が読み取れた。
- ・利用頻度については、利用頻度が高い施設の方が、不満が少ない傾向が読み取れた。
- ・また、利用料金をとっている施設の方が、相対的に満足度が高い傾向があった。

管理運営満足度

順位	番号	施設名	回答数	13. 清掃等 の状況	14. 修理等 の状況	Q2-3 管理 運営 満足度 平均
1	86	宇治市河原青少年センター	6	1.67	1.67	1.67
2	89	宇治市源氏物語ミュージアム	5	1.80	1.50	1.65
3	74	近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場	20	1.50	1.60	1.55
4	82	宇治市総合野外活動センター	6	1.67	1.40	1.53
5	99	宇治市歴史資料館	8	1.50	1.50	1.50
6	78	JR小倉駅北自転車等駐車場	13	1.27	1.67	1.47
7	14	宇治市男女共同参画支援センター	8	1.40	1.50	1.45
8	71	JR宇治駅北自転車等駐車場	25	1.36	1.50	1.43
9	66	京阪木幡駅前自転車等駐車場	38	1.43	1.35	1.39
10	73	JR新田駅前自転車等駐車場	20	1.40	1.38	1.39
11	67	JR木幡駅前自転車等駐車場	35	1.39	1.29	1.34
12	70	JR宇治駅南自転車等駐車場	26	1.27	1.31	1.29
13	65	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	33	1.24	1.32	1.28
14	72	京阪三室戸駅前自転車等駐車場	33	1.41	1.11	1.26
15	56	宇治市植物公園	12	1.43	1.00	1.21
16	4	宇治市南宇治コミュニティセンター	7	1.17	1.17	1.17
17	8	宇治市平盛ふれあいセンター	31	1.26	1.00	1.13
18	83	宇治市生涯学習センター	8	1.17	1.00	1.08
19	7	宇治市伊勢田ふれあいセンター	136	1.13	0.92	1.02
20	93	宇治市小倉公民館	25	0.94	1.08	1.01
21	69	JR六地藏駅前第2自転車等駐車場	31	1.24	0.67	0.95
22	77	JR小倉駅南自転車等駐車場	16	1.09	0.67	0.88
23	96	宇治市中央図書館	18	1.08	0.67	0.88
24	64	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	35	1.22	0.50	0.86
25	39	宇治市木幡地域福祉センター	9	0.71	1.00	0.86
26	63	近鉄小倉駅東自転車等駐車場	27	1.29	0.38	0.84
27	95	宇治市木幡公民館	29	0.86	0.75	0.80
28	2	宇治市西小倉コミュニティセンター	9	0.86	0.75	0.80
29	68	JR六地藏駅前自転車等駐車場	31	1.11	0.47	0.79
30	37	宇治市広野地域福祉センター	5	1.50	0.00	0.75
31	87	宇治市善法青少年センター	6	1.67	-0.25	0.71
32	3	宇治市東宇治コミュニティセンター	16	0.75	0.67	0.71
33	9	集会所	136	0.90	0.51	0.71
34	76	JR黄檗駅前自転車等駐車場	17	0.91	0.50	0.70
35	57	宇治市黄檗公園	33	0.92	0.45	0.69
36	91	宇治市宇治公民館	10	1.25	-0.20	0.53
37	97	宇治市西宇治図書館	6	0.50	0.50	0.50
38	24	宇治市総合福祉会館	13	1.14	-0.20	0.47
39	1	宇治市文化会館	15	0.30	0.57	0.44
40	60	児童公園等	41	0.36	0.35	0.35
41	6	宇治市菟道ふれあいセンター	17	0.80	-0.11	0.34
42	40	宇治市開地域福祉センター	7	1.33	-0.67	0.33
43	17	宇治市観光センター	8	0.40	0.20	0.30
44	42	宇治市平盛デイホーム	21	0.80	-0.60	0.10
45	21	宇治市斎場	10	-0.67	0.00	-0.33
46	94	宇治市中央公民館	10	0.00	-0.80	-0.40
47	12	宇治市善法隣保館	12	-0.50	-1.50	-1.00
48	11	宇治市善法農業共同作業所	10	-1.40	-1.20	-1.30



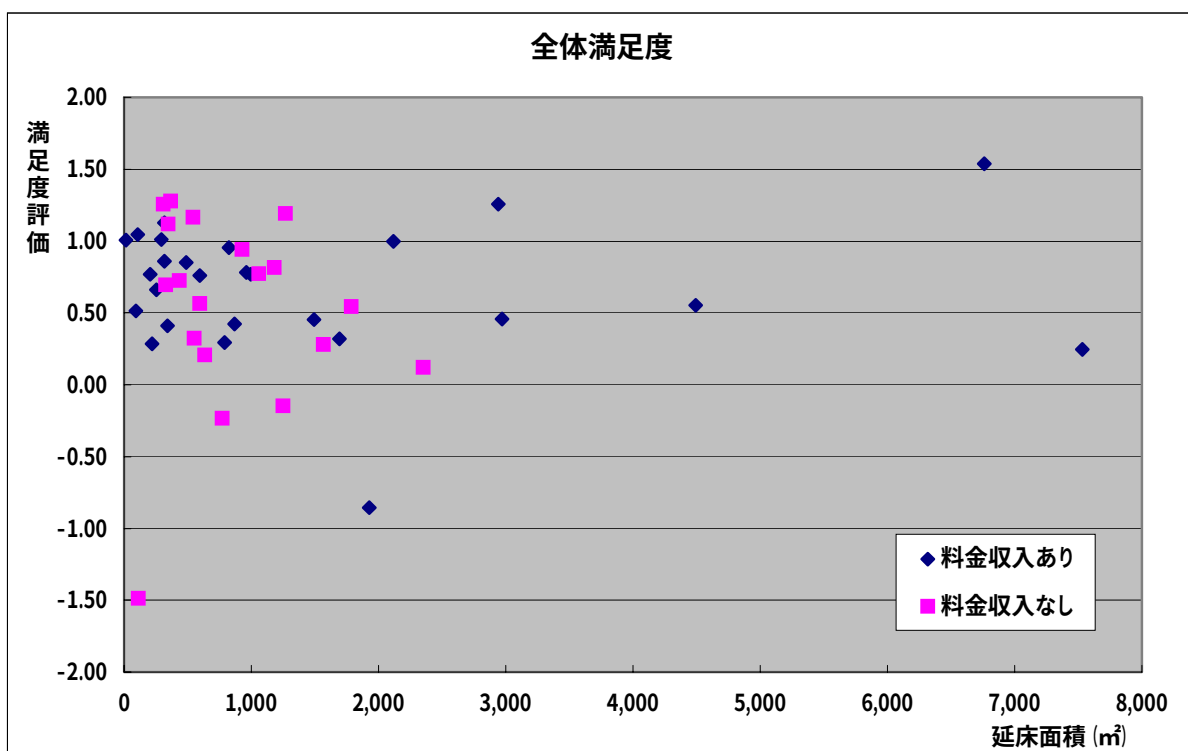
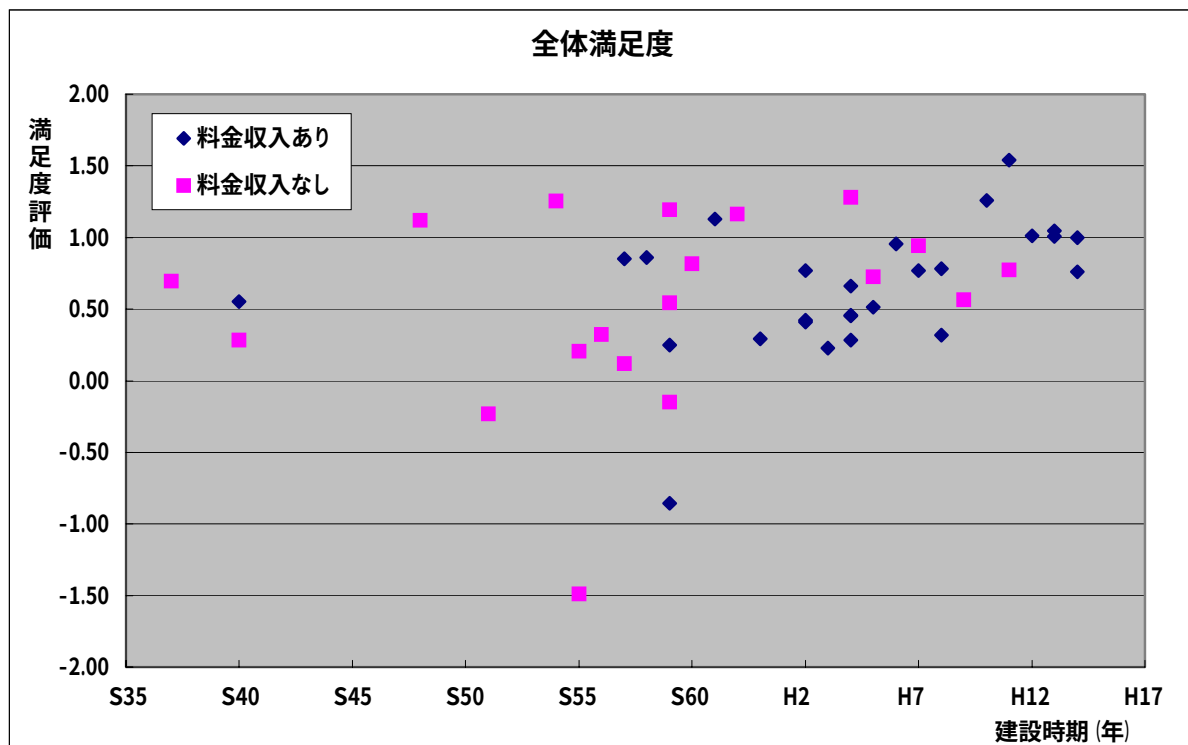


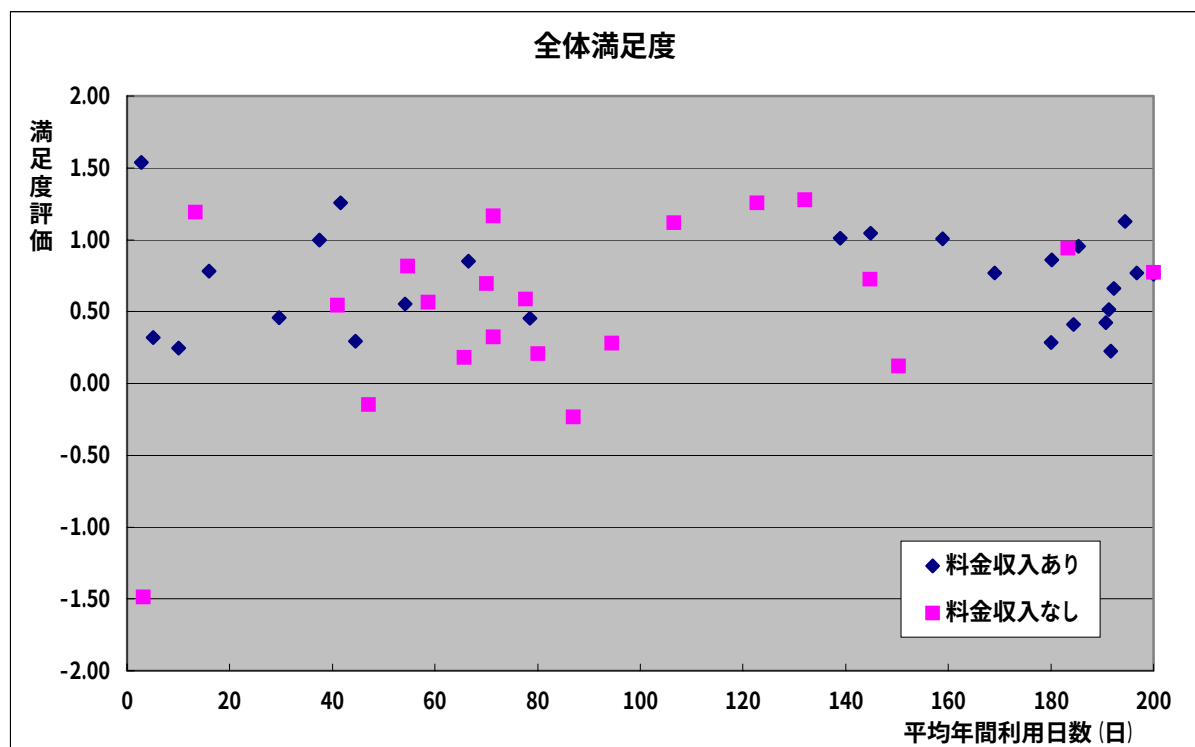
④全体満足度

- ・全体満足度を高い順に並べると右の表のようになり、回答数は少ないものの「宇治野外活動センター」が第1位となった。
- ・満足度と建設時期の関係をみてみると、建設時期が新しい施設の方が満足度が高い傾向にあった。
- ・また、施設規模については、小規模で身近な施設の方が、相対的に満足度が高い傾向が読み取れた。
- ・利用頻度については、利用頻度が高い施設の方が、不満が少ない傾向が読み取れた。
- ・また、利用料金をとっている施設の方が、僅かではあるが相対的に満足度が高い傾向があった。

全体満足度

順位	番号	施設名	回答数	Q2-1 施設 満足度 平均	Q2-2 サービ ス満足度 平均	Q2-3 管理 運営 満足度 平均	Q2 全体 満足度
1	82	宇治市総合野外活動センター	6	1.61	1.47	1.53	1.54
2	39	宇治市木幡地域福祉センター	9	1.30	1.40	0.86	1.28
3	89	宇治市源氏物語ミュージアム	5	1.22	1.17	1.65	1.26
4	8	宇治市平盛ふれあいセンター	31	1.03	1.53	1.13	1.26
5	99	宇治市歴史資料館	8	1.00	1.29	1.50	1.19
6	86	宇治市河原青少年センター	6	0.83	1.34	1.67	1.16
7	74	近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場	20	1.01	1.10	1.55	1.13
8	7	宇治市伊勢田ふれあいセンター	136	0.97	1.30	1.02	1.12
9	71	JR宇治駅北自転車等駐車場	25	1.08	0.88	1.43	1.05
10	77	JR小倉駅南自転車等駐車場	16	1.08	0.99	0.88	1.01
11	78	JR小倉駅北自転車等駐車場	13	1.00	0.85	1.47	1.01
12	14	宇治市男女共同参画支援センター	8	1.11	0.74	1.45	1.00
13	66	京阪木幡駅前自転車等駐車場	38	0.96	0.81	1.39	0.95
14	42	宇治市平盛デイホーム	21	1.24	0.92	0.10	0.94
15	72	京阪三室戸駅前自転車等駐車場	33	0.70	0.89	1.26	0.86
16	17	宇治市観光センター	8	0.88	1.01	0.30	0.85
17	87	宇治市善法青少年センター	6	0.61	1.06	0.71	0.82
18	4	宇治市南宇治コミュニティセンター	7	0.84	0.59	1.17	0.78
19	37	宇治市広野地域福祉センター	5	1.06	0.50	0.75	0.77
20	65	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	33	0.81	0.56	1.28	0.77
21	63	近鉄小倉駅東自転車等駐車場	27	0.95	0.56	0.84	0.77
22	70	JR宇治駅南自転車等駐車場	26	1.01	0.34	1.29	0.76
23	40	宇治市開地域福祉センター	7	0.88	0.71	0.33	0.73
24	6	宇治市菟道ふれあいセンター	17	0.39	1.11	0.34	0.69
25	73	JR新田駅前自転車等駐車場	20	0.84	0.24	1.39	0.66
26	9	集会所	136	0.24	0.90	0.71	0.59
27	97	宇治市西宇治図書館	6	0.86	0.29	0.50	0.57
28	57	宇治市黄檗公園	33	0.53	0.53	0.69	0.55
29	96	宇治市中央図書館	18	0.23	0.76	0.88	0.55
30	69	JR六地藏駅前第2自転車等駐車場	31	0.28	0.60	0.95	0.51
31	83	宇治市生涯学習センター	8	0.10	0.61	1.08	0.46
32	3	宇治市東宇治コミュニティセンター	16	0.58	0.25	0.71	0.45
33	64	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	35	0.34	0.36	0.86	0.42
34	67	JR木幡駅前自転車等駐車場	35	0.25	0.26	1.34	0.41
35	93	宇治市小倉公民館	25	-0.50	0.92	1.01	0.32
36	56	宇治市植物公園	12	0.14	0.20	1.21	0.32
37	2	宇治市西小倉コミュニティセンター	9	0.54	-0.13	0.80	0.29
38	68	JR六地藏駅前自転車等駐車場	31	0.47	-0.07	0.79	0.28
39	91	宇治市宇治公民館	10	0.10	0.38	0.53	0.28
40	1	宇治市文化会館	15	0.16	0.28	0.44	0.25
41	76	JR黄檗駅前自転車等駐車場	17	0.42	-0.12	0.70	0.23
42	95	宇治市木幡公民館	29	-0.40	0.61	0.80	0.21
43	60	児童公園等	41	-0.09	0.40	0.35	0.18
44	24	宇治市総合福祉会館	13	-0.27	0.39	0.47	0.12
45	94	宇治市中央公民館	10	-0.05	-0.16	-0.40	-0.15
46	12	宇治市善法隣保館	12	-0.95	0.74	-1.00	-0.23
47	21	宇治市斎場	10	-0.95	-0.93	-0.33	-0.85
48	11	宇治市善法農業共同作業所	10	-1.76	-1.28	-1.30	-1.49





5) 利用料金とサービス水準

- ・アンケート問3より、利用料金とサービス水準のどちらを希望するかの回答に対して、「その他」「不明」を除く回答に、以下のようなポイントをつけ、平均点を算定した。
- ・プラスになるほど、利用料金よりサービスを選択する志向が強いと判断できる。

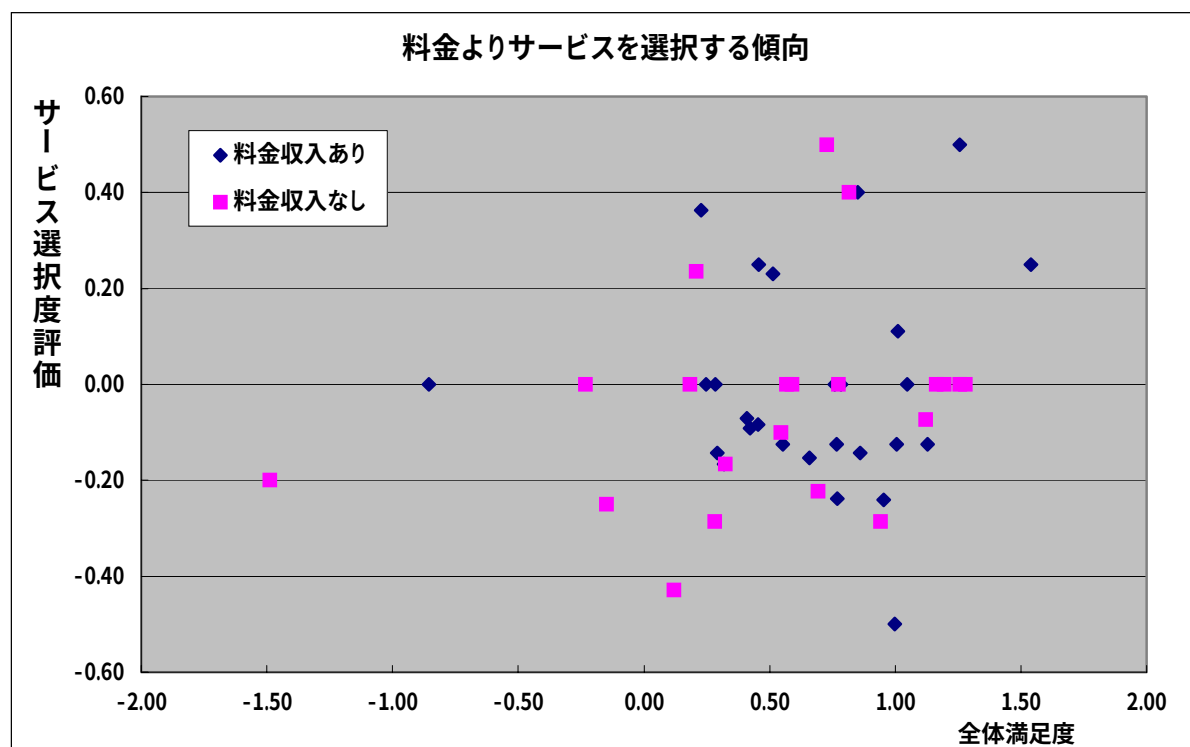
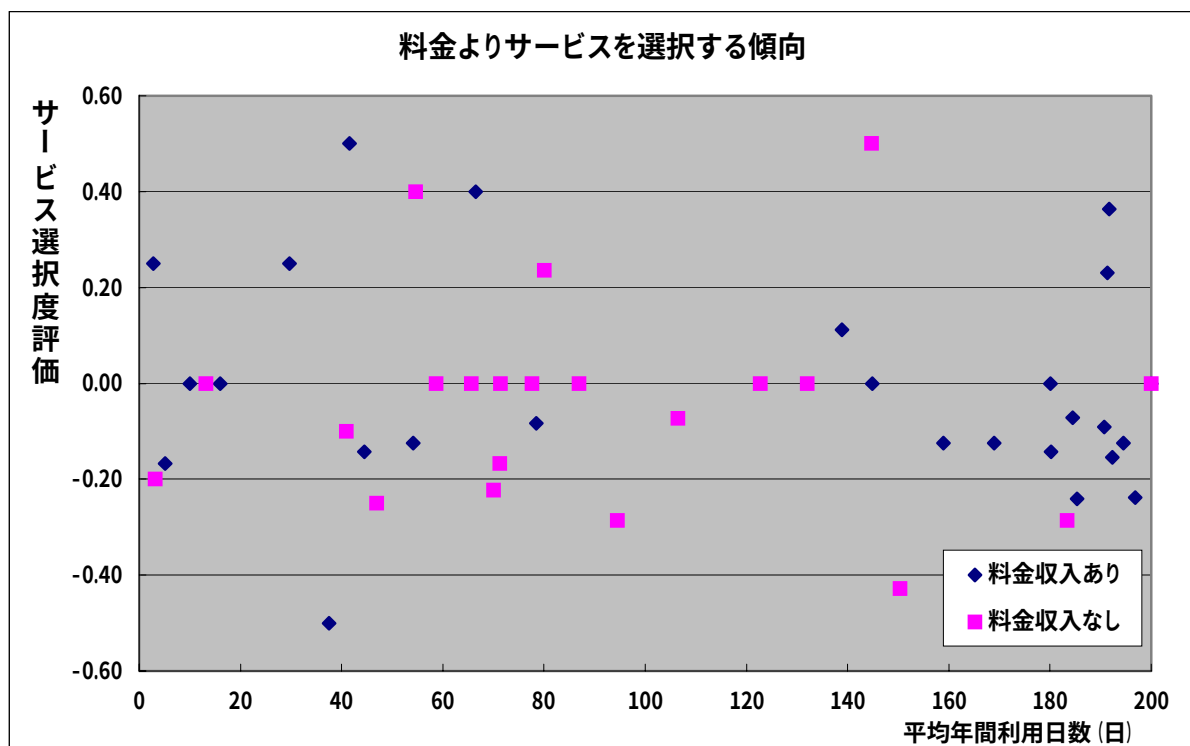
平均点の算定

回答	ポイント
利用料金が高くなってもよいので、サービスや管理の質を向上	+ 1
利用料金もサービスも現状の水準を維持	0
サービスや管理の質は下がってもよいので、利用料金を安くする	- 1

- ・利用料金よりサービスを選択する志向が強い施設順に並べると次頁の表のようになり、回答数は少ないものの「宇治市開地域福祉センター」が第1位となった。
- ・サービスを選択する志向と利用頻度の関係をもてみると、利用料金がある施設で、利用頻度が高い施設の方が満足度が高い傾向にあった。
- ・また、全体満足度との関係については、相対的に満足度が高い施設ほどサービスを選択する志向が強い傾向が読み取れた。

サービス満足度

順位	番号	施設名	回答数	Q3 料金よりサービスを選択する志向
1	40	宇治市開地域福祉センター	7	0.50
2	89	宇治市源氏物語ミュージアム	5	0.50
3	17	宇治市観光センター	8	0.40
4	87	宇治市善法青少年センター	6	0.40
5	76	JR黄檗駅前自転車等駐車場	17	0.36
6	83	宇治市生涯学習センター	8	0.25
7	82	宇治市総合野外活動センター	6	0.25
8	95	宇治市木幡公民館	29	0.24
9	69	JR六地蔵駅前第2自転車等駐車場	31	0.23
10	77	JR小倉駅南自転車等駐車場	16	0.11
11	9	集会所	136	0.00
12	60	児童公園等	41	0.00
13	8	宇治市平盛ふれあいセンター	31	0.00
14	68	JR六地蔵駅前自転車等駐車場	31	0.00
15	70	JR宇治駅南自転車等駐車場	26	0.00
16	71	JR宇治駅北自転車等駐車場	25	0.00
17	1	宇治市文化会館	15	0.00
18	12	宇治市善法隣保館	12	0.00
19	21	宇治市斎場	10	0.00
20	39	宇治市木幡地域福祉センター	9	0.00
21	99	宇治市歴史資料館	8	0.00
22	4	宇治市南宇治コミュニティセンター	7	0.00
23	86	宇治市河原青少年センター	6	0.00
24	97	宇治市西宇治図書館	6	0.00
25	37	宇治市広野地域福祉センター	5	0.00
26	67	JR木幡駅前自転車等駐車場	35	-0.07
27	7	宇治市伊勢田ふれあいセンター	136	-0.07
28	3	宇治市東宇治コミュニティセンター	16	-0.08
29	64	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	35	-0.09
30	96	宇治市中央図書館	18	-0.10
31	57	宇治市黄檗公園	33	-0.13
32	63	近鉄小倉駅東自転車等駐車場	27	-0.13
33	74	近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場	20	-0.13
34	78	JR小倉駅北自転車等駐車場	13	-0.13
35	72	京阪三室戸駅前自転車等駐車場	33	-0.14
36	2	宇治市西小倉コミュニティセンター	9	-0.14
37	73	JR新田駅前自転車等駐車場	20	-0.15
38	93	宇治市小倉公民館	25	-0.17
39	56	宇治市植物公園	12	-0.17
40	11	宇治市善法農業共同作業所	10	-0.20
41	6	宇治市菟道ふれあいセンター	17	-0.22
42	65	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	33	-0.24
43	66	京阪木幡駅前自転車等駐車場	38	-0.24
44	94	宇治市中央公民館	10	-0.25
45	42	宇治市平盛デイホーム	21	-0.29
46	91	宇治市宇治公民館	10	-0.29
47	24	宇治市総合福祉会館	13	-0.43
48	14	宇治市男女共同参画支援センター	8	-0.50



3. 公共施設の類型化と課題検討

(1) 公共施設の類型化の考え方

- ・公共施設の類型化にあたっては、指定管理者制度の趣旨である「市民サービスの向上」の視点から、市民に対して施設を活用したソフト事業や特定の者に対する何らかのサービスを提供する施設であるのか、それとも単に施設を市民利用に供する（貸し出す）ことが中心の施設であるかが1つの判断基準となると考えられる。
- ・また、「市民サービスの向上」を収入増に結びつけ、収支構造の改善を図るとともに、最終的に利用料金制度の導入も視野に入れた時、現時点で使用料・利用料などの現金収入があるのかどうかもう一つの判断基準になると考えられる。

類型化の視点と区分

視点	区分
視点1 市民サービスの向上	A 施設を市民利用に供することが中心の施設
	B 施設を活用したソフト事業や特定者に対するサービスを提供する施設
視点2 収支構造の改善 (利用料金制度の活用)	① 使用料・利用料金等の収入がある施設
	② 収入がない施設

- ・宇治市では既に指定管理者制度が導入されている施設と、直営の施設があることから、それぞれについて、これらの考え方で類型化を行う。

公共施設の類型化

現状	視点1 市民サービスの向上	A 施設を市民利用に供することが中心の施設	B 施設を活用したソフト事業や特定者に対するサービスを提供する施設
	視点2 収入構造の改善		
直営	①使用料・利用料金等の収入がある施設	I-1 コスト削減や利用率向上による収入増の可能性がある施設	II-1 市民への新たなサービス提供による収入増の可能性がある施設
	②収入がない施設	III-1 コスト削減の可能性がある施設	IV-1 市民への新たなサービス提供とコスト削減の可能性がある施設
指定管理者	①使用料・利用料金等の収入がある施設	I-2 コスト削減や利用率向上により利用料金制度導入の可能性がある施設	II-2 コスト削減や利用率向上により利用料金制度導入の可能性がある施設
	②収入がない施設	III-2 コスト削減が既に実現されている施設	IV-2 コスト削減が既に実現されている施設

(2) 宇治市公共施設の類型化

- ・類型化の考え方に沿って、宇治市の公共施設を類型化すると以下の通りとなる。

公共施設の類型化

現 状		施設を市民利用に供することが 中心の施設	施設を活用したソフト事業や特 定者に対するサービスを提供す る施設
直 営	使用料・利用料金等 の収入がある施設	I-1 24 施設 市営住宅等 (13) 笠取簡易水道・池尾飲料水供給施 設 浄化センター (2) 浄水場 (6) 市民会館	II-1 14 施設 男女共同参画支援センター 産業振興センター ベンチャー企業育成工場 保育所 (8) 休日急病診療所 生涯学習センター 源氏物語ミュージアム
	収入がない施設	III-1 601 施設 ふれあいセンター (3) 集会所 (124) 森林公園 農業共同作業所 街区公園等 (472)	IV-1 18 施設 隣保館 (2) 健やかセンター 地域福祉センター (2) 青少年指導センター 青少年センター (3) ※登録料あり 公民館 (5) ※材料費徴収あり 図書館 (3) 歴史資料館 ※特別展入場料あり
指 定 管 理 者	使用料・利用料金等 の収入がある施設	I-2 25 施設 コミュニティセンター (4) 有料公園 (1) 自動車駐車場 (2) 自転車等駐車場 (17) 巨椋ふれあい運動ひろば	II-2 10 施設 文化会館 産業会館 市営茶室 観光センター 墓地公園・斎場 有料公園 (3) 総合野外活動センター
	収入がない施設	III-2 (該当なし)	IV-2 7 施設 総合福祉会館 地域福祉センター (4) デイホーム (2)

(3) 宇治市公共施設の課題整理

- ・ 類型別に、宇治市の公共施設の課題を整理すると以下の通りとなる。

現 状		施設を市民利用に供することが中心の 施設	施設を活用したソフト事業や特定者に 対するサービスを提供する施設
直 営	使用料・利 用 料 金 等 の 収 入 が あ る 施 設	Ⅰ－１ ・ 民間のノウハウを活用することで、 コスト削減等の可能性がある施設に ついては、指定管理者に移行できる 可能性がある。	Ⅱ－１ ・ 最も指定管理者に移行しやすい施設 と考えられる。 ・ 民間でのノウハウの有無、引き受け 手の有無が課題となる。 ・ サービスの提供にあたって、個人情報 報等の取り扱いも課題となる。
	収 入 が な い 施 設	Ⅲ－１ ・ 比較的簡便な施設が多い。 ・ 効率性やコスト削減の視点から、管 理を民間（NPO、自治会）等にゆ だねることが考えられる。 ・ 引き受け手があるかどうかは課題と なる。	Ⅳ－１ ・ 福祉的な公共性の高いサービスを提供 する施設が多い。 ・ サービスの内容により、民間でも提 供可能なサービスであれば指定管理 者制度の導入の可能性がある。 ・ 指定管理者への移行については、個 人情報の取り扱い等が課題となる。
指定管理者	使用料・利 用 料 金 等 の 収 入 が あ る 施 設	Ⅰ－２ ・ 収支状況を踏まえて利用料金制への 移行の可能性が検討できる。	Ⅱ－２ ・ 収支状況を踏まえて利用料金制への 移行の可能性が検討できる。
	収 入 が な い 施 設	Ⅲ－２ (該当なし)	Ⅳ－２ ・ 利用料金制への移行は困難であり、 現状維持の可能性が高い。

III. 民間事業者参入の可能性検討

1. 他都市における指定管理者制度導入と民間事業者参入状況

(1) 他団体アンケート調査の概要

- ・施設管理の方向性を判定するにあたっての他都市事例を把握するため、「類似団体別市町村財政指数表」における「都市類型Ⅳ－5」（人口13～23万人、第2・3次産業就業者比率95%以上かつ3次産業就業者比率65%以上）にあたる33都市（平成12年国勢調査）と、指定管理者制度導入に関する先進事例が数多くみられる政令指定都市15都市に対して、指定管理者制度に関するアンケート調査を実施した。

(2) 調査結果の概要

1) 指定管理者制度の導入

- ・「公の施設」のうち、指定管理者制度を導入している割合が多い施設としては、「会館」（50.5%）が最も多く、次いで「宿泊施設」（50.0%）、「体育施設」（49.5%）と続いている。
- ・政令指定都市以外では、「宿泊施設」（47.4%）、「会館」（43.5%）等が多い。
- ・全体で、今後導入を予定している割合が多い施設としては、「宿泊施設」（25.0%）、「社会教育施設」（20.0%）などがある。

2) 導入前の運営形態

- ・指定管理者制度を導入した施設のうちの導入前の運営形態として「公募の管理委託」の形が多いのは、「体育施設」（51.2%）、「衛生施設」（37.5%）、「その他」（36.1%）などであり、「公募以外の管理委託」の形が多いのは、「公園」（93.7%）、「診療施設」（81.8%）などである。
- ・政令指定都市以外では、「公募の管理委託」で「社会福祉施設」（28.7%）、「その他」（28.7%）等がとくに多く、「公募の管理委託」では「公園」（97.6%）、「公営住宅」（95.7%）等が特に多い。

3) 運営財源別の指定管理者選定方法

- ・指定管理者制度を導入した施設のうちの導入後の運営財源をみると、「指定管理料方式」¹では、「公募」の形が多いのは、「公営住宅」（22.1%）、「社会教育施設」（21.8%）などであり、「公募以外」の形が多いのは、「公園」（94.4%）、「公営住宅」（77.9%）などである。

¹ 地方公共団体からの指定管理料のみを運営財源としているもの。

- ・独立採算方式²では「公募」「公募以外」の形ともに「その他」（28.0%および 18.7%）が最も多い。
- ・併用方式³では、「公募」の形は「体育施設」（49.4%）、「宿泊施設」（37.5%）が多く、「公募以外」では「診療施設」（58.3%）、「宿泊施設」（43.8%）が多い。

4) 指定管理者を導入しなかった施設についての理由

- ・全体では、「管理委託制度を実施していて指定管理者制度を導入しなかった施設はない」（35.0%）が最も多く、次いで「直営の方がメリットが大きい」（30.0%）が多い。
- ・政令指定都市以外（その他の都市）でも同様の傾向である。

	政令指定都市		その他の都市		全体	
1. 施設の設置目的と利用ニーズが適合していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 施設の管理水準の向上が見込めない	1	20.0%	1	2.9%	2	5.0%
3. 管理運営経費の削減が見込めない	1	20.0%	2	5.7%	3	7.5%
4. 利用者数の拡大が見込めない	0	0.0%	1	2.9%	1	2.5%
5. 安定的な管理運営が見込めない	0	0.0%	1	2.9%	1	2.5%
6. 適切なサービスの提供が難しい	0	0.0%	3	8.6%	3	7.5%
7. 利用の公平性や平等性等に問題が生じていた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8. 適切な民間事業者等が見当たらない	0	0.0%	3	8.6%	3	7.5%
9. 直営の方が管理運営上メリットが大きい	1	20.0%	11	31.4%	12	30.0%
10. その他	3	60.0%	5	14.3%	8	20.0%
11. 管理委託制度を実施していて、指定管理者制度を導入しなかった施設はない	0	0.0%	14	40.0%	14	35.0%

² いわゆる利用料金制度を導入しているもので、料金収入のみを運営財源としているもの。

³ 上記両方式の併用

5) 指定管理者を導入した施設についての理由

- ・全体では、「管理運営経費を削減が見込めた」(55.0%)が最も多く、回答数の5割以上を占めている。
- ・政令指定都市以外(その他の都市)でも同様の傾向である。

	政令指定都市		その他の都市		全体	
1. 施設の利便性の向上が見込めた	3	60.0%	6	17.1%	9	22.5%
2. 施設の管理水準の向上が見込めた	3	60.0%	5	14.3%	8	20.0%
3. 管理運営経費の削減が見込めた	4	80.0%	18	51.4%	22	55.0%
4. 利用者数の拡大が見込めた	3	60.0%	2	5.7%	5	12.5%
5. 直営等で適切なサービスの提供が難しくなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 直営等の必要性がなくなった	1	20.0%	3	8.6%	4	10.0%
7. 適切なサービスを提供できる民間事業者等が現れた	1	20.0%	1	2.9%	2	5.0%
8. その他	0	0.0%	4	11.4%	4	10.0%
9. 管理委託制度を実施してなくて、指定管理者制度を導入した施設はない	1	20.0%	10	28.6%	11	27.5%

6) 指定管理者制度導入のための判断基準

- ・全体では、「判断基準を持っている」(72.5%)が最も多く回答数の7割以上を占めており、そのうち「一般に公開している」(65.5%)が6割以上を占めている。
- ・政令指定都市以外(その他の都市)でも同様の傾向である。

	政令指定都市		その他の都市		全体	
1. 持っている。	3	60.0%	26	74.3%	29	72.5%
2. 現在作成中である。	0	0.0%	1	2.9%	1	2.5%
3. 持っていない	2	40.0%	8	22.9%	10	25.0%

1. もっている場合

1. 一般に公開している	3	100.0%	16	61.5%	19	65.5%
2. 一般には公開していない	0	0.0%	9	34.6%	9	31.0%

(7) 公募により指定管理者に指定した団体種別

- ・公募により指定管理者制度導入した施設のうちの運営する団体の内訳で民間企業の割合が多いのは、「公営住宅」(100.0%)、「その他」(38.6%)等、第三セクターの割合が多いのは、「公園」(74.1%)、「体育施設」(64.7%)等、NPO法人、ボランティア団体等の割合が多いのは、「会館」等である。

- ・政令指定都市以外では、民間企業の割合が多いのは、「公営住宅」（100.0%）、「宿泊施設」（66.7%）等、第三セクターの割合が多いのは、「公園」（84.6%）、「体育施設」（52.4%）等、NPO法人、ボランティア団体等の割合が多いのは、「会館」等であり、ほぼ全体の傾向と等しい。

8）公募以外により指定管理者に指定した団体種別

- ・公募以外により指定管理者制度導入した施設のうちの運営する団体の内訳で第三セクターの割合が多いのは、「公営住宅」（100.0%）、「公園」（86.6%）、「体育施設」（77.9%）等、ボランティア団体等の割合が多いのは、「会館」（57.0%）、「社会教育施設」（22.0%）等である。
- ・政令指定都市以外では、第三セクターの割合が多いのは、「公営住宅」（100.0%）、「公園」（86.5%）、「体育施設」（76.4%）等、ボランティア団体等の割合が多いのは、「会館」（63.8%）、「社会教育施設」（45.9%）等であり、ほぼ全体の傾向と等しいが、ボランティア団体の「社会教育施設」の割合が多くなっている。

9）指定管理者制度導入の効果

- ・指定管理者制度導入の効果として、全体では、「管理運営経費を削減できた」（85.0%）が最も多く、次いで「施設利用の利便性が向上した」（47.5%）、「独自のあるサービスが可能になった」（40.0%）と続いている。
- ・政令指定都市以外（その他の都市）でも同様の傾向である。

	政令指定都市		その他の都市		全体	
1. 施設利用の利便性が向上した	4	80.0%	15	42.9%	19	47.5%
2. 施設の管理水準が向上した	1	20.0%	5	14.3%	6	15.0%
3. 管理運営経費を削減できた	5	100.0%	29	82.9%	34	85.0%
4. 利用者数が拡大した	2	40.0%	2	5.7%	4	10.0%
5. 独自性のある施設運営が可能になった	2	40.0%	4	11.4%	6	15.0%
6. 独自性のあるサービスが可能になった	4	80.0%	12	34.3%	16	40.0%
7. 行政のスリム化・効率化が実現できた	3	60.0%	10	28.6%	13	32.5%
8. 特に目立った効果はない	0	0.0%	4	11.4%	4	10.0%
9. その他	0	0.0%	4	11.4%	4	10.0%

1 0) 指定管理者制度導入の課題

- ・指定管理者制度導入の課題として、全体では、「サービス水準を常に監視することが難しい」（45.0％）が最も多く、次いで「適切な事業者の選定が難しい」（20.0％）と続いている。
- ・政令指定都市以外（その他の都市）でも同様の傾向である。

	政令指定都市		その他の都市		全体	
1. 施設利用の利便性が低下した施設がある	0	0.0%	1	2.9%	1	2.5%
2. 管理水準が低下した施設がある	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 管理運営経費が増加した施設がある	0	0.0%	4	11.4%	4	10.0%
4. 利用者数が減少した施設がある	0	0.0%	1	2.9%	1	2.5%
5. 独自性があるサービスがなくなった施設がある	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 施設運営の特徴がなくなった施設がある	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. 利用の公平性や平等性に問題が生じた施設がある	0	0.0%	1	2.9%	1	2.5%
8. 適切な事業者の選定が難しい	1	20.0%	7	20.0%	8	20.0%
9. サービス水準を常に監視することが難しい	2	40.0%	16	45.7%	18	45.0%
10. 特に課題ない	1	20.0%	6	17.1%	7	17.5%
11. その他	0	0.0%	6	17.1%	6	15.0%

1 1) まとめ

- ・「公の施設」のうち、指定管理者制度を導入している割合が多い施設は、「会館」「宿泊施設」「体育施設」などがあるが、そのうち運営財源方式をみると、「会館」は「指定管理料方式（公募以外）」、「宿泊施設」は「併用方式」、「体育施設」は「併用方式（公募）」または「指定管理料方式（公募以外）」の割合が多い。
- ・「公の施設」のうち、今後指定管理者制度の導入を予定している割合が多い施設は、「宿泊施設」「社会教育施設」などがあるが、そのうち、運営財源方式をみると、「宿泊施設」は上記のとおり「併用方式」、「社会教育施設」は「指定管理料方式（公募以外）」の割合が多い。
- ・使用料等の収入がある程度見込める施設は、「独立採算方式」が考えられるが、全国の都市でその「独立採算方式」の割合が多いのは、「その他」（駐車場、駐輪場等）であり、他のカテゴリーは少ない。他市の例（資料2参照）では、駐車場（さいたま市）、アイススケート場（千葉市）、デイサービスセンター（土浦市、小平市）、温泉利用施設（宝塚市）などがある。
- ・宇治市の場合では、施設を利用したソフト事業や特定者に対するサービス施設として、「源氏物語ミュージアム」などにその可能性があると考える。

- ・「併用方式」では、「宿泊施設」「診療施設」「体育施設」などがある。他市の例（資料2 参照）では、資料館（札幌市）、子育てふれあいプラザ（仙台市）、運動場、公園（さいたま市等）、コミュニティセンター（千葉市等）、男女共同参画センター（川崎市、佐倉市）、温水プール（釧路市、和泉市）、生涯学習センター（流山市）、児童クラブ（茅ヶ崎市）、動物園（大牟田市）などがある。宇治市の場合では、「歴史資料館」「男女共同参画支援センター」「産業振興センター」「生涯学習センター」などがその類似施設となっているが、「併用方式」としての可能性では、施設を利用したソフト事業や特定者に対するサービス施設として、「源氏物語ミュージアム」などが考えられる。
- ・「民生施設」「衛生施設」「社会教育施設」「公園」「公営住宅」などは施設を市民利用に供する施設として収入がほとんど見込めない施設が多く運営財源のパターンも「指定管理料方式」が多い。

＜全都市 合計＞

公の施設への指定管理者制度の導入状況について

		問1 公の施設(地方自治法第244条)の施設総数と、指定管理者制度を導入済みの施設数、今後導入を予定・検討している施設数。					問2 指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。指定管理者の選定方法別に、導入前の運営形態別の施設数。						
		① 全施設数	② 導入済みの施設数	③ した公募により選定	④ で公募以外の施設の方法	⑤ ・今後導入を予定	導入前の運営形態						合計
							直営		管理委託		その他		
指定管理者の選定方法													
公募	公募以外	公募	公募以外	公募	公募以外								
1.民生施設	保育所、子育て関連施設、母子寮、養護老人ホーム、老人福祉施設、老人憩いの家、福祉会館、児童館、障害者施設等	2315	975	256	719	275	14	6	216	708	26	5	975
		100.0%	42.1%	11.1%	31.1%	11.9%	1.4%	0.6%	22.2%	72.6%	2.7%	0.5%	100.0%
2.衛生施設	し尿処理施設、ごみ処理施設、下水終末処理施設、公衆便所、健康センター等	262	8	5	3	14	1	1	3	2	1	0	8
		100.0%	3.1%	1.9%	1.1%	5.3%	12.5%	12.5%	37.5%	25.0%	12.5%	0.0%	100.0%
3.体育施設	体育館、陸上競技場、野球場、フットサル場、武道館、ラグビー場、スポーツ・レクリエーション施設等	667	330	190	140	93	16	2	169	138	5	0	330
		100.0%	49.5%	28.5%	21.0%	13.9%	4.8%	0.6%	51.2%	41.8%	1.5%	0.0%	100.0%
4.社会教育施設	公民館、生涯学習施設、勤労青少年ホーム、青年の家、自然の家、図書館、博物館、美術館、資料館	981	196	69	127	196	15	3	47	123	7	1	196
		100.0%	20.0%	7.0%	12.9%	20.0%	7.7%	1.5%	24.0%	62.8%	3.6%	0.5%	100.0%
5.宿泊施設	国民宿舎、その他の宿泊施設等	32	16	7	9	8	2	0	5	9	0	0	16
		100.0%	50.0%	21.9%	28.1%	25.0%	12.5%	0.0%	31.3%	56.3%	0.0%	0.0%	100.0%
6.公園	都市公園、児童公園等	6812	1029	54	975	745	13	10	41	964	0	1	1029
		100.0%	15.1%	0.8%	14.3%	10.9%	1.3%	1.0%	4.0%	93.7%	0.0%	0.1%	100.0%
7.会館	市民会館、公会堂、文化センター、勤労会館、婦人会館、コミュニティセンター、集会所等	829	419	135	284	28	5	1	124	283	5	1	419
		100.0%	50.5%	16.3%	34.3%	3.4%	1.2%	0.2%	29.6%	67.5%	1.2%	0.2%	100.0%
8.診療施設	病院、診療所、老人保健施設等	88	11	1	10	9	0	0	0	9	1	1	11
		100.0%	12.5%	1.1%	11.4%	10.2%	0.0%	0.0%	0.0%	81.8%	9.1%	9.1%	100.0%
9.公営住宅	公営住宅等	893	179	33	146	175	7	4	26	142	0	0	179
		100.0%	20.0%	3.7%	16.3%	19.6%	3.9%	2.2%	14.5%	79.3%	0.0%	0.0%	100.0%
10.その他	駐車場、自転車駐車場、動物園、墓地、駅前広場、消費者センター、防災センター、漁港等	985	230	114	116	114	27	6	83	104	4	6	230
		100.0%	23.4%	11.6%	11.8%	11.6%	11.7%	2.6%	36.1%	45.2%	1.7%	2.6%	100.0%
合計		14387	3393	864	2529	1657	100	33	714	2482	49	15	3393
		100.0%	23.6%	6.0%	17.6%	11.5%	2.9%	1.0%	21.0%	73.2%	1.4%	0.4%	100.0%

問3
指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。導入後の運営財源別の施設数を、選定方法別にお答えください。

問3
指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。導入後の運営財源別の施設数を、選定方法別にお答えください。

運営財源								合計
指定管理料を支払う指定管理料方式		利用料金制による独立採算方針		指定管理料方式と利用料金制度の併用方式		その他		
指定管理者の選定方法								
公募	公募以外	公募	公募以外	公募	公募以外	公募	公募以外	
187	400	15	22	44	196	0	0	864
21.6%	46.3%	1.7%	2.5%	5.1%	22.7%	0.0%	0.0%	100.0%
3	0	0	0	2	1	0	0	6
50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%
9	89	1	4	124	24	0	0	251
3.6%	35.5%	0.4%	1.6%	49.4%	9.6%	0.0%	0.0%	100.0%
29	54	2	0	39	9	0	0	133
21.8%	40.6%	1.5%	0.0%	29.3%	6.8%	0.0%	0.0%	100.0%
0	1	1	1	6	7	0	0	16
0.0%	6.3%	6.3%	6.3%	37.5%	43.8%	0.0%	0.0%	100.0%
9	971	0	0	45	4	0	0	1029
0.9%	94.4%	0.0%	0.0%	4.4%	0.4%	0.0%	0.0%	100.0%
54	177	3	19	78	77	0	1	409
13.2%	43.3%	0.7%	4.6%	19.1%	18.8%	0.0%	0.2%	100.0%
1	3	0	0	1	7	0	0	12
8.3%	25.0%	0.0%	0.0%	8.3%	58.3%	0.0%	0.0%	100.0%
33	116	0	0	0	0	0	0	149
22.1%	77.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
38	56	63	42	9	14	3	0	225
16.9%	24.9%	28.0%	18.7%	4.0%	6.2%	1.3%	0.0%	100.0%
363	1867	85	88	348	339	3	1	3094
11.7%	60.3%	2.7%	2.8%	11.2%	11.0%	0.1%	0.0%	100.0%

指定管理者制度の導入により指定管理者に指定された団体について

問8 公募により指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。公募により指定管理者に指定した団体の種類別に施設数。								問9 公募以外の方法により指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。公募以外の方法により指定管理者に指定した団体の種類別の施設数。							
民間企業	第三セクター	公共団体・公共的団体	NPO法人	ボランティア団体・自治会等	その他	合計		民間企業	第三セクター	公益団体	NPO法人	ボランティア団体・自治会等	その他	合計	
9	20	110	17	5	95	256		1	351	261	1	87	18	719	
3.5%	7.8%	43.0%	6.6%	2.0%	37.1%	100.0%		0.1%	48.8%	36.3%	0.1%	12.1%	2.5%	100.0%	
0	5	0	0	0	0	5		0	2	1	0	0	0	3	
0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
43	123	6	0	0	18	190		5	109	20	1	5	0	140	
22.6%	64.7%	3.2%	0.0%	0.0%	9.5%	100.0%		3.6%	77.9%	14.3%	0.7%	3.6%	0.0%	100.0%	
12	35	10	4	5	3	69		0	78	19	1	28	1	127	
17.4%	50.7%	14.5%	5.8%	7.2%	4.3%	100.0%		0.0%	61.4%	15.0%	0.8%	22.0%	0.8%	100.0%	
2	3	2	0	0	0	7		0	4	5	0	0	0	9	
28.6%	42.9%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		0.0%	44.4%	55.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
11	40	0	0	0	3	54		0	844	130	0	0	1	975	
20.4%	74.1%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	100.0%		0.0%	86.6%	13.3%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%	
20	20	42	9	38	6	135		0	49	48	1	162	24	284	
14.8%	14.8%	31.1%	6.7%	28.1%	4.4%	100.0%		0.0%	17.3%	16.9%	0.4%	57.0%	8.5%	100.0%	
0	0	0	0	0	1	1		0	4	6	0	0	0	10	
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%		0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
33	0	0	0	0	0	33		0	146	0	0	0	0	146	
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
44	31	35	2	0	2	114		4	64	35	1	3	9	116	
38.6%	27.2%	30.7%	1.8%	0.0%	1.8%	100.0%		3.4%	55.2%	30.2%	0.9%	2.6%	7.8%	100.0%	
174	277	205	32	48	128	864		10	1651	525	5	285	53	2529	
20.1%	32.1%	23.7%	3.7%	5.6%	14.8%	100.0%		0.4%	65.3%	20.8%	0.2%	11.3%	2.1%	100.0%	

※北九州市、静岡市は記入不足のため本集計に含んでいない

<政令指定都市 合計>

公の施設への指定管理者制度の導入状況について

		問1 公の施設(地方自治法第244条)の施設総数と、指定管理者制度を導入済みの施設数、今後導入を予定・検討している施設数。					問2 指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。指定管理者の選定方法別に、導入前の運営形態別の施設数。						
		① 全施設数	② を 導入済みの施設数	③ した公募施設により選定	④ で公募した以外の方法	⑤ 定・今後導入を予定する施設	導入前の運営形態						合計
							直営		管理委託		その他		
							指定管理者の選定方法						
公募	公募以外	公募	公募以外	公募	公募以外	公募	公募以外	公募	公募以外	公募	公募以外		
1.民生施設	保育所、子育て関連施設、母子寮、養護老人ホーム、老人福祉施設、老人憩いの家、福祉会館、児童館、障害者施設等	961	615	188	427	65	6	0	167	424	15	3	615
		100.0%	64.0%	19.6%	44.4%	6.8%	1.0%	0.0%	27.2%	68.9%	2.4%	0.5%	100.0%
2.衛生施設	し尿処理施設、ごみ処理施設、下水終末処理施設、公衆便所、健康センター等	55	7	5	2	2	1	0	3	2	1	0	7
		100.0%	12.7%	9.1%	3.6%	3.6%	14.3%	0.0%	42.9%	28.6%	14.3%	0.0%	100.0%
3.体育施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、武道館、ラグビー場、スポーツ・レクリエーション施設等	194	178	148	30	3	12	2	133	28	3	0	178
		100.0%	91.8%	76.3%	15.5%	1.5%	6.7%	1.1%	74.7%	15.7%	1.7%	0.0%	100.0%
4.社会教育施設	公民館、生涯学習施設、勤労青少年ホーム、青年の家、自然の家、図書館、博物館、美術館、資料館	294	88	22	66	59	5	0	16	66	1	0	88
		100.0%	29.9%	7.5%	22.4%	20.1%	5.7%	0.0%	18.2%	75.0%	1.1%	0.0%	100.0%
5.宿泊施設	国民宿舎、その他の宿泊施設等	13	7	4	3	4	0	0	4	3	0	0	7
		100.0%	53.8%	30.8%	23.1%	30.8%	0.0%	0.0%	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	100.0%
6.公園	都市公園、児童公園等	1234	45	41	4	63	12	0	29	4	0	0	45
		100.0%	3.6%	3.3%	0.3%	5.1%	26.7%	0.0%	64.4%	8.9%	0.0%	0.0%	100.0%
7.会館	市民会館、公会堂、文化センター、勤労会館、婦人会館、コミュニティセンター、集会所等	124	112	82	30	7	1	0	77	30	4	0	112
		100.0%	90.3%	66.1%	24.2%	5.6%	0.9%	0.0%	68.8%	26.8%	3.6%	0.0%	100.0%
8.診療施設	病院、診療所、老人保健施設等	34	6	1	5	2	0	0	0	4	1	1	6
		100.0%	17.6%	2.9%	14.7%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	16.7%	16.7%	100.0%
9.公営住宅	公営住宅等	333	132	31	101	0	5	4	26	97	0	0	132
		100.0%	39.6%	9.3%	30.3%	0.0%	3.8%	3.0%	19.7%	73.5%	0.0%	0.0%	100.0%
10.その他	駐車場、駐輪場、広場、動物園、市民活動支援施設、男女共同参画推進センター、防災センター、産業振興施設等	161	52	43	9	28	10	0	32	8	1	1	52
		100.0%	32.3%	26.7%	5.6%	17.4%	19.2%	0.0%	61.5%	15.4%	1.9%	1.9%	100.0%
合計		3926	1242	565	677	233	52	6	487	666	26	5	1242
		100.0%	31.6%	14.4%	17.2%	5.9%	4.2%	0.5%	39.2%	53.6%	2.1%	0.4%	100.0%

指定管理者制度の導入により指定管理者に指定された団体について

問8 公募により指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。公募により指定管理者に指定した団体の種類別に施設数。							問9 公募以外の方法により指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。公募以外の方法により指定管理者に指定した団体の種類別の施設数。						
民間 企業	第三 セクター	公共団 体・公 共的団 体	NPO 法人	ボラン ティア 団体・ 自治会 等	そ の 他	合 計	民間 企業	第三 セクター	公益団 体	NPO 法人	ボラン ティア 団体・ 自治会 等	そ の 他	合 計
3	20	72	10	1	82	188	0	330	87	0	7	3	427
1.6%	10.6%	38.3%	5.3%	0.5%	43.6%	100.0%	0.0%	77.3%	20.4%	0.0%	1.6%	0.7%	100.0%
0	5	0	0	0	0	5	0	2	0	0	0	0	2
0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
30	101	4	0	0	13	148	2	25	0	1	2	0	30
20.3%	68.2%	2.7%	0.0%	0.0%	8.8%	100.0%	6.7%	83.3%	0.0%	3.3%	6.7%	0.0%	100.0%
1	18	1	1	0	1	22	0	64	1	0	0	1	66
4.5%	81.8%	4.5%	4.5%	0.0%	4.5%	100.0%	0.0%	97.0%	1.5%	0.0%	0.0%	1.5%	100.0%
0	2	2	0	0	0	4	0	2	1	0	0	0	3
0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
9	29	0	0	0	3	41	0	4	0	0	0	0	4
22.0%	70.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
16	20	38	2	0	6	82	0	30	0	0	0	0	30
19.5%	24.4%	46.3%	2.4%	0.0%	7.3%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
0	0	0	0	0	1	1	0	4	1	0	0	0	5
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
31	0	0	0	0	0	31	0	101	0	0	0	0	101
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
10	31	0	1	0	1	43	1	6	1	1	0	0	9
23.3%	72.1%	0.0%	2.3%	0.0%	2.3%	100.0%	11.1%	66.7%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%
100	226	117	14	1	107	565	3	568	91	2	9	4	677
17.7%	40.0%	20.7%	2.5%	0.2%	18.9%	100.0%	0.4%	83.9%	13.4%	0.3%	1.3%	0.6%	100.0%

※北九州市、静岡市は記入不足のため本集計に含んでいない

<その他の都市 合計>

公の施設への指定管理者制度の導入状況について

		問1 公の施設(地方自治法第244条)の施設総数と、指定管理者制度を導入済みの施設数、今後導入を予定・検討している施設数。				
		① 全施設数	を② 導入済みの施設数	③ 公募した施設により選定	④ 公募した施設以外の方法で選定	⑤ 今後導入を予定・検討
1.民生施設	保育所、子育て関連施設、母子寮、養護老人ホーム、老人福祉施設、老人憩いの家、福祉会館、児童館、障害者施設等	1354	360	68	292	210
		100.0%	26.6%	5.0%	21.6%	15.5%
2.衛生施設	し尿処理施設、ごみ処理施設、下水終末処理施設、公衆便所、健康センター等	207	1	0	1	12
		100.0%	0.5%	0.0%	0.5%	5.8%
3.体育施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、武道館、マッパ館、スポーツ・レクリエーション施設等	473	152	42	110	90
		100.0%	32.1%	8.9%	23.3%	19.0%
4.社会教育施設	公民館、生涯学習施設、勤労青少年ホーム、青年の家、自然の家、図書館、博物館、美術館、資料館	687	108	47	61	137
		100.0%	15.7%	6.8%	8.9%	19.9%
5.宿泊施設	国民宿舎、その他の宿泊施設等	19	9	3	6	4
		100.0%	47.4%	15.8%	31.6%	21.1%
6.公園	都市公園、児童公園等	5578	984	13	971	682
		100.0%	17.6%	0.2%	17.4%	12.2%
7.会館	市民会館、公会堂、文化センター、勤労会館、婦人会館、コミュニティセンター、集会所等	705	307	53	254	21
		100.0%	43.5%	7.5%	36.0%	3.0%
8.診療施設	病院、診療所、老人保健施設等	54	5	0	5	7
		100.0%	9.3%	0.0%	9.3%	13.0%
9.公営住宅	公営住宅等	560	47	2	45	175
		100.0%	8.4%	0.4%	8.0%	31.3%
10.その他	駐車場、自転車駐車場、動物園、墓地、駅前広場、消費者センター、防災センター、漁港等	824	178	71	107	86
		100.0%	21.6%	8.6%	13.0%	10.4%
合計		10461	2151	299	1852	1424
		100.0%	20.6%	2.9%	17.7%	13.6%

問2

指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。指定管理者の選定方法別に、導入前の運営形態別の施設数。

導入前の運営形態						合計
直 営		管理委託		その他		
指定管理者の 選定方法						
公募	公募以外	公募	公募以外	公募	公募以外	
8	6	49	284	11	2	360
2.2%	1.7%	13.6%	78.9%	3.1%	0.6%	100.0%
0	1	0	0	0	0	1
0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4	0	36	110	2	0	152
2.6%	0.0%	23.7%	72.4%	1.3%	0.0%	100.0%
10	3	31	57	6	1	108
9.3%	2.8%	28.7%	52.8%	5.6%	0.9%	100.0%
2	0	1	6	0	0	9
22.2%	0.0%	11.1%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
1	10	12	960	0	1	984
0.1%	1.0%	1.2%	97.6%	0.0%	0.1%	100.0%
4	1	47	253	1	1	307
1.3%	0.3%	15.3%	82.4%	0.3%	0.3%	100.0%
0	0	0	5	0	0	5
0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2	0	0	45	0	0	47
4.3%	0.0%	0.0%	95.7%	0.0%	0.0%	100.0%
17	6	51	96	3	5	178
9.6%	3.4%	28.7%	53.9%	1.7%	2.8%	100.0%
48	27	227	1816	23	10	2151
2.2%	1.3%	10.6%	84.4%	1.1%	0.5%	100.0%

問3 指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。導入後の運営財源別の施設数を、選定方法別にお答えください。									
運営財源								合計	
指定管理料を支払う指定管理料方式		利用料金制による独立採算方針		指定管理料方式と利用料金制度の併用方式		その他			
指定管理者の選定方法									
公募	公募以外	公募	公募以外	公募	公募以外	公募	公募以外		
40	225	5	11	24	55	0	0	360	
11.1%	62.5%	1.4%	3.1%	6.7%	15.3%	0.0%	0.0%	100.0%	
0	0	0	0	0	1	0	0	1	
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
7	87	0	4	35	19	0	0	152	
4.6%	57.2%	0.0%	2.6%	23.0%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%	
21	53	2	0	25	7	0	0	108	
19.4%	49.1%	1.9%	0.0%	23.1%	6.5%	0.0%	0.0%	100.0%	
0	1	0	0	3	5	0	0	9	
0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	55.6%	0.0%	0.0%	100.0%	
6	970	0	0	7	1	0	0	984	
0.6%	98.6%	0.0%	0.0%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%	100.0%	
12	162	2	18	41	70	0	1	306	
3.9%	52.9%	0.7%	5.9%	13.4%	22.9%	0.0%	0.3%	100.0%	
0	1	0	0	1	4	0	0	6	
0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%	
2	45	0	0	0	0	0	0	47	
4.3%	95.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
33	54	34	40	0	14	3	0	178	
18.5%	30.3%	19.1%	22.5%	0.0%	7.9%	1.7%	0.0%	100.0%	
121	1598	43	73	136	176	3	1	2151	
5.6%	74.3%	2.0%	3.4%	6.3%	8.2%	0.1%	0.0%	100.0%	

指定管理者制度の導入により指定管理者に指定された団体について

問8 公募により指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。公募により指定管理者に指定した団体の種類別に施設数。							
民間企業	第三セクター	公共団体・公共的団体	NPO法人	ボランティア団体・自治会等	その他	合計	
6	0	38	7	4	13	68	8.8%
0.3%	0.0%	55.9%	10.3%	5.9%	19.1%	100.0%	
0	0	0	0	0	0	0	0.0%
-	-	-	-	-	-	-	0.0%
13	22	2	0	0	5	42	31.0%
2.7%	52.4%	4.8%	0.0%	0.0%	11.9%	100.0%	
11	17	9	3	5	2	47	23.4%
0.0%	36.2%	19.1%	6.4%	10.6%	4.3%	100.0%	
2	1	0	0	0	0	3	66.7%
66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
2	11	0	0	0	0	13	15.4%
0.0%	84.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
4	0	4	7	38	0	53	7.5%
0.0%	0.0%	7.5%	13.2%	71.7%	0.0%	100.0%	
0	0	0	0	0	0	0	0.0%
-	-	-	-	-	-	-	0.0%
2	0	0	0	0	0	2	100.0%
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
34	0	35	1	0	1	71	47.9%
2.8%	0.0%	49.3%	1.4%	0.0%	1.4%	100.0%	
74	51	88	18	47	21	299	24.7%
0.4%	17.1%	29.4%	6.0%	15.7%	7.0%	100.0%	

問9 公募以外の方法により指定管理者制度を導入した施設についてお伺いします。公募以外の方法により指定管理者に指定した団体の種類別の施設数。							
民間企業	第三セクター	公益団体	NPO法人	ボランティア団体・自治会等	その他	合計	
1	21	174	1	80	15	292	0.3%
0.3%	7.2%	59.6%	0.3%	27.4%	5.1%	100.0%	
0	0	1	0	0	0	1	0.0%
0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
3	84	20	0	3	0	110	2.7%
0.0%	76.4%	18.2%	0.0%	2.7%	0.0%	100.0%	
0	14	18	1	28	0	61	0.0%
0.0%	23.0%	29.5%	1.6%	45.9%	0.0%	100.0%	
0	2	4	0	0	0	6	0.0%
0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
0	840	130	0	0	1	971	0.0%
0.0%	86.5%	13.4%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%	
0	19	48	1	162	24	254	0.0%
0.0%	7.5%	18.9%	0.4%	63.8%	9.4%	100.0%	
0	0	5	0	0	0	5	0.0%
0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
0	45	0	0	0	0	45	0.0%
0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
3	58	34	0	3	9	107	2.8%
2.8%	54.2%	31.8%	0.0%	2.8%	8.4%	100.0%	
7	1083	434	3	276	49	1852	0.4%
0.4%	58.5%	23.4%	0.2%	14.9%	2.6%	100.0%	

指定管理者が民間企業又はNPO法人に決まった施設の管理運営の分類（１．指定管理料方式）

施設名称		種別	指定管理者として指定した 民間企業・NPO法人の名称 (業種・活動分野)	運営 財源
北老人福祉センター	<札幌市>	1	㈱シムス (ビル管理、福祉サービス)	1
手稲区福祉センター	<札幌市>	1	(NPO)ワークス・ユア (コミュニティ活動、福祉サービス)	1
地域生活支援センターさっぽろ	<札幌市>	1	(NPO)札幌市精神障害者家族連合会 (福祉サービス)	1
精神障害者授産施設こばし館	<札幌市>	1	(NPO)コミネット楽創 (福祉サービス)	1
中島公園	<札幌市>	6	さっぽろパークマネジメントグループ (造園等)	1
太平百合が原地区センター	<札幌市>	7	(NPO)太平百合が原ブリッジ (コミュニティ活動)	1
はちけん地区センター	<札幌市>	7	(NPO)ワークス・ユア (コミュニティ活動、福祉サービス)	1
市営住宅（北区15団地）	<札幌市>	9	㈱東急コミュニティー (ビル管理等)	1
市営住宅（東区16団地）	<札幌市>	9	日興美装工業㈱ (ビル管理等)	1
リサイクルプラザ	<札幌市>	10	(NPO)環境り・ふれんず (環境活動)	1
真駒内パークアイランド駐車場	<札幌市>	10	㈱マネジパートナー (駐車場経営等)	1
仙台市小松島児童館	<仙台市>	1	特定非営利活動法人MYAGI子どもネットワーク(子どもの権利推進 子育て支援事業)	1
仙台市鹿野児童館	<仙台市>	1	特定非営利活動法人MYAGI子どもネットワーク(子どもの権利推進 子育て支援事業)	1
仙台市東四郎丸児童館	<仙台市>	1	特定非営利活動法人FOR YOU(ここの家(保健 医療 福祉の増進活動))	1
仙台市市名坂児童館	<仙台市>	1	特定非営利活動法人MYAGI子どもネットワーク(子どもの権利推進 子育て支援事業)	1
仙台市海岸公園冒険広場(※) 仙台市海岸キャンプ場(※)	<仙台市>	3	冒険あそび場ーせんたい・みやぎネットワーク・東洋緑化共同企業体(NPO) 冒険あそび場ーせんたい・みやぎネットワーク・東洋緑化共同企業体 (キャンプ場を含む公園の運営管理)	1
仙台市岩切児童館	<仙台市>	2	特定非営利活動法人みやぎ・せんたい子どもの丘(子どもの健全育成 社会教育推進活動)	1
仙台市民会館(※)	<仙台市>	7	東北共立 陽光ビル 企業体(㈱東北共立及び陽光ビルサービス㈱)の共同企業体 舞台の施設管理(東北共立ビルメンテナンス(陽光ビルサービス))	1
仙台市根白石温水プール(※)	<仙台市>	3	泉スキップス(㈱泉パークタウンサービス 及び ㈱キリンプラザ)の共同企業体 (不動産の所有管理・賃貸等を行なう会社スポーツ施設スポーツ教室の経営、コンサルティング等を行なう会社の連合体)	1
仙台市今泉運動場(※) 仙台市若林日辺グラウンド(※)	<仙台市>	3	陽光セントラル 共同企業体(陽光サービス㈱)及びセントラルスポーツ㈱の共同企業体 (ビル 総合管理等を行なう会社スポーツ施設カレチャー 教室の経営、経営コンサルティングを行なう会社の連合体)	1
仙台市西公園水泳プール 仙台市長町公園水泳プール	<仙台市>	3	㈱サンアメニティー(プールの運営管理)	1
仙台市中田温水プール(※) 仙台市鉤取球場(※)	<仙台市>	3	陽光セントラル 共同企業体(陽光サービス㈱)及びセントラルスポーツ㈱の共同企業体 (ビル 総合管理等を行なう会社スポーツ施設カレチャー 教室の経営、経営コンサルティングを行なう会社の連合体)	1
都市公園（若林区／4公園・5施設）	<仙台市>	3	東洋緑化(㈱)(運動施設を含む公園の運営管理)	1
都市公園（泉区／9公園・15施設）	<仙台市>	3	東洋緑化(㈱)(運動施設を含む公園の運営管理)	1
地域中核施設プラザノース	<さいたま市>	7	プラザノースマネジメント㈱	1
蘇我コミュニティセンター	<千葉市>	7	株式会社千葉マリスダグム (施設管理 運営)	1
幕張コミュニティセンター	<千葉市>	7	株式会社千葉マリスダグム (施設管理 運営)	1
真砂コミュニティセンター	<千葉市>	7	株式会社千葉マリスダグム (施設管理 運営)	1
畑コミュニティセンター	<千葉市>	7	アクトイ株式会社 (施設管理 運営)	1
千葉市斎場	<千葉市>	3	富士建設工業株式会社 (機械設備)	1

岡上こども文化センター	< 川 崎 市 >	1	NPO法人川崎児童健全育成会コッポロ(子どもや児童館職員に対する遊戯指導事業)	1
かわなかじま保育園	< 川 崎 市 >	1	財)こどもの森 (保育園運営・幼児教育)	1
入江崎余熱利用プール	< 川 崎 市 >	3	セントラルスポーツ財(ウェルネス・フィットネス・スイミングクラブ)の企画・運営及び運営受託・指導受託)	1
黒川青少年野外活動センター	< 川 崎 市 >	4	NPO法人国際自然大学校 (野外教育・環境教育の調査研究)	1
小樽市総合体育館	< 小 樽 市 >	3	株式会社 アビックス (ホテル、スポーツクラブ経営)	1
米町ふるさと館	< 釧 路 市 >	4	(社)釧路観光協会(観光客・コンベンションの誘致・宣伝、観光に関する情報提供等)	1
鶴ヶ岱公園茶室	< 釧 路 市 >	4	(財)釧路市公園緑化協会(公園・緑地等の保全と利用に関する普及啓発、付帯事業の経営)	1
大町地区港湾休憩所(港文館)入舟緑地	< 釧 路 市 >	4	企業組合北海道ろうきょう(土木・建築・とび工事請負、環境整備・清掃・除雪事業請負、産業廃棄物収集運搬業など)	1
インフォメーションセンター丹頂の里(道の駅)	< 釧 路 市 >	10	阿寒商工協同組合(組合員の共同事業)	1
観光農林漁業経営管理所(双湖台ハウス)	< 釧 路 市 >	4	NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構 (観光まちづくり事業)	1
釧路市交流プラザさいわい	< 釧 路 市 >	4	(財)釧路市民文化振興財団 (市民の文化的教養等に資するための催し等)	1
北斗遺跡ふるさと歴史の広場	< 釧 路 市 >	4	協和総合管理株式会社釧路支社清掃・警備設備管理・環境衛生・消防設備ビルメンテナンス)	1
第二児童館	< 狭 山 市 >	1	株式会社日本保育サービス (子育て支援関連事業)	1
第三児童館	< 狭 山 市 >	1	株式会社日本保育サービス (子育て支援関連事業)	1
佐倉新町おはやし館	< 佐 倉 市 >	10	特定非営利法人 N・C くら会 (生涯学習活動)	1
社のアトリエ黎明	< 流 山 市 >	4	財)グリーンダイナクス (サービス業・造園・企画)	1
新浦安駅前在宅介護支援センター	< 浦 安 市 >	1	株式会社レイ (ライフサービス事業等)	1
青少年交流活動センター	< 浦 安 市 >	4	アクティオ株式会社 (公の施設の管理受託等)	1
立川駅北口第一有料自転車駐車場 (他6駐車場)	< 立 川 市 >	10	再開発振興株式会社	1
有料自転車駐車場(2施設)	< 小 平 市 >	10	日本環境マネジメント 株 (施設総合管理・駐車場運営等)	1
子ども家庭支援センター	< 小 平 市 >	1	(社)豊桂社 (保育施設・障害者教育施設運営等)	1
永山複合施設駐車場	< 多 摩 市 >	10	新都市センター開発 株 (施設運営管理)	1
鎌倉、大船市民活動センター	< 鎌 倉 市 >	7	(NPO法人)鎌倉市市民活動センター運営会議 (NPOの中間支援)	1
上府中公園	< 小 田 原 市 >	6	(財)小田原市公益事業協会と(株)東海ビルメンテナンスの共同事業体	1
市営自転車等駐車場(6施設)	< 厚 木 市 >	10	株式会社高橋 (総合ビルメンテナンス)	1
ふれあいプラザ	< 厚 木 市 >	3	財)東宝グリーンサービス (建築物の維持管理業務)	1
柳橋ふれあいプラザ	< 大 和 市 >	3	(株)オーエンス横浜支店 (ビル管理業)	1
西谷児童館	< 宝 塚 市 >	1	NPO法人・宝塚NSITAN	1
自転車等駐車場	< 川 西 市 >	10	株式会社ビケンテクノ (総合ビルメンテナンス)	1
佐賀市精神障害者地域生活支援センター	< 佐 賀 市 >	1	NPO法人 プラット佐賀 (精神障害者の自立と社会参加に関する事業)	1
市営団地(喜瀬団地) 市営団地(楊柳団地)	< 佐 賀 市 >	9	株式会社マベック (マンションビル管理・建築)	1
合計				61

指定管理者が民間企業又はNPO法人に決まった施設の管理運営の分類（2. 独立採算方式）

施設名称		種別	指定管理者として指定した 民間企業・NPO法人の名称 (業種・活動分野)	運営 財源
コンベンションセンター	<札幌市>	7	さっぽろ施設経営有限責任事業組合 (電気設備工事等)	2
北一条駐車場	<札幌市>	10	パーク二四街 (駐車場経営等)	2
日進駅南口自転車駐車場	<さいたま市>	10	再開発振興株式会社	2
宮原駅東口自転車駐車場	<さいたま市>	10	再開発振興株式会社	2
土呂駅西口自転車駐車場	<さいたま市>	10	再開発振興株式会社	2
宮原駅西口自転車駐車場	<さいたま市>	10	再開発振興株式会社	2
指扇駅南自転車駐車場	<さいたま市>	10	再開発振興株式会社	2
千葉アイススケート場	<千葉市>	3	株式会社レジャーインダストリー (アイススケート場・プールの経営)	2
阿寒湖のマリモ展示観察センター	<釧路市>	4	阿寒観光汽船(株) (観光遊覧船の運航)	2
デイサービスセンター「ながみね」	<土浦市>	3	(社) 祥風会	2
デイサービスセンター「つわぶき」	<土浦市>	1	(社) 欣水会	2
駐輪場	<土浦市>	10	(社) シルバー人材センター	2
立川市緑川第四自転車駐車場 (他6駐車場)	<立川市>	10	三井不動産販売会社	2
高齢者デイサービスセンター	<小平市>	1	(社) 竹恵会 (老人福祉施設管理運営)	2
おだわら市民活動サポートセンター	<小田原市>	7	市民活動を考える会	2
温泉利用施設	<宝塚市>	10	(株) ジェイコム	2
合計				16

2. 周辺地域における民間事業者参入状況

(1) 調査の概要

- ・宇治市の周辺地域において、指定管理者の公募に対して、民間事業者がどの程度応募し、参入しているかの状況を把握するため、以下のような調査を実施した。
- ・政令指定都市である京都市及び大阪市と、京都～大阪間の各都市において、ホームページ上で指定管理者の募集状況を公開しているものを対象に、公募された指定管理者への民間事業者の応募状況及び選定結果を取りまとめた。
- ・その結果は次頁以降の通りである。

(2) 調査結果の概要

- ・公募され、民間事業者が応募している業種で特に多いのは、駐車場、駐輪場、スポーツ施設である。
- ・数は少ないが、民間事業者の応募実績がある業種としては、ホール、コミュニティ施設、公園、生涯学習センター、社会福祉施設、病院、葬祭場、レジャー施設などがある。
- ・また、民間事業者の内容をみると、数が多い駐車場、駐輪場は1社での応募・選定が多く、各地域の複数の物件を、1社で管理しているような案件もみられる。
- ・一方、数が多いスポーツ施設については、複数の事業者がグループをつくって応募している案件が多くみられ、施設メンテナンスのノウハウを持った事業者と、スポーツクラブ運営等のノウハウを持った事業者がグループを組んでいる事例が多くなっている。
- ・大阪市では、財団法人と民間事業者がグループを組んで応募し、選定されている事例も複数例みられる。

周辺地域における民間事業者等の参入事例

都道府県	市町村	種別	施設名称	民間事業者等	概要
京都府	京都市	スポーツ施設	伏見桃山城運動公園	NPO 法人日本スポーツ振興協会	公募に 2 者応募して落選 ((財)京都市体育協会が選定)
		コミュニティ施設	市民活動総合センター	NPO 法人ワーカーズコープ NPO 法人きょうと NPO センター	公募に 2 者が応募しきょうと NPO センターが選定
		公園	京北森林公園	京北森林組合	公募に 1 者が応募し選定される
		駐車場	清水坂観光駐車場	(株)デ・リードリビングサポート	公募に 2 者応募して落選 ((財)京都市駐車場公社が選定)
		駐車場	円山駐車場	パーク二四 (株)	公募に 2 者が応募し選定される
		駐車場	四条烏丸駐車場	(株)デ・リードリビングサポート パーク二四 (株)	公募に 3 者応募して落選 ((財)京都市駐車場公社が選定)
		自転車駐車場	上鳥羽口駅自転車等 駐車場	ミディ総合管理 (株)	公募に 2 者が応募し選定される
		自転車駐車場	北山駅自転車駐車場	(株)デ・リードリビングサポート	公募に 2 者応募して落選 ((財)京都市駐車場公社が選定)
		ホール	京都コンサートホール	(株)朝日ビルディング	公募に 2 者応募して落選 ((財)京都市音楽芸術文化振興財団が選定)
		ホール	アバンティホール	(株)京都総合研究所グループ (有 限会社アール・シー・エス、ザ・クックアップ (株))	公募に 2 者応募して落選 ((財)京都市音楽芸術文化振興財団が選定)
		ホール	円山公演音楽堂	(株)アクティブケイ	公募に 2 者が応募し選定される
		スポーツ施設	西京極総合運動公園 プール施設	(株)ビバ	公募に 2 者が応募し選定される
		スポーツ施設	地域体育館 (5 館)	(株)ビバ	公募に 2 者が応募し選定される
		野外活動施設	野外活動施設京北山 国の家	京北自治振興会	公募に 1 者が応募し選定される
	京田辺市	自転車駐車場	新田辺駅東自転車駐 車場	奈交サービス(株)	公募に応募し選定される
		スポーツ施設	田辺公園プール	(株)ケー・エス・シー	公募に応募し選定される
	精華町	ホール	コミュニティホール	近鉄ビルサービス(株) ミディ総合管理(株)	公募に 4 者が応募し、近鉄ビルサービス(株)が選 定される
		病院	国民健康保険病院	医療法人医仁階	公募に 2 者が応募し選定される
	長岡京市	中央生涯学習セン ター	中央生涯学習センタ ー	大阪ガスビジネスクリエイト (株)	
大阪府	大阪市	社会福祉施設	社会福祉センター	テルウェル西日本(株)	公募
		スポーツ施設	鶴見緑地パークゴル フ場	ニッタ(株)	公募
		文化施設	芸術創造館	有限責任事業組合アートサポート	公募
		ホール	中央公会堂	サントリーパブリシティサービ ス・グループ (サントリーパブリ シティサービス(株)、(財)大阪市教 育振興公社)	公募
		スポーツ施設	スポーツセンター・ 屋内プール	(株)コナミスポーツ&ライフ	公募
		スポーツ施設	スポーツセンター・ 屋内プール	シンコースポーツ(株)・(株)ビケン テクノ共同企業体	公募
		スポーツ施設	プール・スポーツセ ンター・屋内プール	(株)ミズノウエルネス	公募
		スポーツ施設	屋内プール	(株)ミズノウエルネス	公募
		スポーツ施設	プール・スポーツセ ンター・屋内プール	天王寺 OGJL 事業体 ((株)オージ ースポーツ、(株)ジャパンメンテナ ンス、(株)レジャーインダストリ ー)	公募
		スポーツ施設	体育館・スポーツセ ンター・屋内プール	シンコースポーツ(株)・(株)ビケン テクノ共同企業体	公募

都道府県	市町村	種別	施設名称	民間事業者等	概要
		スポーツ施設	鶴見緑地球技場・運動場・庭球場・スポーツセンター・プール	ミズノ・三菱ビルテクノグループ（美津濃(株)、三菱電機ビルテクノサービス(株)）	公募
		スポーツ施設	野球場・庭球場	港開発・モリタ連合体（(財)大阪港開発技術協会、(株)モリタテニス企画）	公募
		スポーツ施設	庭球場・テニスセンター	うつぼグループ共同企業体（(社)大阪スポーツマンクラブ、奥アンサーカ(株)）	公募
		スポーツ施設	スポーツセンター・屋内プール	MLK連合体（三菱電機ビルテクノサービス(株)、(株)レジャーインダストリー、(株)アクアティック）	公募
		スポーツ施設	屋内プール	グンゼスポーツ関西明装連合体（グンゼスポーツ(株)、関西明装(株)）	公募
		スポーツ施設	プール	(株)コナミスポーツ&ライフ	公募
		スポーツ施設	スポーツセンター	クリエイティブライフ(株)	公募
			ゆとり健康創造館	ニュージャパン観光(株)	公募
		教育施設	環境学習センター	大阪ガスビジネスクリエイト(株)	公募
		葬祭場	葬祭場	(株)公益社	公募
		駐車場	駐車場	パーク二四(株)	公募
		駐車場	駐車場	三井不動産販売(株)	公募
		駐車場	駐車場	(株)ハウスビルシステム	公募
		駐車場	駐車場	オムロンフィールドエンジニアリング(株)	公募
		スポーツ施設	大阪港スポーツアイランド施設(4)	ミズノグループ（美津濃(株)、南海ビルサービス(株)、日本パナユーズ(株)、(株)ホビーライフ）	公募
		交通施設	舞洲ヘリポート	ジャック・エヌビーエス・エクセル連合体（(株)日本空港コンサルタンツ、南海ビルサービス(株)エクセル航空(株)）	公募
		レジャー施設	大阪南港魚つり園	(株)ハウスビルシステム	公募
		公園	大阪南港野鳥園	港開発・南港ウェットランド連合体（(財)大阪港開発技術協会、NPO法人南港ウェットランドグループ）	公募
		レジャー施設	なにわの海の時空館 大阪北港ヨットハーバー	港開発・よしもと連合体（(財)大阪港開発技術協会、吉本興業(株)）	公募
		交通施設	有料臨港道路	(株)大阪港トランスポートシステム	公募
			阿倍野青年センター	(株)三橋商会	公募
			クラフトパーク	(財)大阪市教育振興公社・(株)ジャパンメンテナン共同事業体（(財)大阪市教育振興公社、(株)ジャパンメンテナン）	公募

(3) 主要施設の参入事例

- ・宇治市において、指定管理者制度導入の可能性がある直営施設に、図書館と生涯学習センターがあるが、これらの施設は全国的にも指定管理者制度の導入事例は少ない公の施設となっている。
- ・全国での導入事例を調査すると以下の通りとなる。

1) 図書館

- ・全国で約 50 施設（分館数も含む）の図書館において、公募により民間事業者が指定管理者になっている。
- ・うち約半数の施設において、同一の民間事業者が選定されている。
- ・指定管理者の導入方法としては、本館と分館をセットで一事業者を指定している場合や、本館は直営とし、分館のみ指定管理者を導入している事例がある。
- ・また分館のみを指定管理者としている場合でも、複数の分館を全部まとめて同一の事業者に指定している場合と、複数の事業者に指定している場合がある。
- ・業務内容については、施設管理のみを行っている事例もあるが、概ね館長業務を含む図書館管理運営業務全般が指定管理者の業務となっている。

2) 公民館・生涯学習センター

- ・公民館・生涯学習センターにおける指定管理者制度の導入事例としては、インターネット上で捕捉できたのは 8 施設で、全国的にもまだ少ないと考えられる。
- ・指定管理者の業務内容については、施設管理と講座の開催（スクール運営）が中心であり、公民館等が担っている学習サークルの育成・相談に関する事業は事業内容に含まれていない。
- ・例えば、長岡京市では、施設内に長岡京市が運営する生涯学習団体交流室が設けられており、市が雇用する生涯学習相談員が常駐している。
- ・また、大阪狭山市では、生涯学習情報の提供業務は明文化されているが、学習サークルの育成・相談に関する事業は業務内容として明文化されていない。

民間事業者が指定管理者となった公立図書館

都道府県	自治体	施設名	本館	分館	指定管理者（民間事業者）	業務内容
岩手県	岩手県	岩手県立図書館 （盛岡駅西口複合施設「いわて県民情報センター」内）	○		エヌ・ティ・ティ・ファイナリティーズグループ	窓口業務、蔵書管理業務、施設管理業務、読書推進業務等の図書館業務全般 （図書館運営に関わる方針決定、館長業務、選書、施設整備等基幹業務は市が実施）
栃木県	大平町	大平町立図書館	○		(株)図書館流通センター	
千葉県	野田市	野田市立せきやど図書館		○	丸善(株)	図書館の管理運営、図書館資料の受入れ・整理・保存、図書館サービス業務（受付、案内、登録、貸出、返却、レファレンス等）、読書普及活動、その他
		野田市立南図書館		○	丸善(株)	
		野田市立北図書館		○	丸善(株)	
東京都	千代田区	千代田区立図書館	○		グレイックス・SPS グループ	
	大田区	大田区立大森南図書館		○	テルウェル東日本(株)	
		大田区立大森東図書館		○	(株)有隣堂	
		大田区立馬込図書館		○	共同事業体丸善グループ	
		大田区立池上図書館		○	共同事業体 JCS/NBMグループ	
		大田区立洗足池図書館		○	共同事業体丸善グループ	
		大田区立羽田図書館		○	共同事業体 JCS/NBMグループ	
		大田区立六郷図書館		○	(株)ブックチェーン	
		大田区立下丸子図書館		○	(株)ヴィアックス	
		大田区立多摩川図書館		○	(株)ブックチェーン	
		大田区立蒲田図書館		○	共同事業体 JCS/NBMグループ	
		大田区立蒲田駅前図書館		○	(株)図書館流通センター	
	杉並区	杉並区立成田図書館		○	(株)図書館流通センター	
		杉並区立阿佐谷図書館		○	(株)図書館流通センター	
	足立区	足立区興本地域学習				
岐阜県	高山市	高山市図書館	○		(株)図書館流通センター	基礎的管理業務（運営指針の策定とその管理、スタッフの育成と管理）、維持管理業務、運営業務（運営、各種協力・支援、利用促進、受付運営、傷病人対応、警備、清掃など）、読書推進事業業務
静岡県	浜松市	浜松市中央図書館駅前分室		○	(株)図書館流通センター	
愛知県	江南市	江南市立図書館	○		大成(株)グループ	
三重県	伊勢市	伊勢市立伊勢図書館	○		(株)図書館流通センター	
大阪府	大東市	大東市立西部図書館		○	丸善(株)	
	大阪狭山市	大阪狭山市立図書館	○		(株)図書館流通センター	
兵庫県	明石市	明石市立図書館	○		NTTデータ・NI サービス・NTT ファシリテーズ共同事業体	
		明石市立西部図書館		○	NTTデータ・NI サービス・NTT ファシリテーズ共同事業体	
	播磨町	播磨町立図書館	○		(株)図書館流通センター	
岡山県	岡山県	岡山県立図書館	○			施設管理業務のみ
徳島県	徳島県	三好市井川図書館				
	阿波市	阿波市立阿波図書館	○		(株)図書館流通センター	
		阿波市立市場図書館		○	(株)図書館流通センター	
		阿波市立土成図書館		○	(株)図書館流通センター	
		阿波市立吉野笠井図書館		○	(株)図書館流通センター	
福岡県	北九州市	北九州市立門司図書館		○	(株)図書館流通センター	館長業務、窓口業務、蔵書管理業務、施設管理業務、読書推進業務等の図書館業務全般 （図書館運営に関わる全市のな方針決定、選書、施設整備等基幹業務は市が実施）
		北九州市立門司図書館大里分館		○	(株)図書館流通センター	
		北九州市立国際友好記念図書館		○	(株)図書館流通センター	
		北九州市立門司図書館新門司分館		○	(株)図書館流通センター	
		北九州市立戸畑図書館		○	(株)日本施設協会	
		北九州市立戸畑図書館戸畑分館		○	(株)日本施設協会	
		北九州市立八幡図書館		○	(株)図書館流通センター	
		北九州市立八幡図書館八幡東分館		○	(株)図書館流通センター	
		北九州市立八幡図書館大池分館		○	(株)図書館流通センター	
		北九州市立八幡図書館折尾分館		○	(株)図書館流通センター	
		北九州市立八幡図書館八幡南分館		○	(株)図書館流通センター	
		北九州市立若松図書館		○	(株)日本施設協会	
		北九州市立若松図書館島郷分館		○	(株)日本施設協会	
	大牟田市	大牟田市立図書館	○		(株)図書館流通センター	
	遠賀町	遠賀町立図書館	○		(株)図書館流通センター	

民間事業者が指定管理者となった公民館・生涯学習センター

都道府県	自治体	施設名	指定管理者（民間事業者）	業務内容
北海道	芽室町	芽室町中央公民館	(株)半田美装芽室支店	
千葉県	流山市	流山市生涯学習センター	アクティオ(株)	①条例上で規定してある事業及び運営に関する業務（生涯学習に係る情報提供、場所提供、講座・後援会の実施、その他センターの設置目的を達成するために必要な事業、センターの使用許可等、使用料金の収受等、施設の模様替え等の許可） ②施設の維持管理に関する業務 ③その他の業務
東京都	足立区	足立区花畑地域学習センター（花畑体育館、花畑図書館との複合施設）	(株)グランディオサービス	①施設の総合管理に関する業務 ②施設の維持管理に関する業務 ③地域学習センターの運営に関する業務 ④地域体育館の運営に関する業務 ⑤地域図書館の運営に関する業務 ⑥施設利用等の総合受付及び収納金等の取り扱いに関する業務
		足立区保塚地域学習センター	(株)グランディオサービス	
	台東区	台東区社会教育センター(他 5 施設)	(株)山武	①施設の運営に関する業務（必要な人員の配置、施設の提供、利用者支援業務、用具等貸出業務、資料の収集及び学習情報・スポーツ情報の提供、利用者の指導、助言及び相談、関係機関及び団体との連携、その他の業務） ②施設の維持管理に関する業務 ③生涯学習推進事業（生涯学習ラーニングスクエア）に関する業務 ④自主事業に関する業務（各種教室事業、物販事業） ⑤その他業務
新潟県	上越市	須川地域生涯学習センター	(株)キュービットパレイ	①施設の利用に関する業務（利用の受付許可等、利用料金の徴収還付等、付属設備、備品準備費用方法等） ②施設が提供するサービス（施設の利用時の受付、使用上の注意等、年少者等への配慮、トラブルへの対応） ③施設及び設備の維持管理に関する業務 ④教育委員会が必要と認める管理及び事業に関する業務 ⑤事務処理等
京都府	長岡京市	長岡京市立中央生涯学習センター	大阪ガスピシネスクリエイト(株)	
大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市立公民館	大阪ガスピシネスクリエイト・大阪ガストーカルファシリティーズ 共同事業体	①施設の使用の許可に関する業務 ②施設の使用申込みに係る使用料の徴収に関する業務 ③施設及び設備の維持管理に関する業務 ④公民館事業に関する業務（教育委員会指定事業、指定管理者による各種講座等新規提案事業の企画立案、HPの管理業務、利用者会議の開催） ⑤各種生涯学習情報の提供業務 ⑥指定管理者の自主事業（施設を利用した社会教育振興に関する事業）及び教育委員会などからの委託事業

3. 主要施設の民間事業者参入意向

(1) 調査の概要

- ・宇治市において指定管理者の公募を行ったとき、民間事業者にどの程度の参入意欲があるかを明らかにするため、他市等の主要施設において指定管理者として参入している民間事業者にはヒアリング調査を実施した。
- ・調査対象施設としては、宇治市において、現在公社等が指定管理者として管理し、次期以降公募に移行する可能性が高い施設や、今後指定管理者制度に移行する可能性がある直営施設のうち、近畿圏での事業実績がある施設である。
- ・結果として、調査対象施設として、文化会館、葬祭場、公園（体育施設）、生涯学習センター、公民館、図書館等の施設を対象にヒアリング調査を実施した。

調査対象施設の選定

	宇治市における該当施設	近畿圏で事業実績がある施設
現在公社等が指定管理者として管理し、次期以降公募に移行する可能性が高い施設	文化会館 墓地公園・斎場 有料公園（3） 総合野外活動センター	文化会館 葬祭場 公園（体育施設）
今後指定管理者制度に移行する可能性がある直営施設	男女共同参画支援センター 産業振興センター ベンチャー企業育成工場 保育所（8） 休日急病診療所 生涯学習センター 源氏物語ミュージアム 隣保館（2） 健やかセンター 地域福祉センター（2）※ 青少年指導センター 青少年センター（3） 公民館（5） 図書館（3） 歴史資料館	生涯学習センター 公民館 図書館

(2) 調査結果の概要

- ・ヒアリング調査の結果を取りまとめると以下の通りとなる。
- ・結果として、葬祭場を除く、文化会館、公園（体育施設）、生涯学習センター、公民館、図書館については、民間事業者の参入意向が見出せた。
- ・葬祭場については、民間が管理を行うことに伴う根本的な問題点の指摘があり、民間事業者の参入意欲についても、未知数といえる。

ヒアリング結果の概要

対象施設	参入する企業の動向	企業の参入意向	参入にあたっての留意点
公園 (体育施設)	・体育施設については、指定管理者導入以前から、運営部分を民間事業者へ管理委託していた事例が多く、民間の指定管理者の参入が最も多い分野である。	・基本的に民間事業者の参入意向は高い。 ・但し、厳しい管理料設定がされている場合等、一度参入しても利益が出ないために撤退するケースが生じるかもしれない。	・民間事業者の参入により、委託外注費等の大幅な削減を前提とした価格設定がされる場合が多いが、体育施設に関しては、実際には削減は簡単ではなく、一定の配慮が欲しい。 ・宇治市の場合、公園管理の業務を主たる業務として位置づけるかによって、参画の方法が変わってくる。
葬祭場	・近畿圏では参入事例は少ないが、全国的には一定の参入事例がみられる。 ・全国的には施設設備のメンテナンス業を営む事業者の参入事例が多い。 ・近畿圏では葬儀業を営む民間事業者が参入している事例があるが、家族経営的な中小の事業者が多く、指定管理者に対応できる事業者は少ない。	・一定の利益が見込まれる場合、メンテナンス業者等の参入意向は期待できると考えられる。(特に葬儀業者でなくても参入は可能である。) ・葬儀業者の場合、指定管理者に選定されることで通常業務への制約が生じる可能性もあり、今後の展開は未知数である。	・葬儀業者の場合、京都を対象とした事業者で、意向がある者がいるかどうかの確認が必要。 ・式場・火葬場の予約・受付や、問い合わせがあった市民への葬儀業者の紹介の際の公平性の確保、心付け等へ対する従業員の対応方法等に十分留意を払っておく必要がある。
文化会館 公民館 生涯学習センター	・自主事業の実施が対象となっている場合、イベント企画や文化事業等を手がける民間事業者が施設メンテナンスの事業者とコンソーシアムを組んで参画している事例がある。 ・但し、イベント企画ができる事業者はある程度限定される。 ・単なる施設貸しの場合、施設メンテナンスの事業者単独で参画している事例も多い。	・基本的に民間事業者の参入意向は高い。 ・自主事業の企画も含めた施設の場合、事業者としては複数の施設に参入して、企画や営業等の様々なソフトを共有化することでコスト削減を図ることができることから、参入施設を増やすことの動機づけになっている。	・ホールの興行を独立採算で成立させるためには、1,200～1,500席という一定のラインがあるため、それより小さい施設で、利用料金制による独立採算を条件にされると参入は困難になる。

対象施設	参入する企業の動向	企業の参入意向	参入にあたっての留意点
図書館	・公立図書館での民間事業者の参入事例は全国的にも少なく、2007 年度で 30 件程度である。 ・館内業務受託や書籍発注システム（データベース）等で全国展開している民間事業者が、複数施設で参入している事例がある。 ・その他には各地域で施設に対応したコンソーシアムを組んで参入している事例や、NPO の事例も多い。	・全国展開をしている民間事業者の参入意向は高く、全国どこでも対応していく意欲を持っている。	・専従的に図書館業務を担ってきた行政職員がいたり、地域住民が積極的に図書館運営に関わっている場合が多く、担当部局や市民との合意形成が重要である。 ・複数館の分館体制となっている場合、まとめて指定管理者を選定した方が、管理の効率はよい。ただしバラバラに指定管理者を選定している事例もあり、民間事業者として対応は可能である。
その他 共通の 指摘事項			・指定管理者に選定されて、実際に管理を始めてから、当初は想定外だったことが判明するといったことがよくある。 ・指定管理者を選定してからの意思疎通を十分にやることはもちろん、募集段階で十分な時間を取って、応募する事業者と行政が十分に情報交換ができるようにしたい。 ・業務を受けると手続等に関する書類業務が膨大になるため、できるだけ簡便化を図ってほしい。 ・市の出資公社等から管理を引き継いで、公社等が解散した場合、従前職員の優先的な雇用を要望される場合はある。その場合は、ある程度対応している。

IV．最適管理運営体制の検討

1．検討すべき課題及び改善点

- ・施設管理の方向性を判定するに当たって、各施設の外形データ及び施設管理者のヒアリング内容をもとに、各施設の検討すべき課題及び改善点を整理する。
- ・各施設の整理一覧を次頁以降に添付する。

番号	担当部署	施設名	数	現状		方向性判定にあたり検討すべき課題等				
	部			方式	管理運営主体	施設関係	事業内容関係	運営体制関係	収入関係	支出関係
1	市民環境部	宇治市文化会館	1	指定管理者	(財)宇治市文化センター	・建築後22年が経過し、建築設備や備品について老朽化が進んでおり、順次改修工事が進められているが、まだ不十分である。	・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・運営組織の事業内容に対して団体規模が過大になっている可能性があり、人員削減等の可能性の検討。 ・自主事業等の充実等に向けて、民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
2	市民環境部	宇治市西小倉コミュニティセンター	1	指定管理者	西小倉地区コミュニティ推進協議会	・空調機、ガス台、正面オートドア、建具、雨樋等の老朽化や地盤沈下等があり、補修等の対応が必要。 ・通路の段差解消やトイレの洋式化等のバリアフリー対応が必要。 ・付帯施設・設備に関する満足度が低いことから、改善が求められる。	・地域コミュニティとの関係性に配慮したきめ細かい対応が必要。 ・利用料金、混雑度等のサービス満足度がやや低いことから、対応が求められる。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
3	市民環境部	宇治市東宇治コミュニティセンター	1	指定管理者	東宇治地区コミュニティ推進協議会	・空調設備、2階大会議室フローリング、館内照明器具、換気器具等の施設の老朽化（平成4年開設）のため館内の改装が必要。 ・駐車場の拡大や、行政サービスコーナーと事務所の独立等の施設改善が必要。	・地域コミュニティとの関係性に配慮したきめ細かい対応が必要。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
4	市民環境部	宇治市南宇治コミュニティセンター	1	指定管理者	南宇治地区コミュニティ推進協議会	・設備（エアコン等）、備品類（陶芸ガマ、カラオケ設備、料理教室の備品等）の更新や、建物廻りの外溝、フェンス、地盤沈下によるタイル補修等の改善が必要。	・地域コミュニティとの関係性に配慮したきめ細かい対応が必要。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
5	市民環境部	宇治市横島コミュニティセンター	1	指定管理者	横島地区コミュニティ推進協議会	・大会議室の床のすき間・段差等の改善が必要。 ・電気・冷暖房機等の管理集中制御盤設置や、照明の配置の改善等により節電が可能。 ・外部の突き出し屋根や、ポスター・パンフレット・チラシなど設置場所（掲示板）が必要。	・地域コミュニティとの関係性に配慮したきめ細かい対応が必要。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
6	市民環境部	宇治市莒道ふれあいセンター	1	直営		・地区44年が経過しており、全面的に施設の老朽化がみられる。	・無料の貸館施設となっているが、有料のコミュニティセンターとの関係・役割分担の考え方を明確化する必要がある。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・併設する青少年指導センターとの整合を考慮しておく必要がある。	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
7	市民環境部	宇治市伊勢田ふれあいセンター	1	直営		・築後33年が経過し建物老朽化。他施設への転用も検討されている。	・無料の貸館施設となっているが、有料のコミュニティセンターとの関係・役割分担の考え方を明確化する必要がある。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
8	市民環境部	宇治市平盛ふれあいセンター	1	直営		・築後27年を経て、施設の老朽化がみられる。	・無料の貸館施設となっているが、有料のコミュニティセンターとの関係・役割分担の考え方を明確化する必要がある。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・併設する大久保青少年センターとの整合を考慮しておく必要がある。	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
9	市民環境部	集会所	124	直営		・特になし	・特になし	・現在運営を手がけている集会所運営委員会が管理まで行うことの可能性。	・特になし	・特になし
10	市民環境部	宇治市天ヶ瀬森林公園	1	直営		・特になし	・特になし	・地域において管理運営を行えるNPO・団体等の有無と意向の確認	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
11	市民環境部	宇治市善法農業共同作業所	1	直営		・施設に対する利用者の満足度は低く、それへの対応をどうするか	・サービス・管理運営に対する利用者の満足度は低く、それへの対応をどうするか	・地域において管理運営を行えるNPO・団体等の有無と意向の確認	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
12	市民環境部	宇治市善法隣保館	1	直営		・隣保館棟は建築後29年が経過し、施設・設備が老朽化し、平成19年度に建替え予定。	・地対財特法失効後の激変緩和施策が平成18年度で終了し、平成19年度から地域に開かれたコミュニティセンターとして新たな役割を確立していく必要があり、その内容、他の類似施設との役割分担等の検討が必要。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
13	市民環境部	宇治市木幡河原隣保館	1	直営		・特になし	・地対財特法失効後の激変緩和施策が平成18年度で終了し、平成19年度から地域に開かれたコミュニティセンターとして新たな役割を確立していく必要があり、その内容、他の類似施設との役割分担等の検討が必要。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。

番号	担当部署 部	施設名	数	現状		方向性判定にあたり検討すべき課題等				
				方式	管理運営主体	施設関係	事業内容関係	運営体制関係	収入関係	支出関係
14	市民環境部	宇治市男女共同参画支援センター	1	直営		・新しい施設なのに修繕費がかかりすぎており、対応が必要。 ・バリアフリー対応のトイレが1階にしかなく、エレベーターも小さい等、施設改善の要望あり。	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者の参入の可能性の検討。 ・地域において管理運営を行えるNPO・団体等の有無と意向の確認	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・委託料が適正な水準であるかの再検討。 ・指定管理者を導入した場合に運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
15	市民環境部	宇治市産業会館	1	指定管理者	宇治商工会議所	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
16	市民環境部	宇治市市営茶室	1	指定管理者	(社)宇治市観光協会	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
17	市民環境部	宇治市観光センター	1	指定管理者	(社)宇治市観光協会	・外壁及び屋根の改修が必要。	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
18	市民環境部	宇治市産業振興センター	1	直営		・特になし	・インキュベーターマネージャーが伴走型支援を行うベンチャー企業育成工場との連携を踏まえた事業展開。 ・IT支援ルームの利用の促進、企業間利用の促進が課題。 ・企業等のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・市担当部局が常駐していることでのアピール効果や拠点イメージの形成、支援業務の監視効果等を見極めることが必要。 ・民間事業者の参入の可能性の検討。 ・市担当部局が離れた場合に、支援業務の質、密度の低下が起らないような方策の検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・委託料が適正な水準であるかの再検討。 ・指定管理者を導入した場合に運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
19	市民環境部	宇治ベンチャー企業育成工場	1	直営		・特になし	・バイオ棟の空き区画への入居促進・インキュベーターマネージャーが行っている伴走型支援による企業育成の実現 ・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・市担当部局が常駐していることでのアピール効果や拠点イメージの形成、支援業務の監視効果等を見極めることが必要。 ・民間事業者の参入の可能性の検討。 ・市担当部局が離れた場合に、支援業務の質、密度の低下が起らないような方策の検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・委託料が適正な水準であるかの再検討。 ・指定管理者を導入した場合に運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
20	市民環境部	宇治市天ヶ瀬墓地公園	1	指定管理者	(財)宇治市霊園公社	・特になし	・適切な墓所の供給に向けた平成25年度以降の事業計画の策定。 ・利用者へのサービス向上のための新たなサービスの開発。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。
21	市民環境部	宇治市斎場	1	指定管理者	(財)宇治市霊園公社	・供用開始から20数年が経過し、施設の経年劣化・老朽化がみられ、利用者の満足度も低く、施設の改善が必要。	・利用者へのサービス向上のための新たなサービスの開発。	・施設の拡大による業務量の増加に対応した管理体制の確立。 ・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
22	市民環境部	笠取簡易水道	1	直営		・第1期で整備を行った笠取第1浄水場系統施設の老朽化が進み、特に各施設の電気計装設備（テレメーター等）の更新が必要。 ・第2期で整備した笠取第2浄水場系統についても、更新計画を立てる必要がある。	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
23	市民環境部	池尾飲料水供給施設	1	直営		・事業完了後8年が経過しており、今後の更新計画が必要。	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。

番号	担当部署 部	施設名	数	現状		方向性判定にあたり検討すべき課題等				
				方式	管理運営主体	施設関係	事業内容関係	運営体制関係	収入関係	支出関係
24	健康福祉部	宇治市総合福祉会館	1	指定管理者	(社)宇治市社会福祉協議会	・建築後23年が経過し、全体的に老朽化が進むと共に、活動の拡がりの結果手狭になってきており、公共施設整備計画の見直しの中で検討予定。	・地域福祉を取り巻く環境や制度が変化する中、施設が果たすべき役割の再検討が必要。 ・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。 ・社会福祉協議会が管理運営を行うことが、福祉関係団体の育成や活動の活発化に与える効果の確認。	・事業収入を得られる新たなサービスの可能性の検討。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
25	健康福祉部	宇治市立小倉双葉園保育所	1	直営		・施設は老朽化が進んでおり、抜本的な設備のリニューアル等が必要。	・延長保育、一時保育等の保育サービスをどこまで提供していくかの判断。	・併設する地域子育て支援センターの管理運営との整合性の確保 ・保育サービスの向上を実現するための適切な体制確保 ・指定管理者又は民営化に移行する場合の保育士の処遇	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。 ・設備のリニューアルによるコスト低減の可能性の検討
26	健康福祉部	宇治市立宇治保育所	1	直営		・施設は、躯体・設備ともに、老朽化が進んでおり、電気設備や浄化槽の更新が必要。 ・駐車場が狭く、現在無償で借りている駐車スペースも返還の必要があり、駐車場確保が課題。	・延長保育、一時保育等の保育サービスをどこまで提供していくかの判断。	・保育サービスの向上を実現するための適切な体制確保 ・指定管理者又は民営化に移行する場合の保育士の処遇	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。 ・設備のリニューアルによるコスト低減の可能性の検討
27	健康福祉部	宇治市立木幡保育所	1	直営		・特になし	・延長保育、一時保育等の保育サービスをどこまで提供していくかの判断。	・保育サービスの向上を実現するための適切な体制確保 ・指定管理者又は民営化に移行する場合の保育士の処遇	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
28	健康福祉部	宇治市立西小倉保育所	1	直営		・老朽化が激しく、躯体・設備ともに改修が必要。 ・駐車スペースが不足。	・延長保育、一時保育等の保育サービスをどこまで提供していくかの判断。	・保育サービスの向上を実現するための適切な体制確保 ・指定管理者又は民営化に移行する場合の保育士の処遇	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
29	健康福祉部	宇治市立大久保保育所	1	直営		・施設の老朽化とともに、保育室天井中に基準値以上のアスベストが存在しており、今後建替えも視野に入れた再整備の検討が必要。 ・駐車場がなく、確保が必要。	・延長保育、一時保育等の保育サービスをどこまで提供していくかの判断。	・保育サービスの向上を実現するための適切な体制確保・府営団地の中国帰国者利用に対応するための通訳の配置・指定管理者又は民営化に移行する場合の保育士の処遇	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
30	健康福祉部	宇治市立横島保育所	1	直営		・老朽化が激しく、床面が傾斜しているなど、建替えも視野に入れた再整備が必要。 ・駐車場が不足。	・延長保育、一時保育等の保育サービスをどこまで提供していくかの判断。	・保育サービスの向上を実現するための適切な体制確保・指定管理者又は民営化に移行する場合の保育士の処遇	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
31	健康福祉部	宇治市立北木幡保育所	1	直営		・施設が古く老朽化しており、バリアフリー対応や施設の利便性に課題があり改善が必要。	・定員割に対応した利用者拡大の工夫。 ・延長保育、一時保育等の保育サービスをどこまで提供していくかの判断。 ・これまで行ってきた同和保育への今後の対応。	・保育サービスの向上を実現するための適切な体制確保 ・指定管理者又は民営化に移行する場合の保育士の処遇	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
32	健康福祉部	宇治市立善法保育所	1	直営		・建物が古い。 ・園庭に段差があり改善が必要。 ・送迎用駐車場がなく確保が必要。	・定員割に対応した利用者拡大の工夫。 ・延長保育、一時保育等の保育サービスをどこまで提供していくかの判断。 ・これまで行ってきた同和保育への今後の対応。	・保育サービスの向上を実現するための適切な体制確保 ・指定管理者又は民営化に移行する場合の保育士の処遇	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
33	健康福祉部	宇治市健やかセンター	1	直営		・防犯システムの確立。	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
34	健康福祉部	宇治市休日急病診療所	1	直営		・医科の設備が不十分。	・小児科等の医科の対応について確保すべき水準の確認 ・地元医師会等との調整。	・地元医師会や医療機関の意向把握と調整。 ・目標とする事業内容・水準に対応ができる体制の確立。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
35	健康福祉部	宇治市西小倉地域福祉センター	1	指定管理者	(財)宇治市福祉サービス公社	・浴室設備が老朽化しており改善が必要。	・提供するサービス水準の確認。	・併設されている西宇治図書館の管理運営体制との整合。 ・提供するサービス水準を実現するための適切な体制確保。	・特になし	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。
36	健康福祉部	宇治市東宇治地域福祉センター	1	指定管理者	(財)宇治市福祉サービス公社	・特になし	・提供するサービス水準の確認。	・提供するサービス水準を実現するための適切な体制確保。	・特になし	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。
37	健康福祉部	宇治市広野地域福祉センター	1	指定管理者	(財)宇治市福祉サービス公社	・特になし	・提供するサービス水準の確認。	・提供するサービス水準を実現するための適切な体制確保。	・特になし	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。
38	健康福祉部	宇治市横島地域福祉センター	1	指定管理者	(社)山城福祉会	・特になし	・提供するサービス水準の確認。	・提供するサービス水準を実現するための適切な体制確保。	・特になし	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。
39	健康福祉部	宇治市木幡地域福祉センター	1	直営		・設備が老朽化しており改善が必要。	・提供するサービス水準の確認。	・提供するサービス水準を実現するための適切な体制確保。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
40	健康福祉部	宇治市開地域福祉センター	1	直営		・設備が老朽化しており改善が必要。	・提供するサービス水準の確認。	・提供するサービス水準を実現するための適切な体制確保。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
41	健康福祉部	宇治市小倉デイホーム	1	指定管理者	(社)宇治明星園	・設備が老朽化しており改善が必要。	・提供するサービス水準の確認。	・提供するサービス水準を実現するための適切な体制確保。	・特になし	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。
42	健康福祉部	宇治市平盛デイホーム	1	指定管理者	(社)不動園	・設備が老朽化しており改善が必要。	・提供するサービス水準の確認。	・提供するサービス水準を実現するための適切な体制確保。	・特になし	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。

番号	担当部署	施設名	数	現状		方向性判定にあたり検討すべき課題等				
				方式	管理運営主体	施設関係	事業内容関係	運営体制関係	収入関係	支出関係
43	建設部	木幡河原市営住宅	1	直営		・建替え事業が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
44	建設部	興梃市営住宅	1	直営		・建替え事業が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
45	建設部	五ヶ庄野添市営住宅	1	直営		・改修が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
46	建設部	五ヶ庄福角市営住宅	1	直営		・改修が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
47	建設部	宇治玉池市営住宅	1	直営		・改修が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
49	建設部	宇治東山市営住宅	1	直営		・建替え事業が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
50	建設部	神明宮東市営住宅	1	直営		・改修が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
51	建設部	神明宮西市営住宅	1	直営		・建替え事業が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
53	建設部	小倉中畑市営住宅	1	直営		・建替え事業が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
54	建設部	大久保旦祿市営住宅	1	直営		・改修が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
55	建設部	横島吹前市営住宅 ・横島吹前特定公共賃貸住宅	1	直営		・改修が必要である。	・特になし	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。

番号	担当部署	施設名	数	現状		方向性判定にあたり検討すべき課題等				
				方式	管理運営主体	施設関係	事業内容関係	運営体制関係	収入関係	支出関係
56	都市整備部	宇治市植物公園	1	指定管理者	(財)宇治市公園公社	・温室施設の老朽化が顕在しており、改善が必要。	・利用者へのサービス向上のための新たなサービスの開発。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
57	都市整備部	宇治市英梨公園	1	指定管理者	(財)宇治市公園公社	・体育館供用開始から18年が経過し、老朽化が顕在しており、対応が必要。 ・屋内プール化を前提に整備された現プールだが、2期工事の目途がたっていない。 ・平成19年度から防災公園としての基本計画及び基本設計を策定して面的整備が予定。	・利用者へのサービス向上のための新たなサービスの開発。	・プール設備、電気設備等の専門的管理体制が欠如しており改善が必要。 ・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
58	都市整備部	宇治市西宇治公園	1	指定管理者	(財)宇治市公園公社	・利用者ニーズの多様化に対応した体育館施設の改修が必要。	・利用者へのサービス向上のための新たなサービスの開発。	・プール設備、電気設備等の専門的管理体制が欠如しており改善が必要。 ・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
59	都市整備部	宇治市東山公園	1	指定管理者	(財)宇治市公園公社	・テニスコートの通年利用を可能にするため、クレーコートに改修してソフトコートとすることが必要。	・利用者へのサービス向上のための新たなサービスの開発。	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。 ・管理を担える自治会等の住民団体の有無と意向把握。	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
60	都市整備部	児童公園等 (有料公園・有料施設を含む公園以	472	直営		・特になし	・特になし	・特になし	・特になし	・特になし
61	都市整備部	J R宇治駅前自動車駐車場	1	指定管理者	ユーシーカンリ(株)	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
62	都市整備部	近鉄大久保駅前自動車駐車場	1	指定管理者	ユーシーカンリ(株)	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
63	都市整備部	近鉄小倉駅東自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
64	都市整備部	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
65	都市整備部	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
66	都市整備部	京阪木幡駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
67	都市整備部	J R木幡駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市観光人材センター	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
68	都市整備部	J R六地蔵駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市観光人材センター	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
69	都市整備部	J R六地蔵駅前第2自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市観光人材センター	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
70	都市整備部	J R宇治駅南自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市観光人材センター	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
71	都市整備部	J R宇治駅北自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市観光人材センター	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。

番号	担当部署	施設名	数	現状		方向性判定にあたり検討すべき課題等				
				方式	管理運営主体	施設関係	事業内容関係	運営体制関係	収入関係	支出関係
72	都市整備部	京阪三宅戸駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
73	都市整備部	JR新田駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
74	都市整備部	近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場	1	指定管理者	梶田商事(株)	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
75	都市整備部	近鉄伊勢田駅前第2自転車等駐車場	1	指定管理者	梶田商事(株)	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
76	都市整備部	JR英楽駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市別荘人材センター	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
77	都市整備部	JR英楽駅前第2自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市別荘人材センター	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
78	都市整備部	JR小倉駅南自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市別荘人材センター	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
79	都市整備部	JR小倉駅北自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市別荘人材センター	・特になし	・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・特になし	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、利用料金制の導入の可能性の検討。
80	都市整備部	志津川浄化センター	1	直営		・年々修繕費が増加しており、水質改善のため施設改善が必要となっている。	・特になし。	・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・特になし。	・委託費が適正な水準となっているかの再検討。
81	都市整備部	東宇治浄化センター	1	直営		・現在改築更新計画を策定中で、今後、機器、台帳の整備・更新を図っていく必要がある。	・特になし。	・技術的なノウハウを持ったスタッフの確保と24時間対応ができる体制づくり。 ・既に業務の大部分を委託していることから、適切かつ効率的な委託先の選定。	・特になし。	・委託費が適正な水準となっているかの再検討。

番号	担当部署 部	施設名	数	現状		方向性判定にあたり検討すべき課題等				
				方式	管理運営主体	施設関係	事業内容関係	運営体制関係	収入関係	支出関係
82	教育部	宇治市総合野外活動センター	1	指定管理者	(財)宇治市総合野外活動センター	・築7年を経過し、修繕対象箇所が増加するとともに、水の安定供給に向けて水道設備の改善が必要。 ・夏場の利用客増に対応できる駐車場の確保が必要。	・利用者へのサービス向上のための新たなサービスの開発。	・業務委託先の会社社員が高齢化しており、対応が必要。 ・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる新たなサービスの開発。	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。
83	教育部	宇治市生涯学習センター	1	直営		・築後13年近く経過し、順次リニューアルが始まっているが、全体として老朽化が目立ち始めており何らかの対応が必要。	・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・委託費が適正な水準となっているかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、指定管理者制導入の場合の利用料金制の導入の可能性の検討。
84	教育部	宇治市巨椋ふれあい運動ひろば	1	指定管理者	(財)宇治市公園公社	・特になし	・特になし	・現状の事業内容に比べて運営組織の人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・指定管理料が適正な水準であるかの再検討。
85	教育委員会	宇治市青少年指導センター	1	直営		・築後44年が経過しており、全面的に施設の老朽化がみられ、新たな施設整備が課題。	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・入居する菟道ふれあいセンターの管理者との整合性が必要。	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
86	教育委員会	宇治市河原青少年センター	1	直営		・特になし	・地対財特法失効後の激変緩和施策が平成18年度で終了し、平成19年度から地域に開かれたセンターとして新たな役割を確立していく必要があり、その内容、他の類似施設との役割分担等の検討が必要。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適性であるかの再検討。	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
87	教育委員会	宇治市善法青少年センター	1	直営		・特になし	・地対財特法失効後の激変緩和施策が平成18年度で終了し、平成19年度から地域に開かれたセンターとして新たな役割を確立していく必要があり、その内容、他の類似施設との役割分担等の検討が必要。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適性であるかの再検討。	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
88	教育委員会	宇治市大久保青少年センター	1	直営		・築後27年を経て、施設の老朽化がみられる。	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適性であるかの再検討。 ・入居する平盛ふれあいセンターの管理者との整合性が必要。	・特になし	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
89	教育委員会	宇治市源氏物語ミュージアム	1	直営		・平成20年11月の10周年に向けてリニューアルが必要。 ・日常的にトラブルを起こしている映像システム等の早急な更新が課題。	・2作目の映画の製作などコンテンツの充実が必要。 ・常設展示・喫茶販売・源氏物語コーナー等の再整備が必要。 ・ホームページの充実が必要。 ・図書室の蔵書管理・検索システムの導入検討。 ・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・委託費が適正な水準となっているかの再検討。 ・運営努力を引き出すため、指定管理者制導入の場合の利用料金制の導入の可能性の検討。
90	教育委員会	宇治市民会館	1	直営		・築後40年近く経過し、老朽化が進み建替えが必要となっている。	・有料の貸館施設であり、併設されている宇治公民館等の無料施設との関係・役割分担の考え方を明確化する必要がある。 ・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
91	教育委員会	宇治市宇治公民館	1	直営		・築後40年が経過し、耐震性能が劣ることから建替えが必要。	・無料で使用できる施設であり、併設されている宇治市民会館等の有料施設との関係・役割分担の考え方を明確化する必要がある。 ・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。 ・地域において管理運営を行えるNPO・団体等の有無と意向の確認。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
92	教育委員会	宇治市広野公民館	1	直営		・建築後20年余りが経過し、施設・設備の老朽化が目立ってきている。 ・将来的に駐車場用地の確保が必要。	・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。 ・地域において管理運営を行えるNPO・団体等の有無と意向の確認。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
93	教育委員会	宇治市小倉公民館	1	直営		・築後26年が経過し、建物の老朽化が進んでいる。 ・調理室の設備や、バリアフリー等の改善が必要。	・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。 ・地域において管理運営を行えるNPO・団体等の有無と意向の確認。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・委託費が適正な水準であるかの再検討。

番号	担当部署	施設名	数	現状		方向性判定にあたり検討すべき課題等				
	部			方式	管理運営主体	施設関係	事業内容関係	運営体制関係	収入関係	支出関係
94	教育委員会	宇治市中央公民館	1	直営		・築後20年を経て、施設再整備の時期を迎えている。	・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。 ・地域において管理運営を行えるNPO・団体等の有無と意向の確	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
95	教育委員会	宇治市木幡公民館	1	直営		・築後27年が経過しており、施設・設備の老朽化が目立ってきている。	・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。 ・地域において管理運営を行えるNPO・団体等の有無と意向の確	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・委託費が適正な水準であるかの再検討。
96	教育委員会	宇治市中央図書館	1	直営		・建築後23年が経過し、施設の劣化が始まっており対応が必要。	・資料提供費が減額する中で、的確で効果的な図書・資料の整備・拡充・親子の読み聞かせ、高齢者がくつろぎながら読書できるスペースの確保など、利用者増につなげる施策の実現・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・委託費が適正な水準となっているかの再検討。
97	教育委員会	宇治市西宇治図書館	1	直営		・立地条件、併設施設、規模等の面から施設の再配置も含めた将来方向の検討	・資料提供費が減額する中で、的確で効果的な図書・資料の整備・拡充。 ・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・委託費が適正な水準となっているかの再検討。
98	教育委員会	宇治市東宇治図書館	1	直営		・特になし	・資料提供費が減額する中で、的確で効果的な図書・資料の整備・拡充。 ・市民のニーズに応える自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの開発。	・委託費が適正な水準となっているかの再検討。
99	教育委員会	宇治市歴史資料館	1	直営		・特になし	・文化財保護行政の窓口業務を今後とも兼務していくかという方針の検討。 ・市民のニーズに応える新たなサービスの可能性の検討。	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。 ・民間事業者等の参入の可能性の検討。	・事業収入を得られる自主事業等の充実や新たなサービスの可能性の検討。	・委託費が適正な水準となっているかの再検討。
100	水道部	宇治浄水場	1	直営		・特になし	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
101	水道部	神明浄水場	1	直営		・特になし	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
102	水道部	開浄水場	1	直営		・特になし	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
103	水道部	西小倉浄水場	1	直営		・特になし	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
104	水道部	奥広野浄水場	1	直営		・特になし	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。
105	水道部	横島浄水場	1	直営		・特になし	・特になし	・現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの再検討。	・特になし	・委託料が適正な水準であるかの再検討。

2. 施設別最適管理運営体制検討結果

(1) 管理運営形態を変更する施設

- ・各施設の検討すべき課題及び改善点を踏まえ、最適な管理運営体制について検討した。
- ・検討の結果、現在の管理運営形態から変更する施設と、その考え方は以下の通りである。
(選定手続を変更する施設を含む)

①「直営→指定管理者」となる施設

施設名	考え方
源氏物語ミュージアム	・民間事業者の参入が十分に見込まれ、サービス内容の向上や集客の向上が期待できる。 ・管理コストの削減や、サービス水準の向上等、利用者の利便性の拡大を期待できるため、公募による指定管理者の選定を行う。 ・なお、20年秋に向けて設備のフレッシュアップ事業に取り組んでおり、その成果を検証しながら指定管理者制度に移行する。

②「指定管理者（非公募）→指定管理者（公募）」となる施設

施設名	考え方
宇治市文化会館	・財団設立当初に比べて、文化と文化事業を取り巻く環境が大きく変化しているが、財団としてそれに対応した新たなミッションが確立されていない。 ・管理費比率、人件費比率が高く、事業内容に対して団体規模が過大になっている可能性がある。 ・民間事業者の参入が十分に見込まれ、施設規模から利用料金制（指定料金制との併用）の導入も可能であり、サービス内容の向上や集客の向上が期待できる。 ・以上の点から、公募により指定管理者の選定を行う。
宇治市植物公園 宇治市黄檗公園 宇治市西宇治公園 宇治市東山公園	・民間事業者の参入が十分に見込まれ、サービス内容の向上や集客の向上が期待できる。 ・管理コストの削減や、サービス水準の向上等、利用者の利便性の拡大を期待できるため、公募により指定管理者の選定を行う。 ・公募にあたっては、これまで公社が行ってきた市の緑化政策の支援業務を継続することを条件とする。
自転車駐車場（17） （うち2カ所は公募外）	・民間事業者の参入事例は多く、民間事業者の参入が十分に見込まれる。 ・公募により指定管理者を選定する。

(財)宇治市総合野外活動センター	・ノウハウを有する民間事業者は少ないものの、参入の可能性はある。 ・宇治市の山間地域の振興に配慮し、現在、食堂運営、清掃作業、植栽管理等を委託している「(有)笠取ファーム」に対して、今後も継続的に委託していくことを条件に、公募により指定管理者の選定を行う。
宇治市巨椋ふれあい運動ひろば	・現在、他の運動施設と一元管理がされているが、他の運動施設については、将来的に指定管理者を公募する方向性としている。 ・当施設は施設規模が小さく、民間事業者のノウハウを活用する場面も少ないことから、単独で公募しても民間事業者参入の可能性は低い。 ・また、直営にした場合、管理に要する人件費が増加する可能性があることから、単独ではなく、近傍の西宇治公園と一体的管理を行うことを前提に、公募で指定管理者の選定を行う。

(2) 現在他の方策を検討している施設

- ・以下の施設については、当面直営で管理運営を行うが、現在他の管理運営方策を検討中であり、方針が整い次第実施していく。

施設名	考え方
集会所（127）	・施設規模が小さく、民間事業者等の参入の可能性は低い。 ・現在、今後の集会所のあり方を検討する「集会所再生プラン」を策定しており、その検討に基づいた管理形態とする。 ・一般的には、施設規模や活動状況により、運営委員会が指定管理者となる方法や部分的な委託も可能と考えられる。
保育所（8）	・指定管理者として参入する民間事業者は少ないが、運営ノウハウを有する民間事業者は多い。 ・保育サービスメニューの拡大等、利用者の利便性の拡大を期待できるため、民営化について検討が必要と考えられる。 ・現在、今後の民営化の方策について検討を行っているため、その検討に基づいた管理運営形態とする。
志津川浄化センター	・既に施設管理の大部分を委託しており、継続して直営で管理を行うが、将来的には東宇治浄化センターの一体的管理も視野に入れ検討を進める。

東宇治浄化センター	・緊急時には迅速・的確な判断を行い、下水道管理者としての公的権限の行使も含めた対応が必要であることから、施設の持つ公共的責任を踏まえ、継続して直営で管理を行う。 ・民間事業者のノウハウをより活用し、効率的・効果的な管理を進めるため、性能発注による包括的民間委託¹を行う方向で検討を進める。(京都府では、従来の下水道公社への委託から、包括的民間委託による直営に方針変更している。)
市民会館 公民館（５）	・施設管理のみを対象とした場合、民間事業者のノウハウを活用する場面も少ないことから、管理コストの削減を徹底して現在の直営の管理形態を継続するものの、管理人件費の効率化に向けた方策を実施する。 ・建物の老朽化が進んでおり、建替を検討する必要がある、それを機に将来的には管理運営を行える地域の団体やＮＰＯ法人が確立されればそこを指定管理者として選定することも視野に入れ検討を継続する。 ・中央公民館は将来的には文化センターと一体となった管理運営を検討する必要がある。
図書館（３）	・民間事業者の参入事例はあるが、全国的にはまだ数が少なく、指定管理者制度を導入した場合の効果や問題点が明らかになっていない。 ・当面、継続して宇治市が直営で管理運営を行いながら、指定管理者制度の課題や効果に係る多方面からの議論を進めたうえで、指定管理者制度導入に向け検討を進める。

¹ 包括的民間委託：『民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、下水処理場の運転・維持管理について民間事業者（受託者）の裁量に任せる』という性能発注の考え方に基づく委託方式。この包括的民間委託方式では、受託者が仕様書の業務要求水準を満足して業務を行っているか、その内容は適切に行われているかなど、運転・維持管理を監視、審査することが重要（ポイント）となる。

(3) 引き続き検討を要する施設

- ・以下の施設については、当面直営で管理運営を行うが、引き続き検討を行っていく。

施設名	考え方
隣保館（2）	・善法隣保館は施設が老朽化し、平成 19 年度に建て替え予定であり、木幡河原隣保館とともに、これまで隣保館事業を継続していたが、平成 19 年度から一般施策に移行。 ・新たな事業内容の確立に向けて行政での検討を進め、当面継続して直営で管理を行うが、将来的には指定管理者制度導入を視野に入れ検討を進める。
産業振興センター ベンチャー企業育成工場	・ベンチャー企業育成と産業活性化のために、民間のインキュベーターマネージャーを導入済である。 ・施設管理とベンチャー企業育成をセットで行える民間事業者は少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ・そこで、当面は直営で管理を継続し、将来的に施設管理とベンチャー企業育成をセットで行える民間事業者が増加してきた時に、指定管理者制度の導入を検討する。
休日急病診療所	・指定管理者として参入する民間事業者は少ないが、運営ノウハウを有する民間事業者は多い。 ・当面は継続して直営で管理を行う。 ・関係者等との協議等を通して、今後の管理運営のあり方について検討する。
児童公園等（472）	・施設規模が小さく、民間事業者参入の可能性は低い。 ・そこで、継続して宇治市が直営で管理を行うとともに、指定管理者制度や部分的な委託などの方法を検討する。

(4) 検討結果のまとめ

指定管理者制度導入方針－検討結果のまとめ

		現在			合計
		直 営	指定管理者 (公募外)	指定管理者 (公募)	
将来	直 営	○ふれあいセンター (3) ○天ヶ瀬森林公園 ○農業共同作業所 ○男女共同参画支援センター ○笠取簡易水道 ○池尾飲料水供給施設 ○健やかセンター ○地域福祉センター (2) ○市営住宅等 (13) ○生涯学習センター ○青少年指導センター ○青少年センター (3) ○歴史資料館 ○浄水場 (6)	—	—	
		(36)			
	直 営※	○集会所 (124) ○保育所 (8) ○志津川浄化センター ○東宇治浄化センター ○市民会館 ○公民館 (5) ○図書館 (3)	—	—	
		(143)			
	直 営*	○産業振興センター ○ベンチャー企業育成工場 ○隣保館 (2) ○休日急病診療所 ○児童公園等 (472)	—	—	
		(477)			
		656	—	—	656
	指定管理者 (公募外)	—	○コミュニティセンター (4) ○墓地公園 ○斎場 ○産業会館 ○市営茶室 ○観光センター ○総合福祉会館 ○地域福祉センター (4) ○デイホーム (2) ○自転車等駐車場 (2)	—	
		—	18	—	18
	指定管理者 (公募)	●源氏物語ミュージアム	●有料公園 (4) ●巨椋ふれあい運動ひろば ●自転車等駐車場 (15) ●文化会館 ●総合野外活動センター	●自動車駐車場 (2)	
合計		657	40	2	699

※当面直営であるが現在他の方策を検討しているもの

*当面直営であるが引き続き検討を要するもの

番号	担当部署			施設名	数	現状		将来		
	部	室	課			方式	管理運営主体	方式	選定方法	考え方
1	市民環境部		文化自治振興課	宇治市文化会館	1	指定管理者	(財)宇治市文化センター	指定管理者	公募	●財団設立当初に比べて、文化と文化事業を取り巻く環境が大きく変化しているが、財団としてそれに対応した新たなミッションが確立されていない。 ●管理費比率、人件費比率が高く、事業内容に対して団体規模が過大になっている可能性がある。 ●民間事業者の参入が十分に見込まれ、施設規模から利用料金制（指定料金制との併用）の導入も可能であり、サービス内容の向上や集客の向上が期待できる。 ●以上の点から、公募により指定管理者の選定を行う。
2	市民環境部		文化自治振興課	宇治市西小倉コミュニティセンター	1	指定管理者	西小倉地区コミュニティ推進協議会	指定管理者	非公募	●施設、設備が老朽化しており、バリアフリー未対応等、利用者の満足度が低くなっている。 ●事業内容が貸館のみであり、民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●地域コミュニティに関連する施設で、既に地域住民等で構成する団体が指定管理者となっている。 ●以上の点から、行政が施設改善を行うとともに、継続してこの指定管理者を選定する。
3	市民環境部		文化自治振興課	宇治市東宇治コミュニティセンター	1	指定管理者	東宇治地区コミュニティ推進協議会	指定管理者	非公募	●設備・器具が老朽化しているとともに、使い勝手の面から施設の改善が必要となっている。 ●事業内容が貸館のみであり、民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●地域コミュニティに関連する施設で、既に地域住民等で構成する団体が指定管理者となっている。 ●以上の点から、行政が施設改善を行うとともに、継続してこの指定管理者を選定する。
4	市民環境部		文化自治振興課	宇治市南宇治コミュニティセンター	1	指定管理者	南宇治地区コミュニティ推進協議会	指定管理者	非公募	●設備・器具が老朽化しており、改善が必要となっている。 ●事業内容が貸館のみであり、民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●地域コミュニティに関連する施設で、既に地域住民等で構成する団体が指定管理者となっている。 ●以上の点から、行政が施設改善を行うとともに、継続してこの指定管理者を選定する。
5	市民環境部		文化自治振興課	宇治市横島コミュニティセンター	1	指定管理者	横島地区コミュニティ推進協議会	指定管理者	非公募	●使い勝手の面から施設・設備の改善が必要となっている。 ●事業内容が貸館のみであり、民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●地域コミュニティに関連する施設で、既に地域住民等で構成する団体が指定管理者となっている。 ●以上の点から、行政が施設改善を行うとともに、継続してこの指定管理者を選定する。
6	市民環境部		文化自治振興課	宇治市英道ふれあいセンター	1	直営		直営		●建築後44年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、建替又は他の施設での代替を検討していく必要がある。 ●事業内容が無料の貸館のみであり、民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●以上の点から、行政の直営を継続しながら、施設の将来計画を検討していく。
7	市民環境部		文化自治振興課	宇治市伊勢田ふれあいセンター	1	直営		直営		●建築後33年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、建替又は他の施設での代替を検討していく必要がある。 ●事業内容が無料の貸館のみであり、民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●以上の点から、行政の直営を継続しながら、施設の将来計画を検討していく。
8	市民環境部		文化自治振興課	宇治市平盛ふれあいセンター	1	直営		直営		●建築後27年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、建替又は他の施設での代替を検討していく必要がある。 ●事業内容が無料の貸館のみであり、民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●以上の点から、行政の直営を継続しながら、施設の将来計画を検討していく。
9	市民環境部		文化自治振興課	集会所	124	直営		直営等		●施設規模が小さく、民間事業者等の参入の可能性は低い。 ●現在、今後の集会所のあり方を検討する「集会所再生プラン」を策定しており、その検討に基づいた管理形態とする。 ●一般的には、施設規模や活動状況により、運営委員会が指定管理者となる方法や部分的な委託も可能と考えられる。
10	市民環境部		農林茶業課	宇治市天ヶ瀬森林公園	1	直営		直営		●民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●そこで、継続して宇治市が直営で管理を行うとともに、将来的には管理運営を行える地域の団体やNPO法人が確立すれば、そこを指定管理者として指定する。
11	市民環境部		農林茶業課	宇治市善法農業共同作業所	1	直営		直営		●施設規模が小さく、民間事業者参入の可能性は低い。 ●そこで、直営を継続しながら、利用者の理解と満足度の向上に努める。
12	市民環境部	人権推進室	人権・同和対策課	宇治市善法隣保館	1	直営		直営		●施設が老朽化し、平成19年度に建て替え予定。 ●新たな事業内容の確立に向けて行政での検討を進め、当面継続して直営で管理を行うが、将来的には指定管理者制度導入を視野に入れ検討を進める。
13	市民環境部	人権推進室	人権・同和対策課	宇治市木幡河原隣保館	1	直営		直営		●これまで隣保館事業を継続していたが、平成19年度から一般施策に移行。 ●新たな事業内容の確立に向けて行政での検討を進め、当面継続して直営で管理を行うが、将来的には指定管理者制度導入を視野に入れ検討を進める。
14	市民環境部	人権推進室	男女共同参画課	宇治市男女共同参画支援センター	1	直営		直営		●民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●複合施設を管理していることから、継続して宇治市が直営で管理を行うとともに、将来的には管理運営を行える地域の団体やNPO法人が確立すれば、そこを指定管理者として指定する。
15	市民環境部	産業政策室	商工観光課	宇治市産業会館	1	指定管理者	宇治商工会議所	指定管理者	非公募	●地域コミュニティの産業振興に関連する施設で、地域の商工業者等で構成する団体が指定管理者となっていることから、継続してこの指定管理者を選定する。
16	市民環境部	産業政策室	商工観光課	宇治市市営茶室	1	指定管理者	(社)宇治市観光協会	指定管理者	非公募	●地域コミュニティの産業振興に関連する施設で、地域の観光業者等で構成する団体が指定管理者となっていることから、継続してこの指定管理者を選定する。

番号	担当部署			施設名	数	現状		将来		
	部	室	課			方式	管理運営主体	方式	選定方法	考え方
17	市民環境部	産業政策室	商工観光課	宇治市観光センター	1	指定管理者	(社)宇治市観光協会	指定管理者	非公募	●同上
18	市民環境部	産業政策室	産業推進課	宇治市産業振興センター	1	直営		直営		●ベンチャー企業育成と産業活性化のために、民間のインキュベーターマネージャーを導入済である。 ●施設管理とベンチャー企業育成をセットで行える民間事業者は少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●そこで、当面は直営で管理を継続し、将来的に施設管理とベンチャー企業育成をセットで行なえる民間事業者が増加してきた時に、指定管理者制度の導入を検討する。
19	市民環境部	産業政策室	産業推進課	宇治ベンチャー企業育成工場	1	直営		直営		●同上
20	市民環境部	環境政策室	環境企画課	宇治市天ヶ瀬墓地公園	1	指定管理者	(財)宇治市霊園公社	指定管理者	非公募	●ノウハウを有する民間事業者は少なく、参入意向も高いとはいえない。 ●民間事業者参入の場合、業種によっては利用者や葬儀業者間での公平性・中立性に問題を生じる恐れがあり、指定管理者を公募することには問題がある。 ●直営にすると、現状より人件費が増加する可能性があることから、継続して公社を指定管理者として選定する。
21	市民環境部	環境政策室	環境企画課	宇治市斎場	1	指定管理者	(財)宇治市霊園公社	指定管理者	非公募	●同上
22	市民環境部	環境政策室	環境企画課	笠取簡易水道	1	直営		直営		●ノウハウを有する民間事業者は少なく、参入事例も少ない。 ●継続して直営で管理を行う。
23	市民環境部	環境政策室	環境企画課	池尾飲料水供給施設	1	直営		直営		●同上

番号	担当部署			施設名	数	現状		将来		
	部	室	課			方式	管理運営主体	方式	選定方法	考え方
24	健康福祉部	地域福祉室	地域福祉課	宇治市総合福祉会館	1	指定管理者	(社) 宇治市社会福祉協議会	指定管理者	非公募	● 建築後23年が経過し、全体的に老朽化が進むと共に、手狭になってきており、公共施設整備計画の見直しの中で要検討。 ● 地域福祉に関連する施設で、地域福祉に関連する団体が指定管理者となっていることから、継続してこの指定管理者を指定する。
25	健康福祉部	子育て支援室	保育課	宇治市立小倉双葉園保育所	1	直営		直営or民営化		● 指定管理者として参入する民間事業者は少ないが、運営ノウハウを有する民間事業者は多い。 ● 保育サービスメニューの拡大等、利用者の利便性の拡大を期待できるため、民営化について検討が必要と考えられる。 ● 現在、今後の民営化の方策について検討を行っているため、その検討に基づいた管理運営形態とする。
26	健康福祉部	子育て支援室	保育課	宇治市立宇治保育所	1	直営		直営or民営化		● 同上
27	健康福祉部	子育て支援室	保育課	宇治市立木幡保育所	1	直営		直営or民営化		● 同上
28	健康福祉部	子育て支援室	保育課	宇治市立西小倉保育所	1	直営		直営or民営化		● 同上
29	健康福祉部	子育て支援室	保育課	宇治市立大久保保育所	1	直営		直営or民営化		● 同上
30	健康福祉部	子育て支援室	保育課	宇治市立横島保育所	1	直営		直営or民営化		● 同上
31	健康福祉部	子育て支援室	保育課	宇治市立北木幡保育所	1	直営		直営or民営化		● 同上
32	健康福祉部	子育て支援室	保育課	宇治市立善法保育所	1	直営		直営or民営化		● 同上
33	健康福祉部	健康増進室	保健推進課	宇治市健やかセンター	1	直営		直営		● ノウハウを有する民間事業者は少なく、参入事例も少ない。 ● 継続して直営で管理を行う。
34	健康福祉部	健康増進室	保健推進課	宇治市休日急病診療所	1	直営		直営		● 指定管理者として参入する民間事業者は少ないが、運営ノウハウを有する民間事業者は多い。 ● 当面は継続して直営で管理を行う。 ● 関係者等との協議等を通して、今後の管理運営のあり方について検討する。
35	健康福祉部	健康増進室	健康生きがい課	宇治市西小倉地域福祉センター	1	指定管理者	(財) 宇治市福祉サービス公社	指定管理者	非公募	● 指定管理者として参入する民間事業者は少ないが、運営ノウハウを有する民間事業者は多い。 ● 現在の指定管理者が施設管理と併せて介護保険事業を実施しており、地域における利用者との密接な関係が構築されていること等から、継続してこの指定管理者を選定する。
36	健康福祉部	健康増進室	健康生きがい課	宇治市東宇治地域福祉センター	1	指定管理者	(財) 宇治市福祉サービス公社	指定管理者	非公募	● 同上
37	健康福祉部	健康増進室	健康生きがい課	宇治市広野地域福祉センター	1	指定管理者	(財) 宇治市福祉サービス公社	指定管理者	非公募	● 同上
38	健康福祉部	健康増進室	健康生きがい課	宇治市横島地域福祉センター	1	指定管理者	(社) 山城福祉会	指定管理者	非公募	● 指定管理者として参入する民間事業者は少ないが、運営ノウハウを有する民間事業者は多い。 ● 身体障害者デイサービス事業所と一体整備された施設であることから、現在の指定管理者が事業所と兼ねて施設管理を行っている。 ● このことから、重複して経費を発生させず効率的な管理運営が行えるため、継続してこの指定管理者を選定する。
39	健康福祉部	健康増進室	健康生きがい課	宇治市木幡地域福祉センター	1	直営		直営		● 大規模集会施設を福祉目的も兼ね備えた施設に改築した経過があることから、管理コストの削減を徹底して現在の直営の管理形態を継続するが、将来的には管理運営を行える地域の団体やNPO法人が確立すればそこを指定管理者として選定する。
40	健康福祉部	健康増進室	健康生きがい課	宇治市開地域福祉センター	1	直営		直営		● 同上
41	健康福祉部	健康増進室	健康生きがい課	宇治市小倉デイホーム	1	指定管理者	(社) 宇治明星園	指定管理者	非公募	● 指定管理者として参入する民間事業者は少ないが、運営ノウハウを有する民間事業者は多い。 ● 現在の指定管理者が施設管理と併せて介護保険事業を実施しており、地域における利用者との密接な関係が構築されていること等から、継続してこの指定管理者を選定する。
42	健康福祉部	健康増進室	健康生きがい課	宇治市平盛デイホーム	1	指定管理者	(社) 不動園	指定管理者	非公募	● 同上

番号	担当部署			施設名	数	現状		将来		
	部	室	課			方式	管理運営主体	方式	選定方法	考え方
43	建設部		住宅課	木幡河原市営住宅	1	直営		直営		●事業内容が施設管理であり、民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、本市の規模では民間事業者の参入事例も少ない。 ●継続して直営で管理を行う。
44	建設部		住宅課	英賀市営住宅	1	直営		直営		●同上
45	建設部		住宅課	五ヶ庄野添市営住宅	1	直営		直営		●同上
46	建設部		住宅課	五ヶ庄福角市営住宅	1	直営		直営		●同上
47	建設部		住宅課	宇治玉池市営住宅	1	直営		直営		●同上
49	建設部		住宅課	宇治栗山市営住宅	1	直営		直営		●同上
50	建設部		住宅課	神明宮東市営住宅	1	直営		直営		●同上
51	建設部		住宅課	神明宮西市営住宅	1	直営		直営		●同上
53	建設部		住宅課	小倉中畑市営住宅	1	直営		直営		●同上
54	建設部		住宅課	大久保旦祿市営住宅	1	直営		直営		●同上
55	建設部		住宅課	横島吹前市営住宅 ・横島吹前特定公共賃貸住宅	1	直営		直営		●同上

番号	担当部署			施設名	数	現状		将来		
	部	室	課			方式	管理運営主体	方式	選定方法	考え方
56	都市整備部		公園緑地課	宇治市植物公園	1	指定管理者	(財)宇治市公園公社	指定管理者	公募	●民間事業者の参入が十分に見込まれ、サービス内容の向上や集客の向上が期待できる。 ●管理コストの削減や、サービス水準の向上等、利用者の利便性の拡大を期待できるため、公募により指定管理者の選定を行う。 ●公募にあたっては、これまで公社が行ってきた市の緑化政策の支援業務を継続することを条件とする。
57	都市整備部		公園緑地課	宇治市英奨公園	1	指定管理者	(財)宇治市公園公社	指定管理者	公募	●同上
58	都市整備部		公園緑地課	宇治市西宇治公園	1	指定管理者	(財)宇治市公園公社	指定管理者	公募	●同上
59	都市整備部		公園緑地課	宇治市栗山公園	1	指定管理者	(財)宇治市公園公社	指定管理者	公募	●同上
60	都市整備部		公園緑地課	児童公園等 (有料公園・有料施設を含む公園以外)	472	直営		直営		●施設規模が小さく、民間事業者参入の可能性は低い。 ●そこで、継続して宇治市が直営で管理を行うとともに、指定管理者制度や部分的な委託などの方法を検討する。
61	都市整備部		交通政策課	JR宇治駅前自動車駐車場	1	指定管理者	ユージーカンリ(株)	指定管理者	公募	●既に民間事業者が指定管理者に選定されている。 ●継続して公募による指定管理者の選定を行う。
62	都市整備部		交通政策課	近鉄大久保駅前自動車駐車場	1	指定管理者	ユージーカンリ(株)	指定管理者	公募	●同上
63	都市整備部		交通政策課	近鉄小倉駅東自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	指定管理者	公募	●民間事業者の参入事例は多く、民間事業者の参入が十分に見込まれる。 ●公募により指定管理者を選定する。
64	都市整備部		交通政策課	近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	指定管理者	公募	●同上
65	都市整備部		交通政策課	近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	指定管理者	公募	●同上
66	都市整備部		交通政策課	京阪木幡駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	指定管理者	公募	●同上
67	都市整備部		交通政策課	JR木幡駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市YMCA-人材センター	指定管理者	公募	●同上
68	都市整備部		交通政策課	JR六地蔵駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市YMCA-人材センター	指定管理者	公募	●同上
69	都市整備部		交通政策課	JR六地蔵駅前第2自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市YMCA-人材センター	指定管理者	公募	●同上
70	都市整備部		交通政策課	JR宇治駅南自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市YMCA-人材センター	指定管理者	公募	●同上
71	都市整備部		交通政策課	JR宇治駅北自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市YMCA-人材センター	指定管理者	公募	●同上
72	都市整備部		交通政策課	京阪三宅戸駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	指定管理者	公募	●同上
73	都市整備部		交通政策課	JR新田駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	宇治高齢者事業団	指定管理者	公募	●同上
74	都市整備部		交通政策課	近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場	1	指定管理者	梶田商事(株)	指定管理者	非公募	●近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場の施設を所有する民間事業者を指定管理者として選定しており、今後もこの指定管理者を選定する。
75	都市整備部		交通政策課	近鉄伊勢田駅前第2自転車等駐車場	1	指定管理者	梶田商事(株)	指定管理者	非公募	●同上
76	都市整備部		交通政策課	JR英奨駅前自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市YMCA-人材センター	指定管理者	公募	●民間事業者の参入事例は多く、民間事業者の参入が十分に見込まれる。 ●公募により指定管理者を選定する。
77	都市整備部		交通政策課	JR英奨駅前第2自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市YMCA-人材センター	指定管理者	公募	●同上
78	都市整備部		交通政策課	JR小倉駅南自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市YMCA-人材センター	指定管理者	公募	●同上
79	都市整備部		交通政策課	JR小倉駅北自転車等駐車場	1	指定管理者	(社)宇治市YMCA-人材センター	指定管理者	公募	●同上
80	都市整備部	下水道室	下水道計画課	志津川浄化センター	1	直営		直営		●既に施設管理の大部分を委託しており、継続して直営で管理を行うが、将来的には東宇治浄化センターの一体的管理も視野に入れ検討を進める。
81	都市整備部	下水道室	東宇治浄化センター	東宇治浄化センター	1	直営		直営		●緊急時には迅速・的確な判断を行い、下水道管理者としての公的権限の行使も含めた対応が必要であることから、施設の持つ公共的責任を踏まえ、継続して直営で管理を行う。 ●民間事業者のノウハウをより活用し、効率的・効果的な管理を進めるため、性能発注による包括的民間委託を行う方向で検討を進める。(京都府では、従来の下水道公社への委託から、包括的民間委託による直営に方針変更している。)

番号	担当部署			施設名	数	現状		将来		
	部	室	課			方式	管理運営主体	方式	選定方法	考え方
82	教育部		生涯学習課	宇治市総合野外活動センター	1	指定管理者	(財)宇治市総合野外活動センター	指定管理者	公募	●ノウハウを有する民間事業者は少ないものの、参入の可能性はある。 ●宇治市の山間地域の振興に配慮し、現在、食堂運営、清掃作業、植栽管理等を委託している「(有)笠取ファーム」に対して、今後も継続的に委託していくことを条件に、公募により指定管理者の選定を行う。
83	教育部		生涯学習センター	宇治市生涯学習センター	1	直営		直営		●いわゆるカルチャー教室等に類似した学習事業については民間事業者の参入が十分に見込まれ、サービス内容の向上や集客の向上が期待できる。 ●宇治市のまちづくりに係る人材育成といった事業や、中央公民館機能を担っていく必要があることから、民間事業者での取組が難しい事業内容があり、継続して直営で管理を行う。
84	教育部		生涯学習課	宇治市巨椋ふれあい運動ひろば	1	指定管理者	(財)宇治市公園公社	指定管理者	公募	●現在、他の運動施設と一元管理がされているが、他の運動施設については、将来的に指定管理者を公募する方向性としている。 ●当施設は施設規模が小さく、民間事業者のノウハウを活用する場面も少ないことから、単独で公募しても民間事業者参入の可能性は低い。 ●また、直営にした場合、管理に要する人件費が増加する可能性があることから、単独ではなく、近隣の西宇治公園と一体的管理を行うことを前提に、公募で指定管理者の選定を行う。
85	教育委員会		青少年指導センター	宇治市青少年指導センター	1	直営		直営		●建築後44年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、建替又は他の施設での代替を検討していく必要がある。 ●民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●併設する苑道ふれあいセンターに習い、継続して直営で管理を行う。
86	教育委員会		河原青少年センター	宇治市河原青少年センター	1	直営		直営		●これまでは同和対策事業の一貫として運営されてきたが、平成19年度から一般施策に移行。 ●継続して直営で管理を行うとともに、新たな事業内容の確立に向けて行政での検討を進める。
87	教育委員会		善法青少年センター	宇治市善法青少年センター	1	直営		直営		●同上
88	教育委員会		大久保青少年センター	宇治市大久保青少年センター	1	直営		直営		●建築後27年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、何らかの対応が必要がある。 ●民間事業者のノウハウを活用する場面が少なく、民間事業者の参入事例も少ない。 ●併設する平盛ふれあいセンターに習い、継続して直営で管理を行う。
89	教育委員会		源氏物語ミュージアム	宇治市源氏物語ミュージアム	1	直営		指定管理者	公募	●民間事業者の参入が十分に見込まれ、サービス内容の向上や集客の向上が期待できる。 ●管理コストの削減や、サービス水準の向上等、利用者の利便性の拡大を期待できるため、公募による指定管理者制度の選定を行う。 ●なお、20年秋に向けて設備のフレッシュアップ事業に取り組んでおり、その成果を検証しながら指定管理者制度に移行することとする。
90	教育委員会		宇治公民館	宇治市民会館	1	直営		直営等		●施設管理のみを対象とした場合、民間事業者のノウハウを活用する場面も少ないことから、管理コストの削減を徹底して現在の直営の管理形態を継続するものの、管理人件費の効率化に向けた方策を実施する。 ●建物の老朽化が進んでおり、建替を検討する必要がある、それを機に将来的には管理運営を行える地域の団体やNPO法人が確立されればそこを指定管理者として選定することも視野に入れ検討を継続する。
91	教育委員会		生涯学習センター	宇治市宇治公民館	1	直営		直営等		●同上
92	教育委員会		生涯学習センター	宇治市広野公民館	1	直営		直営等		●同上
93	教育委員会		生涯学習センター	宇治市小倉公民館	1	直営		直営等		●同上
94	教育委員会		生涯学習センター	宇治市中央公民館	1	直営		直営等		●施設管理のみを対象とした場合、民間事業者のノウハウを活用する場面も少ないことから、当面は管理コストの削減を徹底して現在の直営の管理形態を継続するものの、管理人件費の効率化に向けた方策を実施する。 ●将来的には文化センターと一体となった管理運営を検討する必要がある。
95	教育委員会		生涯学習センター	宇治市木幡公民館	1	直営		直営等		●施設管理のみを対象とした場合、民間事業者のノウハウを活用する場面も少ないことから、当面は管理コストの削減を徹底して現在の直営の管理形態を継続するものの、管理人件費の効率化に向けた方策を実施する。 ●将来的には管理運営を行える地域の団体やNPO法人が確立すればそこを指定管理者として選定することも視野に入れ検討を継続する。
96	教育委員会		宇治市中央図書館	宇治市中央図書館	1	直営		直営		●民間事業者の参入事例はあるが、全国的にはまだ数が少なく、指定管理者制度を導入した場合の効果や問題点が明らかになっていない。 ●当面、継続して宇治市が直営で管理運営を行いながら、指定管理者制度の課題や効果に係る多方面からの議論を進めたいと、指定管理者制度導入に向け検討を進める。
97	教育委員会		西宇治図書館	宇治市西宇治図書館	1	直営		直営		●同上
98	教育委員会		東宇治図書館	宇治市東宇治図書館	1	直営		直営		●同上
99	教育委員会		歴史資料館	宇治市歴史資料館	1	直営		直営		●ノウハウを有する民間事業者が少なく参入事例も少ない。 ●将来的には施設管理部門のみを分化し、文化センターと一体となった管理運営を検討する必要がある。

番号	担当部署			施設名	数	現状		将来		
	部	室	課			方式	管理運営主体	方式	選定方法	考え方
100	水道部		浄水管理センター	宇治浄水場	1	直営		直営		●ノウハウを有する民間事業者は少なく、参入事例も少ない。 ●継続して直営で管理を行う。
101	水道部		浄水管理センター	神明浄水場	1	直営		直営		●同上
102	水道部		浄水管理センター	開浄水場	1	直営		直営		●同上
103	水道部		浄水管理センター	西小倉浄水場	1	直営		直営		●同上
104	水道部		浄水管理センター	奥広野浄水場	1	直営		直営		●同上
105	水道部		浄水管理センター	榎島浄水場	1	直営		直営		●同上

V. 市出資公社の方向性検討

1. 市出資公社の現況把握

(1) 市出資公社の現況

- ・宇治市の市出資公社は、「財団法人宇治市文化センター」「財団法人宇治市霊園公社」「財団法人宇治市福祉サービス公社」「財団法人宇治市公園公社」「財団法人宇治市野外活動センター」の5つがある。
- ・各団体の概要は以下の通りである。

財団法人宇治市文化センター	
設立年月日	昭和 59 年 10 月 1 日
設立目的	市民文化向上・社会教育振興
事業内容	施設管理・自主事業
資産の構成	10,000 千円（市全額出資）
役員体制	理事長（1 人）・副理事長（2 人）・理事（9 人）・専務理事（1 人）・監事（2 人） 計 15 人
担当部課	市民環境部文化自治振興課
職員数	公社等職員 3 人 嘱託・アルバイト 5 人 計 8 人

財団法人宇治市霊園公社	
設立年月日	平成 4 年 7 月 15 日
設立目的	宇治市墓地公園及び宇治市斎場の管理及び運営
事業内容	施設管理・自主事業
資産の構成	墓園・斎場の管理運営受託、利便事業、墓園内の公園及び緑地に係る緑化事業ほか
役員体制	理事長（1 人）・副理事長（1 人）・常務理事（1 人）・理事（4 人）・監事（2 人） 計 9 人
担当部課	市民環境部環境企画課
職員数	公社等職員 1 人 嘱託・アルバイト 5 人 計 6 人

財団法人宇治市福祉サービス公社	
設立年月日	平成 9 年 3 月 25 日
設立目的	高齢者を中心とした市民ニーズへの対応、利用者の自主的な選択権に基づく総合的なサービス供給
事業内容	在宅保健福祉サービス、居宅介護支援、訪問・通所介護
資産の構成	176,834 千円（うち市出資金 100,000 千円）
役員体制	理事長（1 人）・副理事長（1 人）・専務理事（1 人）・理事（4 人）・監事（2 人） 計 9 人
担当部課	健康福祉部健康生きがい課
職員数	公社等職員 71 人 契約職員 5 人 アルバイト 147 人計 223 人

財団法人宇治市公園公社	
設立年月日	昭和 63 年 7 月 11 日
設立目的	都市緑化推進・公園緑地事業及びスポーツ・レクリエーションの発展振興
事業内容	管理運営・維持管理・自主事業
資産の構成	基本財産 30,000 千円（宇治市出資）
役員体制	理事長（1 人）・副理事長（1 人）・理事（7 人）・常務理事（1 人）・監事（2 人） ・評議員（10 人） 計 22 人
担当部課	都市整備部公園緑地課
職員数	公社等職員 9 人 嘱託 15 人 計 24 人

財団法人宇治市野外活動センター	
設立年月日	平成 11 年 3 月 24 日
設立目的	生涯学習の振興及び福祉の増進、地域振興
事業内容	野外活動全般にかかる施設提供、自主事業（体験）
資産の構成	50,000 千円（市出資金）
役員体制	理事長（1 人）・副理事長（1 人）・常務理事（1 人）・理事（4 人）・監事（2 人） ・評議員（5 人） 計 14 人
担当部課	教育部生涯学習課
職員数	公社等職員 5 人 嘱託・アルバイト 8 人 計 12 人

（２）市出資公社の経営指標分析

- ・外部から見た客観的な評価として、市出資公社の事業報告書より、過去５年間の収支計算書及び貸借対照表のデータを集約し、経営指標分析を行った。

１）全般的な分析結果

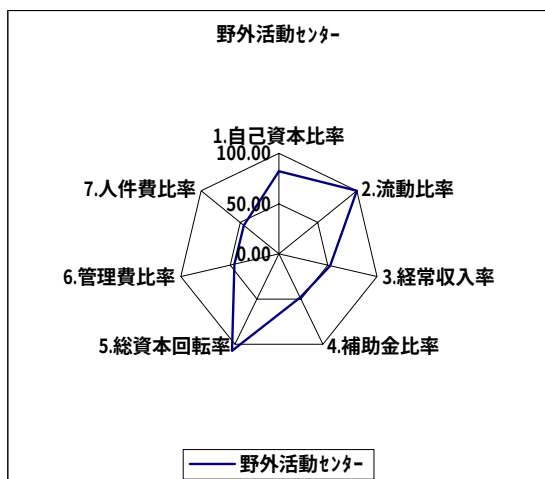
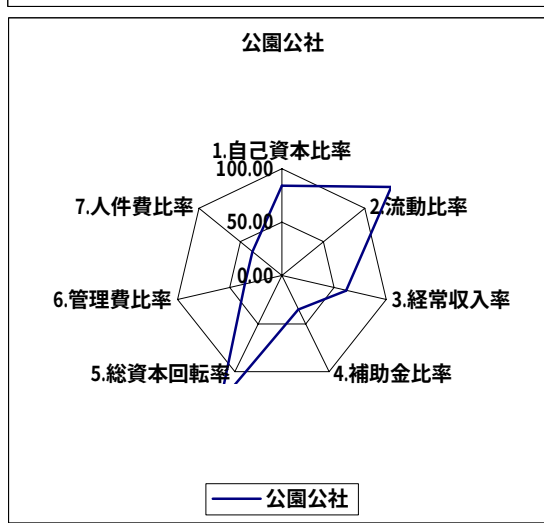
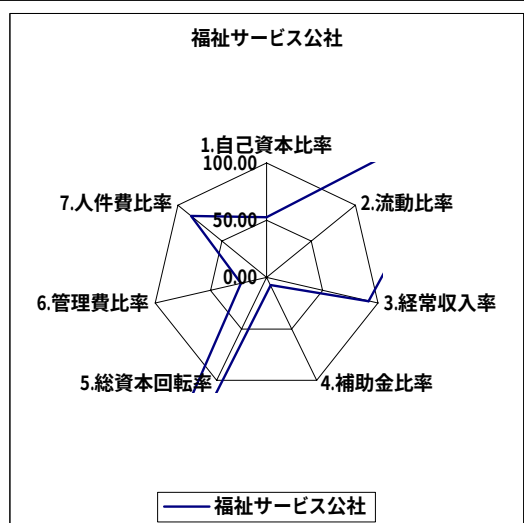
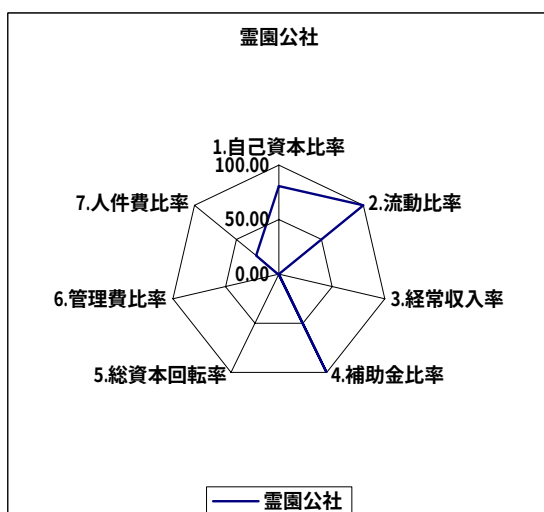
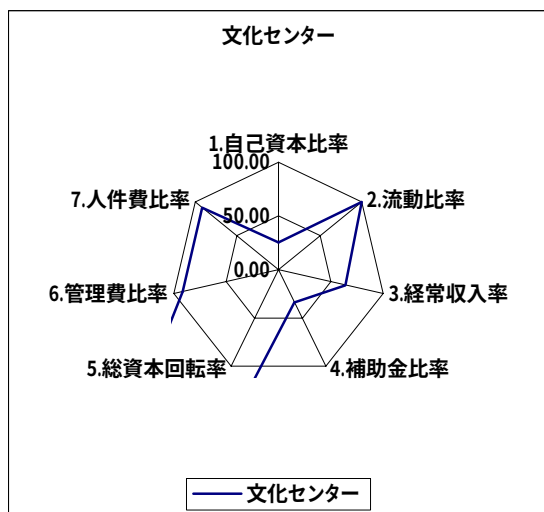
- ・市出資の各法人は、いずれも借入金もなく、また、収支については、補助金等の金額で、均衡が図られていることから、経営破綻の恐れは極めて少ないと考えられる。

２）各団体別の分析結果

団体名	分析結果
財団法人宇治市文化センター	・管理費比率、人件費比率が高く、経常的な支出の大部分が、人件費及び管理費となっている。これは、事業内容において、貸館と企画購入による自主事業の割合が高いためと考えられる。事業内容に対する団体の規模が適正であるかを確認する必要があると思われ、また、文化施設の運営管理については、民間事業者が指定管理者となっている事例も多いことから、民間事業者との比較においても、検討を行う必要があると思われる。
財団法人宇治市霊園公社	・総収入の殆どが、市から補助金となっているが、これは、業務内容の特性からと思われる。その他、各種経営指標からは、特段の問題は見いだせなかった。
財団法人宇治市福祉サービス公社	・自己資本比率が徐々に低下しており、また、管理費比率が徐々に上昇しているが、いずれもまだ問題となる水準には至っていない。その他、各種経営指標からは、特段の問題は見いだせなかった。
財団法人宇治市公園公社	・経営は安定的に推移しており、各種経営指標からも、特段の問題は見いだせなかった。
財団法人宇治市野外活動センター	・経営は安定的に推移しており、各種経営指標からも、特段の問題は見いだせなかった。

各団体の経営指標

指標	文化センター	霊園公社	福祉サービス公社	公園公社	野外活動センター
1.自己資本比率 (40%以上)	25.27	81.02	52.59	84.14	82.39
2.流動比率 (100%以下要注意)	100.00	100.00	231.87	131.81	100.00
3.経常収入率 (高いほど良い)	64.21	0.26	91.57	61.64	52.03
4.補助金比率 (個別判断)	34.05	99.34	7.88	35.25	47.76
5.総資本回転率 (大きいほど良い)	991.55	0.43	438.54	131.50	107.13
6.管理費比率 (目安 50%以下)	91.54	1.17	22.93	35.99	45.83
7.人件費比率 (個別判断)	91.54	27.07	85.51	35.99	44.79



市出資公社分析：宇治市文化センター

項目	H15	H16	H17	指標
総資産	32,897,081	39,015,808	39,570,033	
流動資産	6,874,581	11,019,608	10,410,833	
負債	22,897,081	29,015,808	29,570,033	
流動負債	6,874,581	11,019,608	10,410,833	
正味財産	10,000,000	10,000,000	10,000,000	特別会計の積立金等を含む
累積欠損金	0	0	0	
項目	H15	H16	H17	指標
総収入	151,475,485	158,265,343	154,420,049	
補助金	51,772,991	50,510,077	52,586,467	
雑収入、利息	3,433,575	4,360,567	2,678,376	
経常収入	96,268,919	103,394,699	99,155,206	総収入から利息、雑収入、補助金を除いたもの
総支出	151,475,485	158,265,343	154,420,049	
退職金引当金	1,625,000	1,973,700	1,163,000	
経常支出	149,850,485	156,291,643	153,257,049	総支出から退職金引当金を除いたもの
管理費	135,772,626	137,227,259	140,287,695	
人件費	135,772,626	137,227,259	140,287,695	管理費を採用
当期正味財産増加額	0	0	0	

指標	H15	H16	H17	指標／意味
自己資本比率	30.4	25.6	25.3	式：(正味財産／総資産)×100 指標：40%以上が望ましい 意味：法人運営に活用している総資産に占める自己資本(返済義務のない資産)の割合で経営の安定性を示す指標
流動比率	100.0	100.0	100.0	式：(流動資産／流動負債)×100 指標：高いほど良い(100%より低いと要注意) 意味：短期的な支払能力の安全性を表す指標
経常収入率	63.6	65.3	64.2	式：(経常収入／総収入)×100 指標：高いほど良い 意味：法人活動の結果得られる収入が、総収入に占める割合で、補助金比率の逆の指標
補助金比率	34.2	31.9	34.1	式：(補助金／総収入)×100 指標：個別判断 意味：法人活動の補助金への依存度を示す指標
総資本回転率	962.7	1,033.9	991.6	式：(経常収入／総資産)×100 指標：大きい程よい 意味：事業へ投下した資産の稼働状況を示す指標
管理費比率	90.6	87.8	91.5	式：(管理費／経常支出)×100 指標：小さい程よい、目安50%以下 意味：経常的な支出に占める管理費の割合を示す指標
人件費比率	90.6	87.8	91.5	式：(人件費／経常支出)×100 指標：個別判断 意味：経常的な支出に占める人件費の割合を示す指標

コメント：

管理比率が非常に高い

市出資公社分析：宇治市児童公社

項目	H15	H16	H17	備考
総資産	68,282,172	57,930,055	61,715,486	
流動資産	15,751,172	5,016,055	8,431,486	
負債	18,282,172	7,930,055	11,715,486	
流動負債	15,751,172	5,016,055	8,431,486	
正味財産	50,000,000	50,000,000	50,000,000	
累積欠損金	0	0	0	
項目	H15	H16	H17	備考
総収入	87,183,096	78,879,677	81,867,141	
補助金	86,331,681	78,299,606	81,325,940	
雑収入、利息	655,202	365,030	325,199	
経常収入	196,213	215,041	216,002	総収入から利息、雑収入、補助金を除いたもの
総支出	87,183,096	78,879,677	81,867,141	
退職金引当金	617,000	383,000	370,000	
経常支出	86,566,096	78,496,677	81,497,141	総支出から退職金引当金を除いたもの
管理費	1,164,844	1,004,357	951,069	
人件費	23,202,940	21,511,836	22,063,312	管理費＋給料手当、福利厚生費
当期正味財産増加額	0	0	0	

指標	H15	H16	H17	指標／意味
自己資本比率	73.2	86.3	81.0	式：(正味財産／総資産)×100 指標：40%以上が望ましい 意味：法人運営に活用している総資産に占める自己資本(返済義務のない資産)の割合で経営の安定性を示す指標
流動比率	100.0	100.0	100.0	式：(流動資産／流動負債)×100 指標：高いほど良い(100%より低いと要注意) 意味：短期的な支払能力の安全性を表す指標
経常収入率	0.2	0.3	0.3	式：(経常収入／総収入)×100 指標：高いほど良い 意味：法人活動の結果得られる収入が、総収入に占める割合で、補助金比率の逆の指標
補助金比率	99.0	99.3	99.3	式：(補助金／総収入)×100 指標：個別判断 意味：法人活動の補助金への依存度を示す指標
総資本回転率	0.4	0.4	0.4	式：(経常収入／総資産)×100 指標：大きい程よい 意味：事業へ投下した資産の稼働状況を示す指標
管理費比率	1.3	1.3	1.2	式：(管理費／経常支出)×100 指標：小さい程よい、目安50%以下 意味：経常的な支出に占める管理費の割合を示す指標
人件費比率	26.8	27.4	27.1	式：(人件費／経常支出)×100 指標：個別判断 意味：経常的な支出に占める人件費の割合を示す指標

コメント：

補助金比率が非常に高い

市出資会社分析：宇治市福祉サービス公社

項目	H15	H16	H17	備考
総資産	172,182,874	313,921,487	341,238,720	
流動資産	192,690,410	200,137,543	231,119,513	
負債	140,424,834	137,087,487	161,796,775	
流動負債	59,776,914	65,704,359	99,678,439	
正味財産	172,182,874	176,834,000	179,441,945	
累積欠損金	0	0	0	
項目	H15	H16	H17	備考
総収入	818,834,463	812,129,904	859,376,288	前期繰り越しを含む
補助金	78,375,894	75,371,146	67,706,689	
雑収入、利息	1,768,570	1,390,629	4,753,566	
経常収入	738,689,999	735,368,129	786,916,033	総収入から利息、雑収入、補助金を除いたもの
総支出	676,437,261	677,117,599	706,560,729	
退職金引当金	1,964,000	0	0	
経常支出	674,473,261	677,117,599	706,560,729	総支出から退職金引当金を除いたもの
管理費	78,830,009	108,153,335	161,979,497	
人件費	531,112,532	541,551,063	604,191,018	管理費＋給与手当、賃金、嘱託賃金、アルバイト賃金、福利厚生費
当期正味財産増加額	0	0	0	

指標	H15	H16	H17	指標／意味
自己資本比率	100.0	56.3	52.6	式：(正味財産／総資産)×100 指標：40%以上が望ましい 意味：法人運営に活用している総資産に占める自己資本(返済義務のない資産)の割合で経営の安定性を示す指標
流動比率	322.3	304.6	231.9	式：(流動資産／流動負債)×100 指標：高いほど良い(100%より低いと要注意) 意味：短期的な支払能力の安全性を表す指標
経常収入率	90.2	90.5	91.6	式：(経常収入／総収入)×100 指標：高いほど良い 意味：法人活動の結果得られる収入が、総収入に占める割合で、補助金比率の逆の指標
補助金比率	9.6	9.3	7.9	式：(補助金／総収入)×100 指標：個別判断 意味：法人活動の補助金への依存度を示す指標
総資本回転率	429.0	415.9	438.5	式：(経常収入／総資産)×100 指標：大きい程よい 意味：事業へ投下した資産の稼働状況を示す指標
管理費比率	11.7	16.0	22.9	式：(管理費／経常支出)×100 指標：小さい程よい、目安50%以下 意味：経常的な支出に占める管理費の割合を示す指標
人件費比率	78.7	80.0	85.5	式：(人件費／経常支出)×100 指標：個別判断 意味：経常的な支出に占める人件費の割合を示す指標

コメント：
自己資本比率が低下傾向
管理費比率が上昇傾向

市出資会社分析：宇治市公園公社

項目	H15	H16	H17	備考
総資産	172,300,068	170,752,263	172,334,304	
流動資産	16,241,508	12,956,119	13,909,372	
負債	139,739,571	138,870,241	141,489,975	
流動負債	11,619,506	10,551,448	10,552,483	
正味財産	145,000,000	145,000,000	145,000,000	特別会計の積立金等を含む
累積欠損金	0	0	0	
項目	H15	H16	H17	備考
総収入	314,733,747	316,353,627	309,345,247	
補助金	109,446,073	107,778,192	109,030,992	
雑収入、利息	8,386,924	9,583,226	9,633,512	
経常収入	196,900,750	198,992,209	190,680,743	総収入から利息、雑収入、補助金を除いたもの
総支出	311,438,049	314,471,605	308,500,918	
退職金引当金	2,414,160	2,068,953	1,474,741	
経常支出	309,023,889	312,404,652	307,026,177	総支出から退職金引当金を除いたもの
管理費	110,008,978	109,845,145	110,505,733	
人件費	110,008,978	109,845,145	110,505,733	一般管理費を採用
当期正味財産増加額	0	0	0	

指標	H15	H16	H17	指標／意味
自己資本比率	84.2	84.9	84.1	式：(正味財産／総資産)×100 指標：40%以上が望ましい 意味：法人運営に活用している総資産に占める自己資本(返済義務のない資産)の割合で経営の安定性を示す指標
流動比率	139.8	122.8	131.8	式：(流動資産／流動負債)×100 指標：高いほど良い(100%より低いと要注意) 意味：短期的な支払能力の安全性を表す指標
経常収入率	62.6	62.9	61.6	式：(経常収入／総収入)×100 指標：高いほど良い 意味：法人活動の結果得られる収入が、総収入に占める割合で、補助金比率の逆の指標
補助金比率	34.8	34.1	35.2	式：(補助金／総収入)×100 指標：個別判断 意味：法人活動の補助金への依存度を示す指標
総資本回転率	135.8	137.2	131.5	式：(経常収入／総資産)×100 指標：大きい程よい 意味：事業へ投下した資産の稼働状況を示す指標
管理費比率	35.6	35.2	36.0	式：(管理費／経常支出)×100 指標：小さい程よい、目安50%以下 意味：経常的な支出に占める管理費の割合を示す指標
人件費比率	35.6	35.2	36.0	式：(人件費／経常支出)×100 指標：個別判断 意味：経常的な支出に占める人件費の割合を示す指標

コメント：
特になし

市出資公社分析：宇治市野外活動センター

項目	H15	H16	H17	備考
総資産	59,897,312	58,838,536	60,686,117	
流動資産	6,577,479	5,498,996	6,389,307	
負債	9,897,312	8,838,536	10,686,117	
流動負債	6,577,479	5,498,996	6,389,307	
正味財産	50,000,000	50,000,000	50,000,000	
累積欠損金	0	0	0	
項目	H15	H16	H17	備考
総収入	97,614,196	101,847,807	102,944,654	
補助金	46,710,343	48,799,311	49,161,486	
雑収入、利息	234,954	221,362	219,968	
経常収入	50,668,899	52,827,134	53,563,200	総収入から利息、雑収入、補助金を除いたもの
総支出	97,614,196	101,847,807	102,944,654	
退職金引当金	1,007,341	636,807	1,401,150	
経常支出	96,606,855	101,211,000	101,543,504	総支出から退職金引当金を除いたもの
管理費	44,027,287	47,140,174	48,540,837	
人件費	42,585,566	46,141,242	45,484,104	一般管理費を採用
当期正味財産増加額	0	0	0	

指標	H15	H16	H17	指標／意味
自己資本比率	83.5	85.0	82.4	式：(正味財産／総資産) × 100 指標：40%以上が望ましい 意味：法人運営に活用している総資産に占める自己資本(返済義務のない資産)の割合で経営の安定性を示す指標
流動比率	100.0	100.0	100.0	式：(流動資産／流動負債) × 100 指標：高いほど良い(100%より低いと要注意) 意味：短期的な支払能力の安全性を表す指標
経常収入率	51.9	51.9	52.0	式：(経常収入／総収入) × 100 指標：高いほど良い 意味：法人活動の結果得られる収入が、総収入に占める割合で、補助金比率の逆の指標
補助金比率	47.9	47.9	47.8	式：(補助金／総収入) × 100 指標：個別判断 意味：法人活動の補助金への依存度を示す指標
総資本回転率	101.3	105.7	107.1	式：(経常収入／総資産) × 100 指標：大きい程よい 意味：事業へ投下した資産の稼働状況を示す指標
管理費比率	45.6	46.6	45.8	式：(管理費／経常支出) × 100 指標：小さい程よい、目安50%以下 意味：経常的な支出に占める管理費の割合を示す指標
人件費比率	44.1	45.6	44.8	式：(人件費／経常支出) × 100 指標：個別判断 意味：経常的な支出に占める人件費の割合を示す指標

コメント：

特になし

(3) 市出資公社の自己点検評価

1) 評価の方法

- ・市出資公社の代表者等が、自ら記入して経営評価、経営診断を行う自己点検評価シートを作成し、自己点検評価を行う。
- ・自己点検評価の内容については、総務省「公益法人の効率的・自律的な事業運営の在り方等に関する研究会報告書」（平成16年7月）の「公益法人自己評価モデル」より、評価項目を設定する。

項目	内容
I 目的と実際の活動の関係	・法人が目的に沿った公益活動を行っているかを自己確認する項目を取り上げる。 ・設立目的に沿った事業の実施、事業見直し、事業成果・課題の把握等について評価を行う。
II 活動の活性化	・法人が公益活動を活発に行うよう活動の活性化に関する項目を取り上げる。 ・機関誌、パンフレット、ホームページ等を利用した法人活動のPR、効率的な事業活動、関係団体等との協力等について評価を行う。
III 適正な運営と透明性の確保	・法人の適正な運営と透明性の確保に関する項目を取り上げる。 ・総会や理事会等の法人の意思決定機関の運営、役員等の選任、業務及び財務等に関する資料の公開等について評価を行う。
IV 財務会計	・法人の財務会計に関する項目を取り上げている。 ・会計処理規程の整備、資産の管理運用の適切さや内部留保の適正さ、公認会計士の関与等について評価を行う。
V 組織管理	・法人の財務会計に関する項目を取り上げている。 ・所要の職員の有無、職員間での情報交換や職員向けの研修会を行っているか等について評価を行う。

2) 評価の結果

- ・評価の結果は次の通りであり、全体評価としては5つの市出資公社は全てA（よい）評価となった。
- ・「財団法人宇治市文化センター」では、大項目「II. 活動の活性化」がB（普通）評価となっており、小項目では「パンフレット」「議事内容の公開」などの項目でC（悪い）評価となっている。
- ・「財団法人宇治市霊園公社」では、大項目も全てA評価となっている。小項目では「会員への報告」「インターネットでの公開」、財務会計の「外部の指導・助言」などがC（悪い）評価となっている。
- ・「財団法人宇治市福祉サービス公社」では、大項目「II. 活動の活性化」がB評価となっており、小項目では「営利企業との競合」「議事内容の公開」などがC（悪い）評価となっている。
- ・「財団法人宇治市公園公社」では、大項目「II. 活動の活性化」と「III. 適正な運営と透明性の確保」がB（普通）評価となっており、小項目では「機関誌等」「パンフレット」「ホームページの開設」「会員への報告」「資料の閲覧」「インターネットでの公開」「議事内容

の公開」、財務会計の「公益法人会計基準」「外部の指導・助言」などがC（悪い）評価となっている。

- ・「財団法人宇治市野外活動センター」では、大項目も全てA評価となっている。小項目では「インターネットでの公開」「議事内容の公開」、財務会計の「外部の指導・助言」などがC（悪い）評価となっている。

自己点検評価結果

大項目	小項目	内容	セ ン タ ー （ 宇 治 市 文 化	公 社 （ 宇 治 市 書 庫	サ ー ビ ス （ 宇 治 市 福 祉 社	公 社 （ 宇 治 市 公 園	活 動 セ ン タ ー （ 宇 治 市 野 外
Ⅰ 目的と 実際の 活動の 関係	①設立目的に沿った事業の実施	・法人の設立目的に沿って、事業を計画し、実施しているか。	A	A	A	A	A
	②対価の妥当性	・対価を伴う公益事業は対価の引き下げや収支の均衡を図り、必要以上の利益を生じないように行われているか。	A	A	A	A	A
	③営利企業との競合	・主たる事業内容が営利企業の事業と競合していないか。 ・同様の事業が多く営利企業で行われるようになっていないか。	B	B	C	B	A
	④中長期計画	・中長期的な事業計画を策定し、定期的に見直しているか。	A	B	B	A	A
	⑤社会ニーズ	・事業計画の作成に際し、事前にニーズ把握や情報収集を行っているか。	B	B	B	B	A
	⑥事業見直し	・今年度の事業計画では、事業の見直しを行っているか。	B	A	A	A	A
	⑦事業達成状況	・公益事業は事業計画通り達成されているか。	A	A	B	A	A
	⑧事業成果・課題把握	・アンケート等による感想や意見を聴取するなど、常に事業（プロジェクト）の成果や課題を把握しているか。	B	B	B	A	A
	⑨事業報告書の内容	・事業報告書を作成するに当たって、その記載方法について事業計画書との整合性を図るとともに、一般に理解しやすくするための工夫をしているか。	A	A	A	B	A
	⑩目的の意義	・設立時の目的が、現在でも十分意義のあるものか。	B	A	A	A	A
Ⅰの総合評価			A	A	A	A	A
Ⅱ 活動の 活性化	①機関誌等	・会誌や機関誌等を発行し、法人の活動状況を十分に伝えているか。	B	A	A	C	A
	②パンフレット	・法人の目的、概要を記したパンフレット類はあるか。	C	A	B	C	A
	③ホームページ開設	・ホームページを開設しているか。	A	C	A	C	A
	④会員（又は市民等）への報告	・会員（又は市民等）に、法人の活動目的や事業内容などを正確に伝えているか。	B	A	B	C	A
	⑤効率的な事業活動	・コストを抑制して、事業活動を効率的に行っているか。	A	A	B	A	A
	⑥外部者の参画	・必要に応じて外部の有識者や支持者等の意見を聞いているか。	B	A	B	A	A
	⑦関係団体等との協力	・関係団体等と協力しながら事業活動を行っているか。	B	A	B	A	A
	⑧会員数の推移	・会員が前年度から減少していないか。	B	A	B	A	A
	⑨利用者数等の推移	・利用者数等が前年度から減少していないか。	B	A	A	A	A
	⑩事業収入の推移	・事業収入が前年度から減少していないか。	B	B	B	A	A
Ⅱの総合評価			B	A	B	B	A
Ⅲ 適正な 運営と 透明性 の確保	①意思決定機関	・意思決定機関（総会、理事会等）は適正に開催され、かつその機能は十分に発揮されているか。	B	A	A	A	A
	②役員等の選任	・役員等は、任期ごとに適切に選任されているか。	A	A	A	B	A
	③役員等の構成	・役員等の構成が特定の分野の人に偏っていないか。	A	A	A	A	A
	④業務分担と権限	・役員、事務局職員の職務権限、業務分担、業務権限を明確にしているか。	A	A	A	A	A
	⑤届出等書類の提出	・諸官庁に提出が義務づけられている書類を期限内に提出しているか。	A	A	B	B	A
	⑥会員名簿	・会員名簿を正確に作成しているか。	B	A	A	B	A
	⑦資料の閲覧	・事務所に備え置いた業務及び財務等に関する資料を、一般の閲覧に供しているか。	B	A	A	C	A
	⑧インターネットでの公開	・業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開しているか。	B	C	B	C	C
	⑨決裁手続	・組織運営や事業推進に関する重要事項について、組織としての決定を文書で決裁するなど、組織として意思決定を行うルールを明確にしているか。	A	A	A	A	A
	⑩議事内容の公開	・総会や理事会等の議事内容を会報等で公開しているか。	C	B	C	C	C
Ⅲの総合評価			A	A	A	B	A
Ⅳ 財務 会計	①会計処理規程	・会計処理規程を定め、これに基づき会計処理を適正に行っているか。	A	A	A	A	A
	②職務分担と会計処理	・職務の分担及び担当者を適切に決めて会計処理を行っているか。	A	A	A	A	A
	③資産管理運用	・資産の管理運用に当たっては、関係規程を整備し適切に行っているか。	A	A	A	A	A
	④公益事業の支出規模	・公益事業（本来事業）の支出規模が、収益事業（収益を目的に実施される付随事業）の規模を上回っているか。	A	A	A	A	A
	⑤予算・決算の乖離	・予算と決算は乖離していないか。	A	A	A	A	A
	⑥内部留保	・内部留保は、公益事業の適切な継続的な実施に必要な程度となっているか。	A	A	A	A	A
	⑦収入確保	・行政からの補助金・委託費の他に、公益事業の継続、活性化に結びつくような安定的、継続的な収入源があるか。	A	B	B	AB	B
	⑧業務監査	・監事を1名以上置き、監事が実施する監査において、会計監査と併せて業務監査も受けているか。	A	B	A	B	A
	⑨公益法人会計基準	・計算書類などは、公益法人会計基準に基づいて作成されているか。	A	A	A	C	A
	⑩外部の指導・助言	・計算書類などについて、公認会計士、税理士といった法的資格を有する専門家等による指導・助言を受けているか。	A	C	A	C	C
Ⅳの総合評価			A	A	A	A	A
Ⅴ 組織 管理	①職員	・所要の職員（有給、無給は問わず）がいるか。	A	A	A	B	A
	②事務所	・事務所または独立した専用の事務スペースを確保しているか。	A	A	A	A	A
	③就業規則	・就業規則は、職員等に周知徹底されているか。	A	A	A	A	A
	④職員給与・退職金規程等	・職員給与・退職金規程等を定めているか。	A	A	A	A	A
	⑤報告	・重要事項を報告書等の文書を作成して、役員に報告しているか。	A	A	A	A	A
	⑥公印保管・使用	・公印の保管、使用は適切か。	A	A	A	A	A
	⑦文書保管	・作成された文書は、体系的に整理して、保管されているか。	A	A	A	B	A
	⑧情報交換	・職員間で定期的にミーティング、情報交換を行っているか。	A	B	A	A	A
	⑨研修	・職員向けの研修会を開催したり、外部研修会に参加させているか。	A	A	A	A	A
	⑩相談体制	・外部からの意見や相談に対する対応体制が整っているか。	A	A	A	B	A
Ⅴの総合評価			A	A	A	A	A
全体評価			A	A	A	A	A

※総務省「公益法人の効率的・自律的な事業運営の在り方等に関する研究会報告書」（平成16年7月）の「公益法人自己評価モデル」より

※Ⅰ～Ⅴの総合評価の目安：各項目をA：3点、B：2点、C：1点で換算し、10～16点：C、17～23点：B、24～30点：Aで評価

※全体評価の目安：Ⅰ～Ⅴの総合評価をA：3点、B：2点、C：1点で換算し、5～7点：C、8～11点：B、12～15点：Aで評価

自己評価に対するコメント

	自己評価に対する法人のコメント	今後、改善の検討を要する事項
財団法人宇治市文化センター	—	1. 文化会館設置当初から比較して、文化を取り巻く環境は大きく変化している。これに順応した、新たなミッションをもつ必要があるが確立されていない。これを確立した上で、現行組織の強化を図る。特に施設運営上、必須条件とされる舞台構成の専門職・コーディネーターが皆無であり、これを配置する。
財団法人宇治市霊園公社	1. 計算書類等については、専門業者とのリース契約により「会計システム」を導入し、必要な指導・助言を受けているため、有資格者等の援助は特に必要ないと考える。 2. 管理運営に要する経費は、全て市からの補助金・委託費及び公社独自の事業収入でまかなっているが、収支差額は全額市へ返還することになっているため内部留保はない。従って活性化事業には結びつかない。	1. 「市民用端末」は設置されているが、事務用に使用できるだけの接続はされておらず、インターネットでの公開やホームページ開設は困難となっている。(検討課題である。)
財団法人宇治市福祉サービス公社	1. 当法人における主たる業務内容が介護保険事業であって、全事業の大半を占めている状況となっているため、「営利企業との競合」の項目など、公益事業の評価としては、若干馴染まないものも含まれている。 2. また、財務会計、組織管理については、随時事務適正化に向けて諸規定の見直しに取り組んでおり、ほぼ整備が図れている状況である。	1. 当法人の概要や活動状況など、市民や関係団体などに対して、機関紙、パンフレット、ホームページなどで一定の周知は図ってはいるものの、当社実施のアンケート調査などの結果を踏まえると、その認知度の格差は大きく、今後、幅広く市民に普及啓発できる方法を考えていかなければならない。
財団法人宇治市公園公社	1. 今回の調査を通じて、公園公社が管理している植物園、黄檗公園、西宇治公園などのそれぞれの公園施設管理及び事業活動については実際上一定活動できているが、公社の法人としての活動が市民(利用者)へのPRを含め、活性化が十分にできていないことが課題として明確になった。	1. 公園公社自体の法人としての活動内容を市民(利用者)へのPRを含め活性化するため、機関誌等の発行、パンフレットの更新、ホームページの開設などを改善・検討する必要がある。 2. 公園公社独自事業の記念植樹事業・プランター貸出事業・生垣助成事業などの事業見直しや新しい事業展開も検討する必要がある。
財団法人宇治市野外活動センター	1. 交通アクセスの利便性向上により、利用客が増加している。 2. ふるさと志向の自主事業も募集を大きく上回る申込みがある。 3. 職員の温かい接客態度やインターネットを通じたイベント情報の提供によりお客さまに喜んで来ていただく環境づくりに心がけ、リピーターが増加している。 4. 当センターは団塊の世代の受け入れとして中高年をターゲットとしたイベントを数多く開催するように心がけ、来客数の安定確保に努める。 等の評価により、センターの運営としては順調に推移している。	1. 施設利用料金の増額と自主事業の増収による財源の安定確保 2. 外壁が木造主体の建築構造からなっており築7年を経過していることから各所で修繕対象となる箇所が増加している。 3. 食堂運営、清掃作業、植栽管理等を委託している会社の社員高齢化に対して早急に手を打つ必要がある。 4. 今後の高齢化に伴う交通手段として路線バスやコミュニティバスの運行が必要である。 5. 慢性的な水不足に対する安定供給のための水道設備の改善が必要である。 6. 夏場の利用客増に対応できる駐車場を確保する必要がある。

2. 市出資公社の検討課題

- ・市出資公社の現況と経営診断等を踏まえ、各公社の検討課題を整理すると以下の通りとなる。

市出資公社の検討課題

	事業内容関係	運営体制関係	財務関係
財団法人宇治市文化センター	・市内の文化活動の状況等を踏まえた、事業内容の再検討。 ・施設の改修完了時期の目処付け。	・人件費比率が高いことから、現状の事業内容に比べて人員規模等が適正であるかの確認。	・管理費比率、人件費比率が高いことから、人件費、委託費の水準が適正な水準であるか確認が必要。 ・今後の支出削減の可能性の検討。
財団法人宇治市霊園公社	・事業収入のほとんどが市からの補助金等となっており、別途、事業収入を確保できる業務開発の可能性の検討が必要。 ・墓所供給については、公社として事業を継続していく必要性についての再確認	・事業内容と組織規模の整合性がとれているかの確認。	・人件費、委託費等の水準が適正であるかどうかの確認。 ・今後の支出削減の可能性の検討。
財団法人宇治市福祉サービス公社	・公社業務との整合性（公社が管理を行う必要があるか）の確認。 ・老朽施設改修の目処付け	・運営の外部委託の可能性の検討。	・人件費の水準が適正であるかの確認。 ・今後の支出削減の可能性の検討。
財団法人宇治市公園公社	・事業収入を確保できる業務開発の可能性の検討。 ・集客を高め、民間事業者等と競合できる事業内容等の再検討。 ・料金設定の再検討	・人員配置が適切であるかの再検討	・人件費、委託費の水準が適切であるか。 ・今後の支出削減の可能性の検討。
財団法人宇治市野外活動センター	・更なる事業収入を確保できる業務の開発、オフシーズンの集客対策。 ・民間事業者等と競合できる事業内容等の再検討。	・人員配置が適切であるかの再検討。	・人件費、委託費の水準が適切であるか。 ・今後の支出削減の可能性の検討。

- ・これら検討課題に加え、「2. 施設別最適管理運営体制検討結果 (1) 管理運営体制を変更する施設」において、「②指定管理者（非公募）→指定管理者（公募）となる施設」の管理にあたっている市出資公社に関しては、指定管理者選定の際の競争に敗れた場合も想定しておかなければならない。
- ・これら市出資公社のほとんどが、当該施設管理を目的に設立されたものであるため、指定管理者として選定されなかった場合はその存在意義を失い解散することとなる。
- ・解散する場合は各市出資公社の寄付行為に基づき手続きを進めていくこととなるが、前述の通りこれら市出資公社は当該施設管理を目的として、当時の地方自治法による要請のもと市が設立したものであることを踏まえ、その職員の処遇については、当該市出資公社が主体となって検討しなければならないものの、宇治市としても最大限の配慮が求められる。
- ・現在、各市出資公社においては「指針」に基づき経営改善対策を実施され、次期指定管理者として選定されるよう努力されているところであるが、宇治市側担当部局においては指定管理者として選定されなかった場合も視野に入れ、職員の処遇等の配慮について検討を進めておく必要がある。
- ・なお、一般的な市出資公社解散時の手続きや、他団体における職員処遇例等については参考資料を参照されたい。

参考資料：市出資公社の解散時の手続きについて

ここでは、市出資公社が公募に落選するなど、その解散が必要となった場合についての一般的な手続を紹介する。

（１）解散に関する法規

公益法人改革関連法は、平成２０年に施行予定となっており、それ以前の時期における現行の財団法人の解散については、現行の民法の手続きによることとなる。なお、公益法人改革関連法の施行後も、現行の公益法人（含む財団法人）は、５年間は、特例民法法人として存続可能であり、その間に解散する場合は、なお、従前の例によるものとされている。

（２）解散の事由

民法上の財団法人の解散事由には、下記のものがある。

- ①定款又は寄付行為をもって定めた解散事由の発生
- ②法人の目的たる事業の成功又は、成功の不能
- ③破産

宇治市の各財団の寄付行為における解散についての規定

財団名	規定
財団法人宇治市文化センター	理事現在数の３／４以上の議決＋京都府教育委員会の許可
財団法人宇治市霊園公社	理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ３／４以上の同意＋京都府知事の許可
財団法人宇治市福祉サービス公社	民法の規定によるほか、理事現在数及び評議員現在数の３／４以上の同意
財団法人宇治市公園公社	民法の規定によるほか、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ３／４以上の同意＋京都府知事の許可
財団法人宇治市野外活動センター	理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ３／４以上の同意＋京都府知事の許可

(3) 解散の手続き

財団法人の解散の手続きは下記の通り

1) 解散許可申請書等の主務官庁への提出

- ・ 解散許可申請書
- ・ 解散理由書
- ・ 財産目録
- ・ 残余財産及びその処分方法の概要
- ・ 理事会議事録
- ・ 清算人就任承諾書
- ・ 清算人名簿

2) 法務局への解散及び清算人の登記

期限：主たる事務所の所在地では、解散後2週間以内

その他の事務所の所在地では、解散後3週間以内

登記事項

- ・ 精算人の氏名
- ・ 精算人の住所
- ・ 解散の原因
- ・ 解散の原因の発生日

3) 主務官庁への解散及び清算人が就任した旨の届け出

4) 税務署への解散届の提出

収益事業を行っていた財団法人の場合、解散後速やかに解散届を税務署に届け出る

- ・ 異動（変更）届
- ・ 解散登記後の登記簿謄本
- ・ 解散に係る議事録
- ・ 事業廃止の届出書（届出者の氏名・名称・納税地、廃止の年月日 を記載）

なお、地方税については、各自治体の条例に定められた手続きを行う。

5) 社会保険事務所への届出

解散後5日以内に社会保険事務所へ届出書を提出

- ・ 健康保険・厚生年金適用事業所全喪届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ・ 全員の健康保健証
- ・ 解散登記がされている場合、その登記簿謄本

6) 労働保険に関する手続き

解散後50日以内に労働基準監督署に労働保険確定保険料申告書を提出

7) 雇用保険に関する手続き

解散後10日以内に雇用保険適用事業所廃止届を公共職業安定署に提出
解散により職員等が退職する場合には、下記を併せて提出する。

- ・ 雇用保険被保険者資格喪失届
- ・ 雇用保険被保険者離職証明書
- ・ 労働者名簿
- ・ 出勤簿
- ・ 賃金台帳
- ・ 離職理由確認書類

8) その他

- ・ 解散日までの未払い給与の支払い
- ・ 給与受給者への給与所得の源泉徴収票の交付（1ヶ月以内）

(4) 精算

財団法人の解散に伴う精算の概要は、下記の通り

1) 債権者に対する官報公告

精算開始の原因に該当することとなった後、遅滞なく、精算法人の債権者に対して2ヶ月以内に少なくとも3回の除斥の広告を行わなければならない。

また、催告書の広告を併せて行う。

2) 知れたる債権者に対する個別催告

解散法人の会計帳簿等によって判明している債権者には、個別に債権申出の催告書を送付しなければならない。

3) 残余財産の確定

現務の終了・債権の取り立て、債務の弁済を経て、収入・支出がなくなった段階で、残余財産が確定する。

4) 精算事務承認の清算人会

- ・ 解散日から残余財産の確定までの決算の承認
- ・ 確定した残余財産についての承認
- ・ 残余財産処分許可申請及び、精算結了届出についての承認

5) 主務官庁への残余財産処分許可申請、精算結了届出の提出

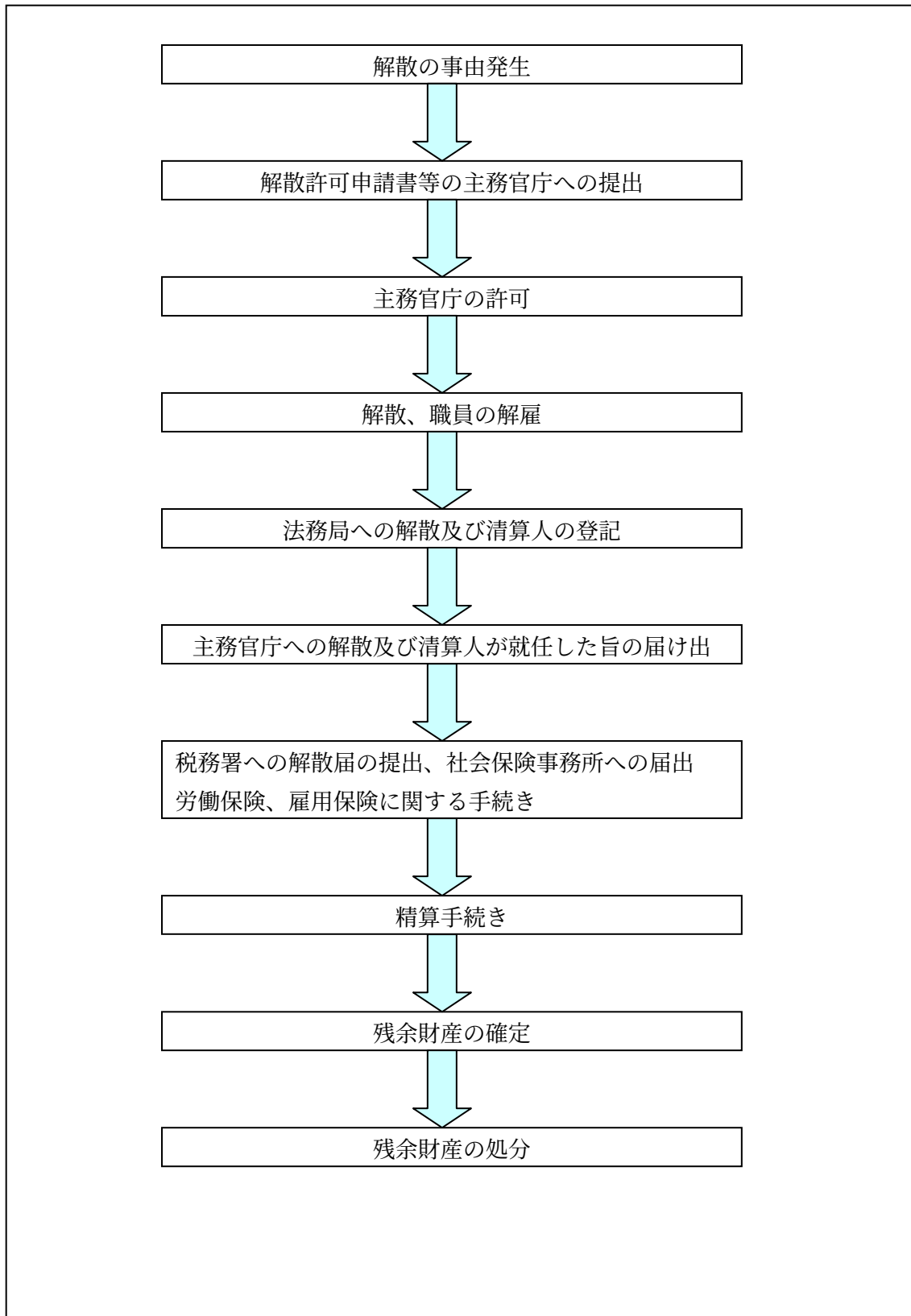
6) 残余財産の処分

- ① 定款又は、寄付行為に帰属者が直接指定されている場合には、その指定されているものに帰属する。
- ② 定款又は、寄付行為に帰属者を指定する方法が定められている場合には、その方法に従って帰属者を定める。
- ③ 上記①、②がない場合、理事が主務官庁の許可を得て、その法人の目的と類似した目的のために処分する。なお、以上の方法で処分されない財産は、国庫に帰属する。

宇治市の各財団の寄付行為における残余財産処分の規定

財団名	処分方法
財団法人宇治市文化センター	宇治市に帰属
財団法人宇治市霊園公社	この法人と類似の目的をもつ団体に寄付
財団法人宇治市福祉サービス公社	宇治市又は公社と類似の目的をもつ団体に寄付
財団法人宇治市公園公社	この法人と類似の目的をもつ団体に寄付
財団法人宇治市野外活動センター	宇治市又はこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄付

財団法人の解散手続きのフロー



（５）解散時の職員等の処遇について

- ・ 財団法人が解散する場合は、職員は雇用先が消滅するため解雇されるので、財団法人の解散に際しては、プロパー職員の雇用が最大の問題となることが多い。なお、解雇等に当たっては、通常の民間企業と同じ労働基準法、民法等が適用される。
- ・ 実務的には、財団の解散に際しては、前もってプロパー職員との協議を行い、雇用の確保についての方策や解雇の条件を検討することが必要となる。
- ・ 指定管理者の導入に伴う財団法人の解散の場合は、指定管理者による財団職員の再雇用が、かなり一般的に行われていると考えられる。
- ・ 指定管理者の募集要項において、指定管理者に財団職員の雇用について一定の配慮を求める場合もあり、条件として明示しているものもある。
- ・ なお、解散前に事業譲渡という形で民間企業等に財団の事業を引き継がせる場合には、従業員各人の同意を得て、労働契約の移転（転籍）をする方法もある。

（財団職員が業務の受託者に雇用された事例）

芦屋市立美術館（芦屋市文化振興財団：解散）

→ 市直営となり、市から運営業務を受託した NPO 法人 芦屋ミュージアム・マネジメントが館職員を雇用。なお、NPO の雇用までには、市と財団職員との間で継続的な話し合いがもたれた。

（募集要項で財団職員の雇用を求めた事例）

熊本県立劇場 指定管理者募集要項 P8 管理執行体制の留意点

「現在、県立劇場の管理運営を行っている（財）熊本県立劇場の職員のうち、雇用を希望する職員の継続雇用についての提案を求めます。提案については、事業計画書で提案してください。」

米子市文化ホール 指定管理者募集要項 P10 その他の条件

「指定管理者は、管理業務を行うため、新たに職員を雇用する場合にあっては、現に当該管理業務の処理を市から委託されている財団法人米子市教育文化事業団の職員の採用に配慮するよう努めること」